



神奈川県

福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

KANAGAWA

かながわ子どもみらいプラン

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

ごあいさつ

神奈川県では、子どもや子育て家庭への支援を総合的に推進するため、平成 27 年 3 月に「かながわ子どもみらいプラン」を策定し、子ども・子育て支援新制度による子育て支援を充実・強化するとともに、保育所など多様な教育・保育サービスの充実、本県独自の地域限定保育士試験の実施などによる保育士確保対策、結婚から育児までの切れ目ない支援などに取り組んできました。

一方、女性の就業率が上昇し、保育所や放課後児童クラブへのニーズが増す中、核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育ての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないことなどが課題となっており、社会全体で子育てを支えるしくみの充実が重要となっています。

また、児童虐待や子どもの貧困、いじめや不登校が社会問題化するなど、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、支援を必要とする子どもを守る体制づくりが求められています。

そこで、県では、すべての子どもに笑いがあふれ、幸福で健やかに成長できる社会の実現をめざし、「かながわ子どもみらいプラン」を改定しました。プランでは、改定前のプランに引き続き、「子どもが生きる力」、「保護者が育てる力」、「社会全体が支える力」の 3 つの力を基本的視点として、子どもと子育て家庭を応援する取組みを充実・強化してまいります。

なお、プランの改定に当たっては、神奈川県子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、県民の皆様から多くの貴重なご意見やご提案をいただきました。皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

県では今後とも、県民が子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを進め、「子どもを生むなら神奈川 子育てするなら神奈川」を実現したいと思っていますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和 2 年 3 月

神奈川県知事 黒岩祐治

目次

I はじめに

1	計画改定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	4
4	計画の対象	4

II 本県の子ども・子育てを取り巻く現状

1	少子化の現状	7
2	子ども・子育てをめぐる現状	13
3	仕事と子育ての両立の状況	20
4	子育てをめぐる県民の意識	23

III 計画の基本理念等

1	基本理念	27
2	めざす姿	27
3	基本的視点	27
4	施策体系	29

IV 「3つの力」を充実・強化する取組み

1	「子どもが生きる力」を伸ばすために	
	重点施策1 子ども「生きる力」をはぐくむ教育環境の充実	33
	重点施策2 子ども・若者の健全育成の推進	40
	重点施策3 支援を必要とする子どもを守る体制づくり	47
2	「保護者が育てる力」を発揮するために	
	重点施策1 多様なニーズに応じた幼児期の教育・保育等の提供体制の充実	59
	重点施策2 妊産婦及び子どもの健康の増進	65
	重点施策3 子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進	67
3	「社会全体が支える力」を大きくするために	
	重点施策1 社会全体による子ども・子育て支援のための基盤づくり	73
	重点施策2 地域における子ども・子育て支援の充実	75
	重点施策3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	79
	重点施策4 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	82

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

- | | | |
|---|-------------------------|-----|
| 1 | 幼児期の教育・保育の需給計画 | 87 |
| 2 | 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数 | 101 |

VI 計画の点検・評価及び推進体制

- | | | |
|---|---------------|-----|
| 1 | 計画の達成状況の点検・評価 | 105 |
| 2 | 計画の推進体制 | 105 |
| 3 | 各施策の数値目標 | 106 |

VII 参考資料

- | | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 計画改定の経過 | 110 |
| 2 | 関連条例 | 111 |

I はじめに

1 計画改定の趣旨

本県では、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の位置付けを併せ持つ計画として、「かながわ子どもみらいプラン」を平成27年3月に策定し、子ども・子育て支援の取組みを進めてきました。

しかし、女性の就業率の上昇を背景に、保育所や放課後児童クラブへのニーズが増加する中、待機児童の解消には至っておらず、また、核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育ての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないことなどが課題となっています。さらに、児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、いじめの問題や不登校の増加など、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、障がいの状態や国籍などにかかわらず、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現が一層求められています。

そこで、現行計画は令和元年度で終了しますが、引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していくため、計画を改定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 位置付け

- 子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画の位置付けを併せ持つ計画です。
- 県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する個別計画です。

(子ども・子育て支援法第62条第1項)

都道府県は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

(次世代育成支援対策推進法第9条)

都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

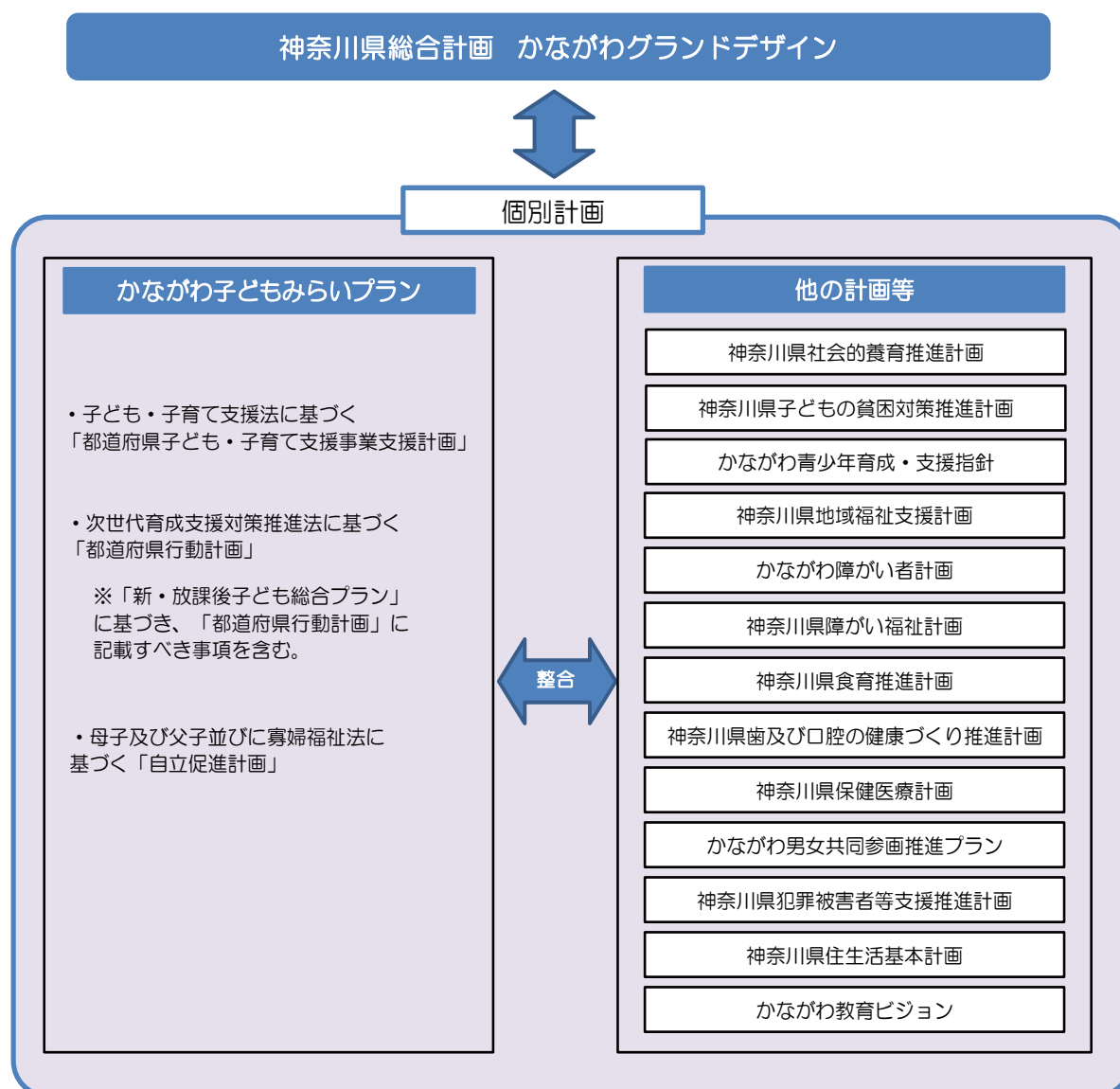
(2) 関連計画との整合

子ども・子育てに関連する以下の計画とも整合を図り、取組みを進めていきます。

【関連計画】

神奈川県社会的養育推進計画、神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画（本計画と一体的に策定）、神奈川県子どもの貧困対策推進計画、
かながわ青少年育成・支援指針（子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画）、神奈川県地域福祉支援計画、
かながわ障がい者計画、神奈川県障がい福祉計画、神奈川県食育推進計画、
神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画、神奈川県保健医療計画、
かながわ男女共同参画推進プラン、神奈川県犯罪被害者等支援推進計画、
神奈川県住生活基本計画、かながわ教育ビジョン

<参考：「かながわ子どもみらいプラン」の位置付け>



(3) SDGs¹との関係

県の政策の基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現は、「いのち」を起点として「持続可能な神奈川」を実現することであり、SDGsの理念と方向性を同じくしています。

本プランにおける基本理念（「すべての子どもに笑いがあふれ、幸福で健やかに成長できる社会の実現をめざします」）も、SDGsの理念や目標の一部を共有するものであり、プランの基本理念実現のための「3つの力」の充実・強化に引き続き取り組むことにより、持続可能な神奈川の実現を図り、SDGsの目標達成にも役割を果たしていきます。

【参考】SDGs [世界を変えるための17の目標]



【本プランに関連するゴール】



¹ SDGs（エスディージーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）
平成27年9月の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など17のゴール（目標）を設定。

3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

4 計画の対象

すべての子どもと子育て家庭、そして、これらを取り巻く県民、事業者、行政等を対象とします。(施策の内容により、対象が異なります。)

Ⅱ 本県の子ども・子育てを取り巻く現状

ここでは、計画改定の背景となる本県の子ども・子育てを取り巻く現状や子育てをめぐる県民の意識などを記載します。

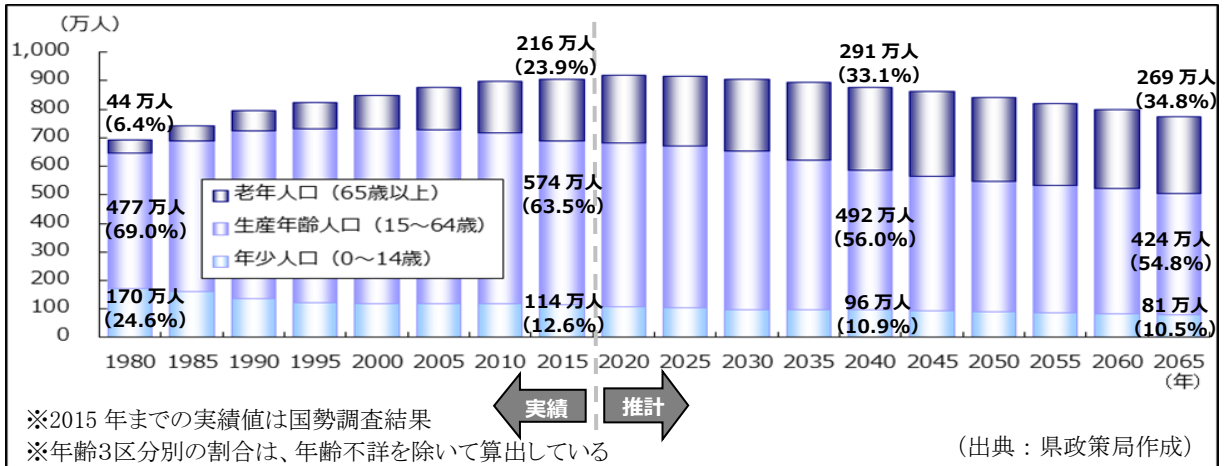
1 少子化の現状

(1) 年少人口の減少

本県の0～14歳の年少人口は、減少傾向が続いており、1980年の約170万人に対し、2015年は約114万人となっています。

また、将来人口推計では、2040年には約96万人に、2065年には約81万人に減少すると見込まれています。

■図表1：県の年齢3区別の人口推計（中位推計）

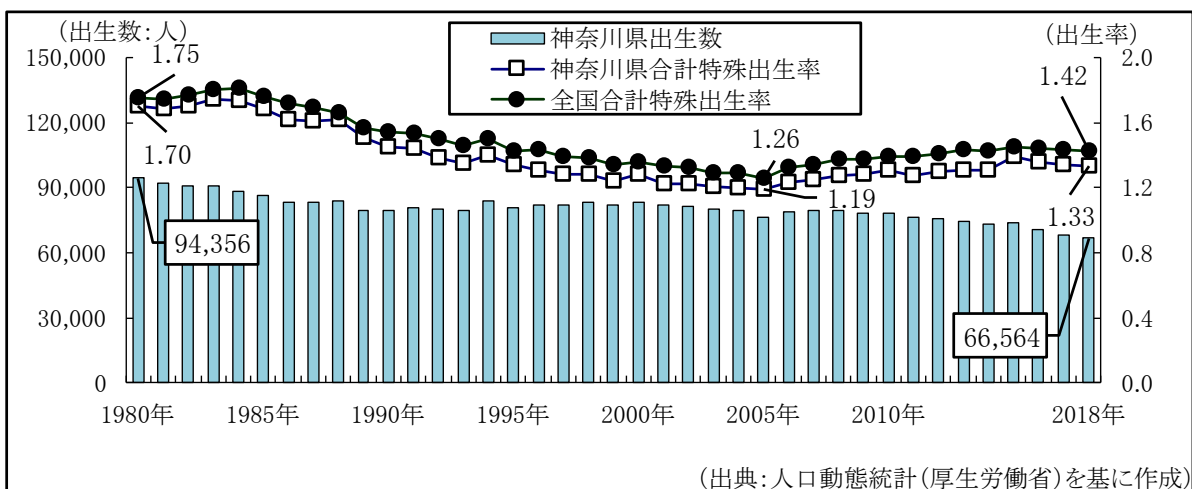


(2) 出生数及び合計特殊出生率の推移

本県の出生数は、1980年の約9.4万人に対し、2018年には約6.7万人と減少傾向が続いています。

また、合計特殊出生率は、2005年に過去最低の1.19を記録した後は上昇に転じていますが、2018年は1.33と、依然として人口が長期で安定的に維持される人口置換水準(2.07)を大幅に下回っています。

■図表2：出生数、合計特殊出生率の推移（全国、神奈川県）

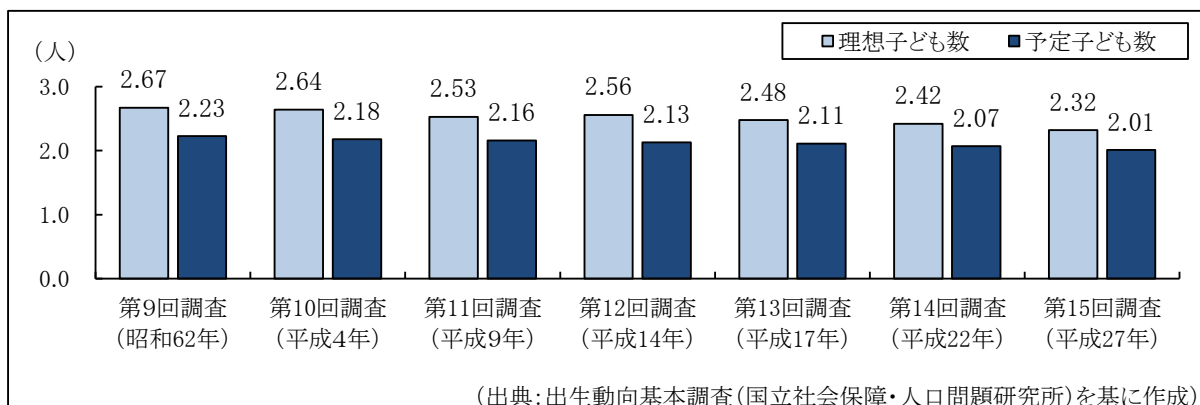


(3) 理想子ども数と予定子ども数

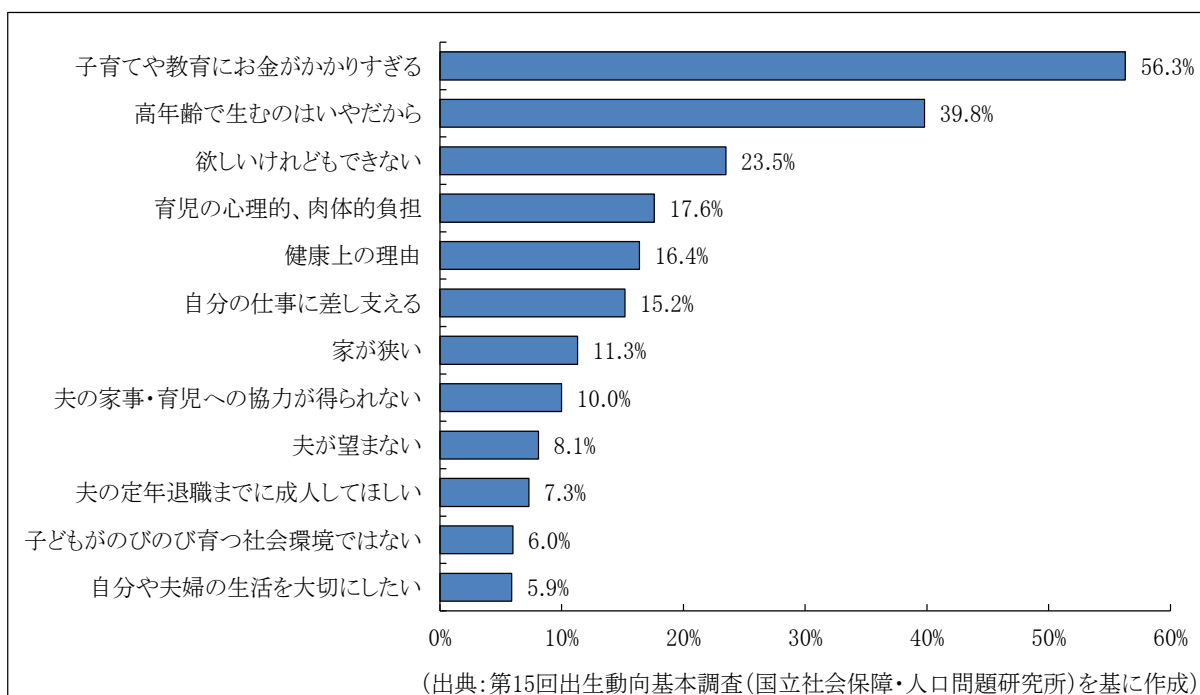
結婚と出産に関する全国調査によると、夫婦にとって理想的な子どもの数は、低下傾向にあり、平成27年は2.32人で過去最低を更新しています。また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数も、過去最低である2.01人となっています。

予定子ども数が理想子ども数を下回る理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最も多く、次いで「高年齢で生むのはいやだから」、「欲しいけれどもできない」となっています。

■図表3：平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移（全国）



■図表4：予定子ども数が理想子ども数を下回る理由（全国）



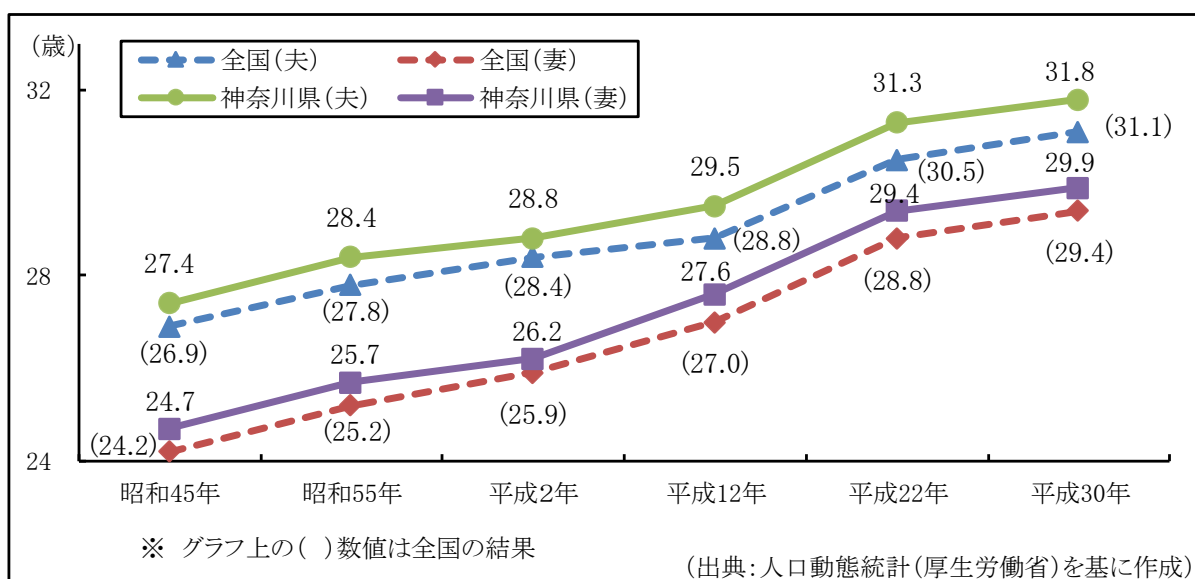
(4) 晩婚化・未婚化の進行

本県の平均初婚年齢は、全国と同様に夫、妻とも上昇傾向にあり、晩婚化が進行しています。

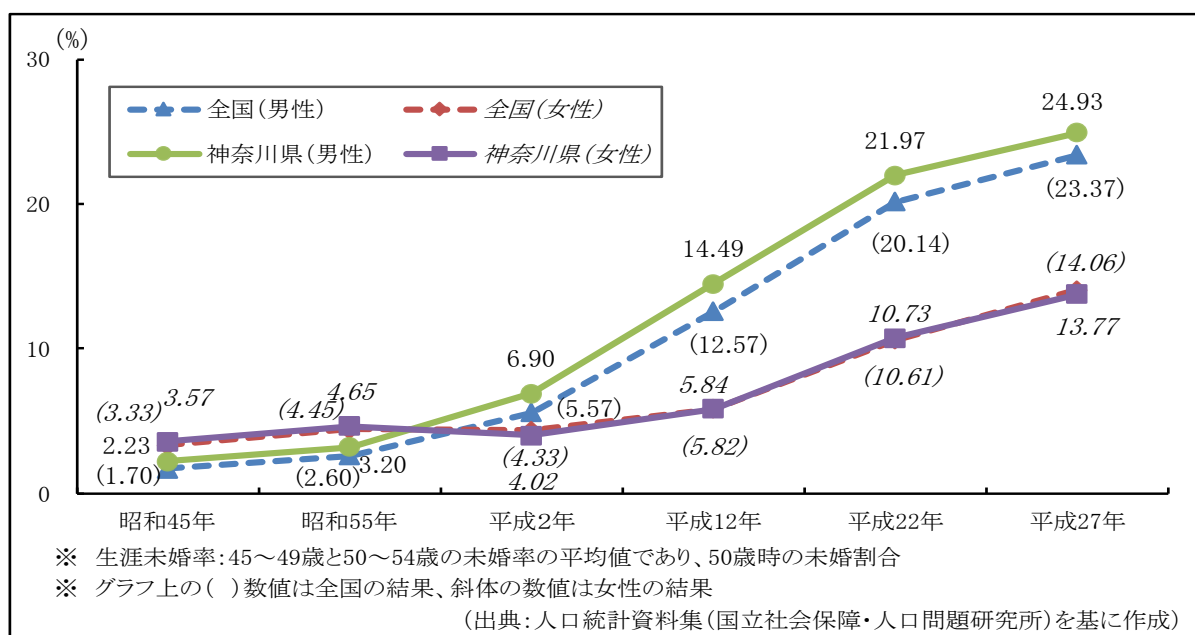
また、生涯未婚率（50歳時の未婚割合）も同様に増加しており、昭和45年から平成27年の45年間で、男性は約11倍に、女性は約4倍に増えています。

こうした晩婚化・未婚化の背景には、結婚に対する男女の意識の変化や不本意に非正規で働く若者が他の年代に比べて多いことなどが関連しているとみられます。

■図表5：平均初婚年齢の推移（全国、神奈川県）



■図表6：生涯未婚率の推移（全国、神奈川県）

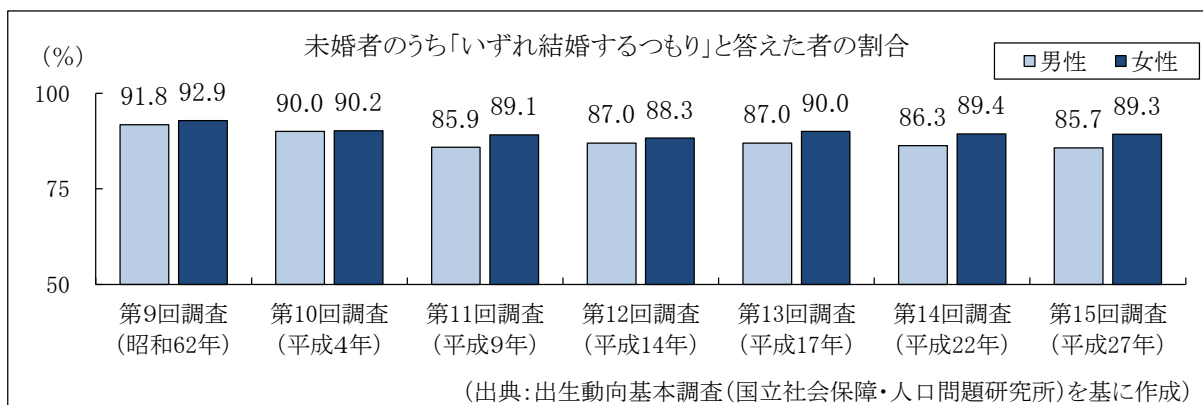


(5) 結婚に対する意識

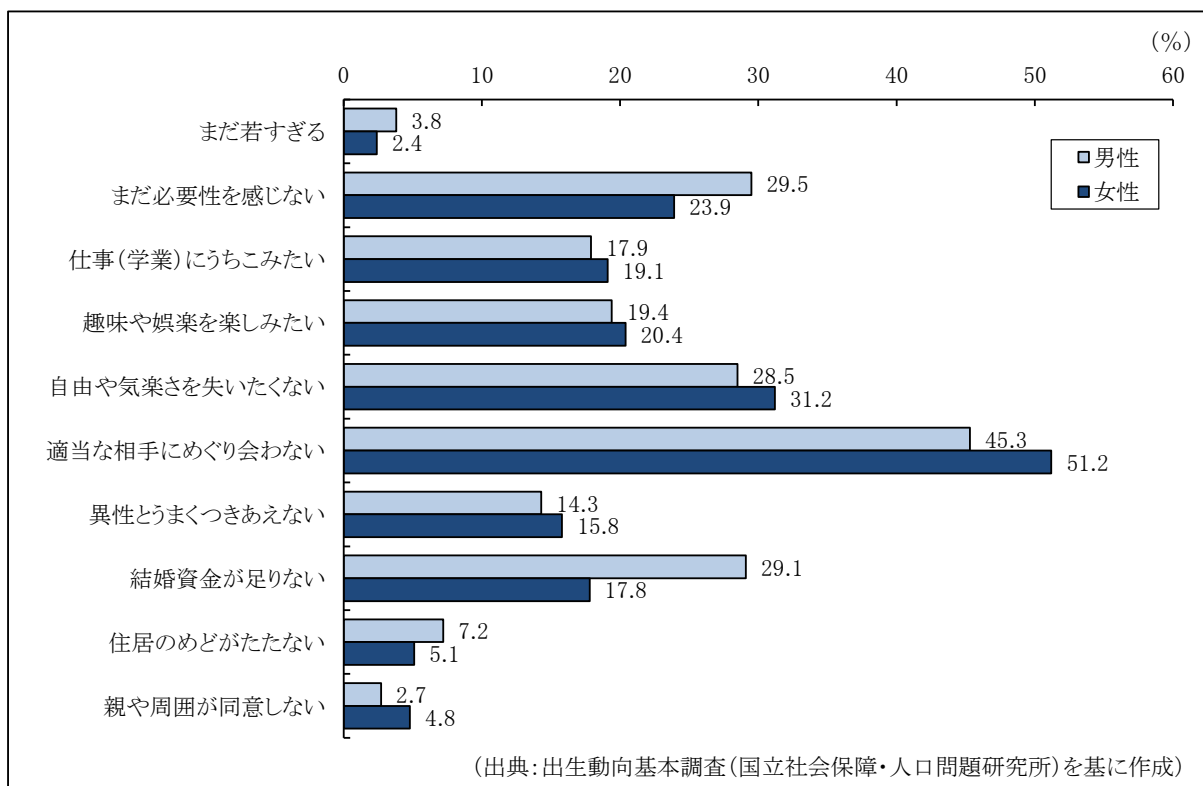
未婚者（18歳～34歳）に結婚の意思を尋ねた全国調査の結果をみると、「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚者の割合は、男女ともに概ね9割前後で推移していますが、若干低下しています。

また、同調査で未婚者に尋ねた「独身でいる理由」については、男女ともに「適当な相手にめぐり会わない」が最も多く、次に多いのが、男性では「まだ必要性を感じない」、女性では「自由さや気楽さを失いたくない」となっています。

■図表7：未婚者の生涯の結婚意思（全国）



■図表8：独身でいる理由（全国）



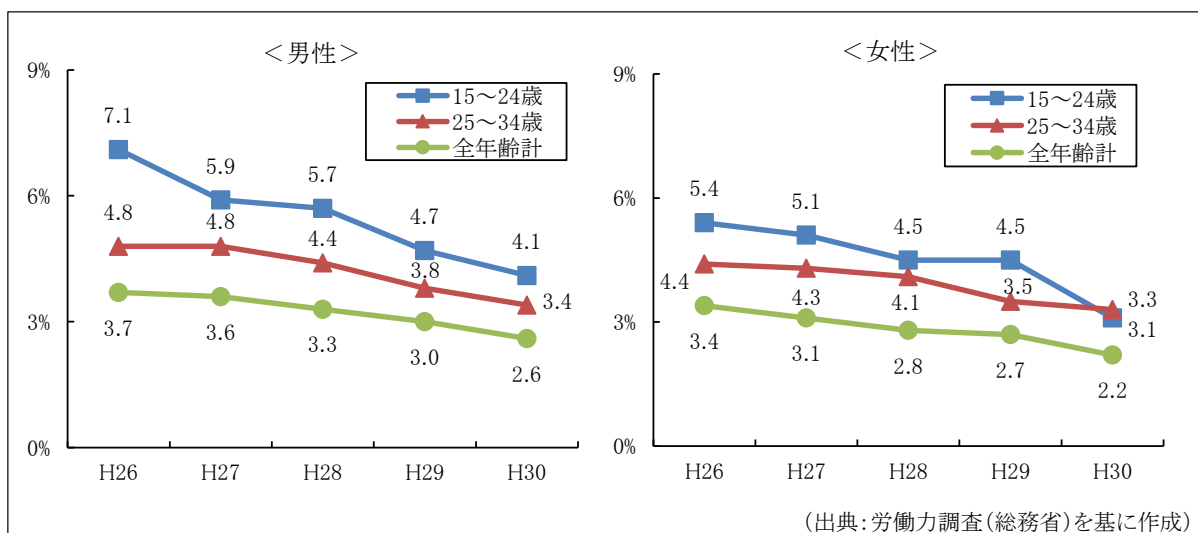
(6) 若年者の就労状況

全国の若年者（15～34歳）の完全失業率は、男女ともに全年齢の合計より高い水準になっているものの、近年低下しており、平成30年では、25～34歳の男性が3.4%、女性が3.3%となっています。

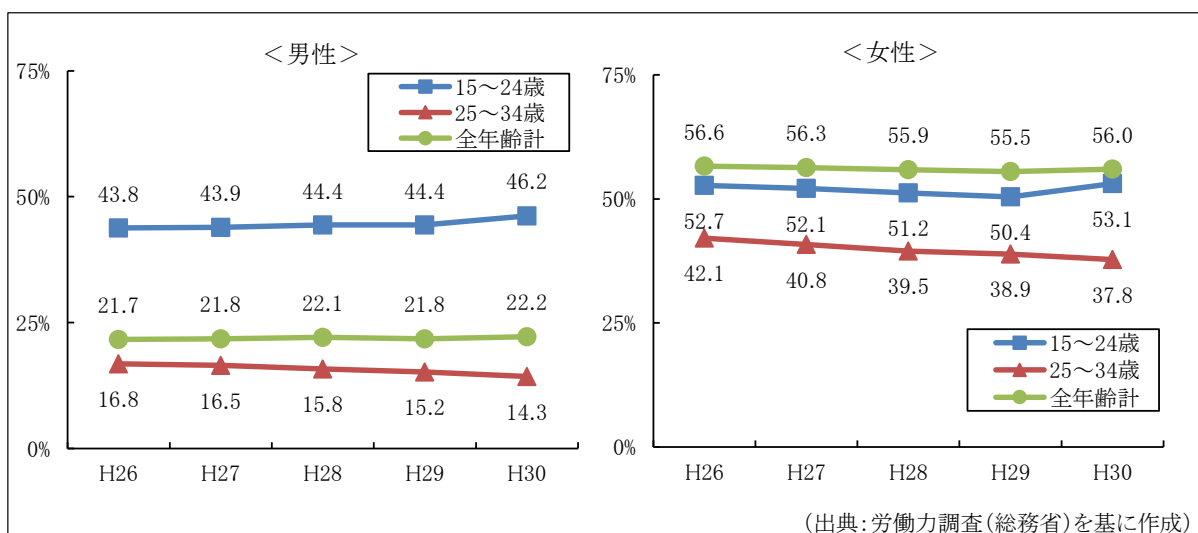
また、非正規雇用割合は、若年者のうち、25～34歳では近年低下しており、平成30年では、男性が14.3%、女性が37.8%となっています。

さらに、雇用者の平成29年の所得分布を平成9年と比べると、20歳代では250万円未満の割合が増加し、30歳代では400万円未満の割合が増加しています。

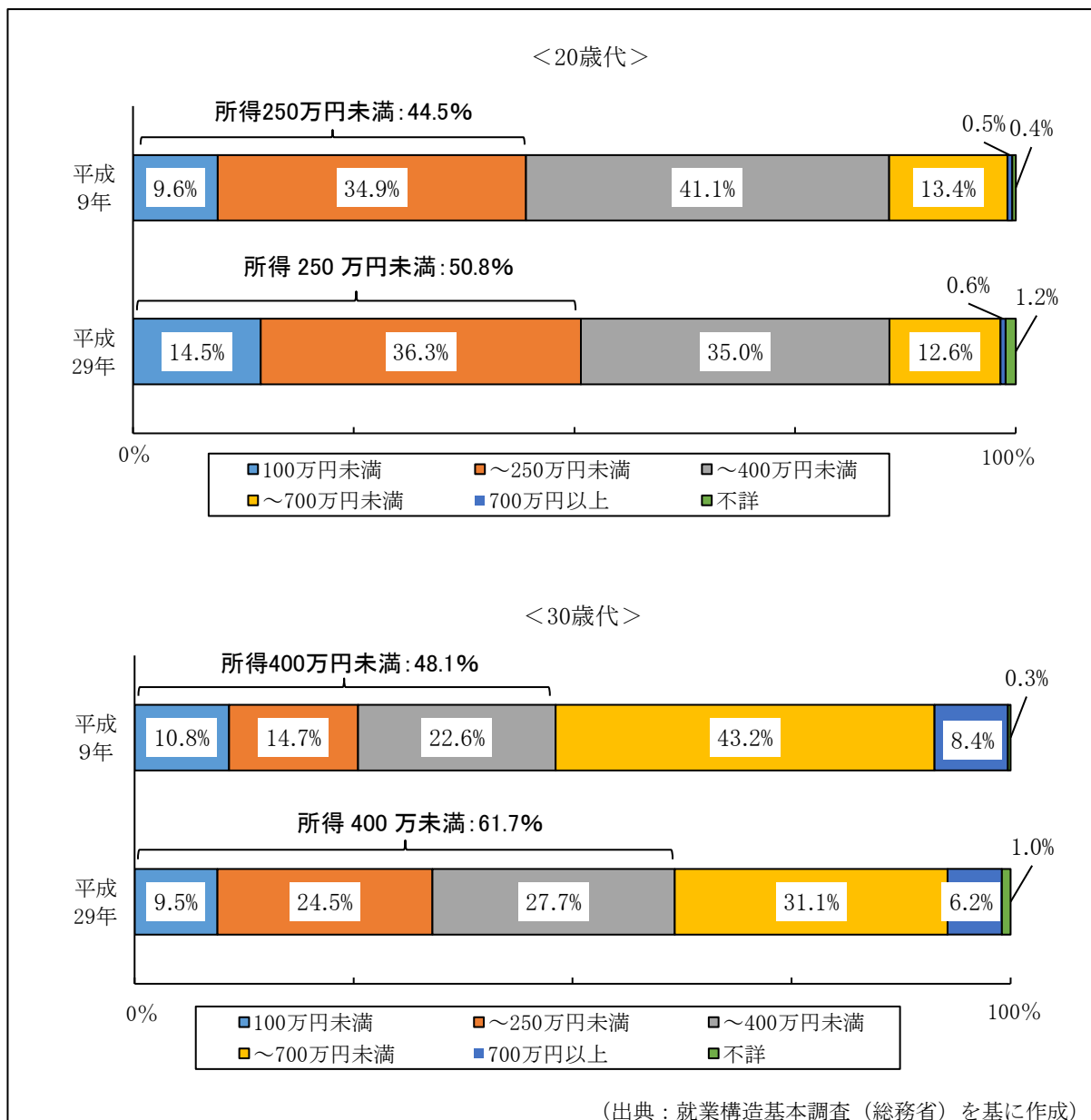
■図表9：若年者の完全失業率の推移（全国）



■図表10：若年者の非正規雇用割合の推移（全国）



■図表11：20歳代・30歳代の所得分布（全国）



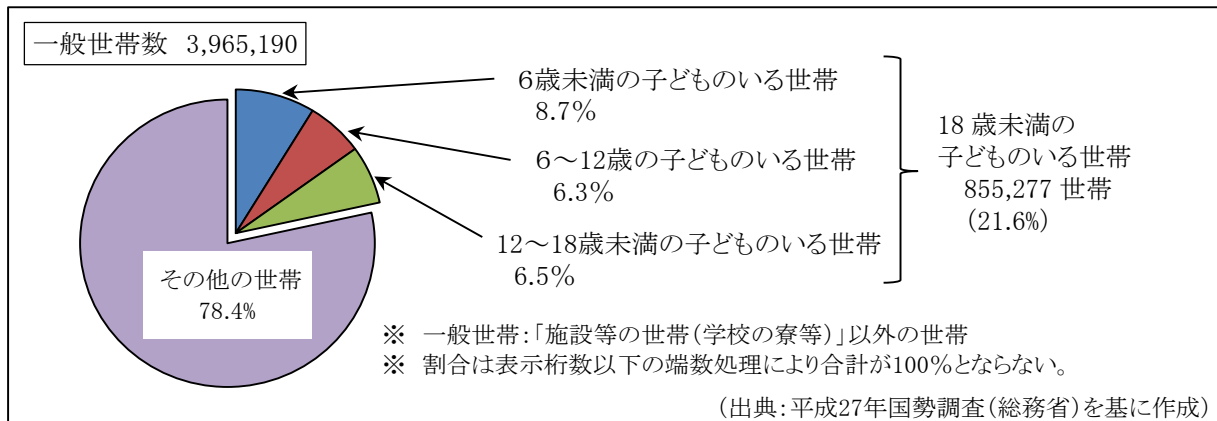
2 子ども・子育てをめぐる現状

(1) 家族のかたちの変化

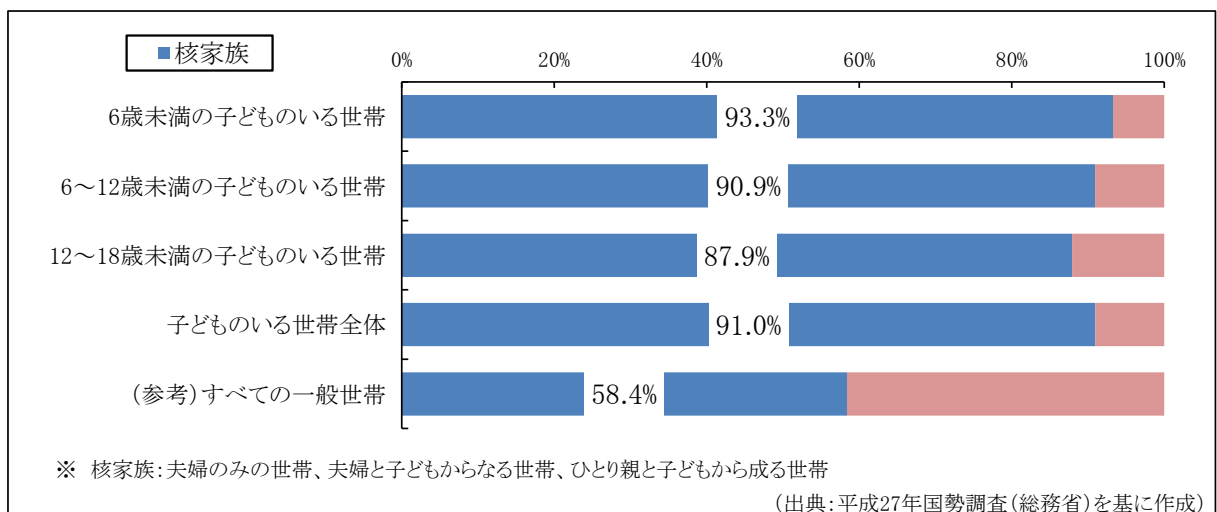
本県の世帯構成をみると、18歳未満の子どものいる世帯は、平成27年では全体の4分の1以下となっており、子どものいる世帯の約9割が核家族となっています。

また、子どものいる世帯のうち、夫婦共働き世帯の割合は、平成24年の47.1%に対し、平成29年では55.6%と増加しています。

■図表12：子どもがいる世帯の割合（神奈川県）



■図表13：核家族の割合（神奈川県）



■図表14：夫婦共働き世帯数及び割合（全国、神奈川県）

(単位:世帯数、%)

	平成24年			平成29年		
	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合
神奈川県	1,248,500	588,300	47.1	1,177,700	654,600	55.6
全国	16,386,900	8,807,700	53.7	15,312,000	9,084,300	59.3

※ 子どものいる世帯総数:「夫婦と子どもから成る世帯」、「夫婦、子どもと親から成る世帯」の合計数

※ 夫婦共働き世帯数:子どものいる世帯総数のうち、夫婦共に有業の世帯数

(出典:就業構造基本調査(総務省)を基に作成)

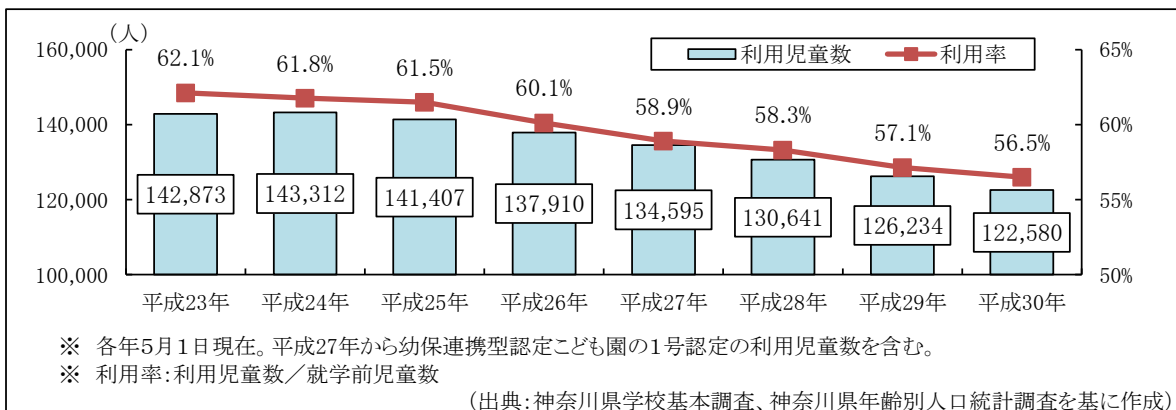
(2) 県内の教育・保育サービス等の利用状況

県内の幼稚園等の利用児童数は減少傾向にあり、平成30年では122,580人で、就学前児童数に占める割合は56.5%と低下しています。

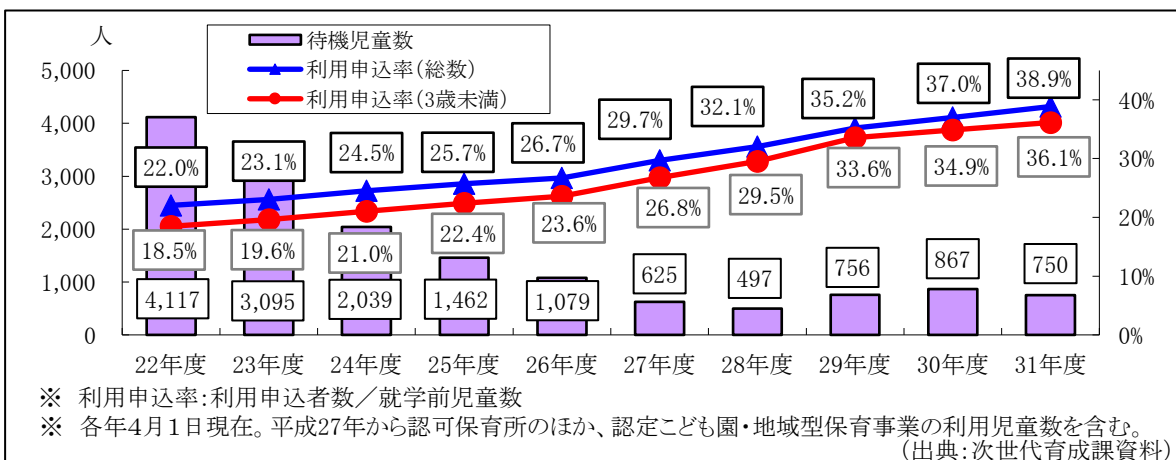
一方、保育所等の利用については、平成31年の利用申込率（就学前児童数に対する利用申込者数の割合）は現在の集計方法となった平成14年以来最高となり、保育所等利用待機児童数は750人となっています。

また、放課後児童クラブの登録児童数についても年々増加しており、利用できなかった児童も発生しています。

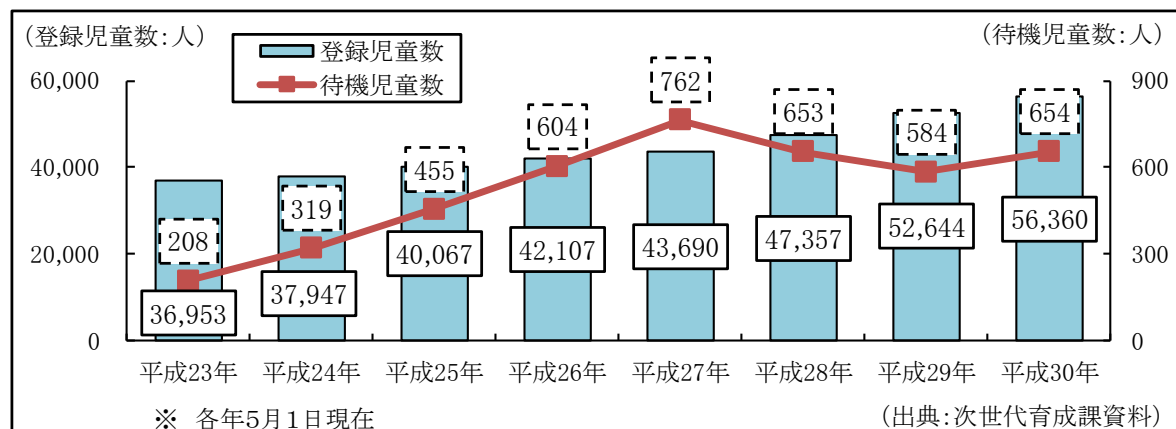
■図表15：幼稚園等利用児童数等の推移（神奈川県）



■図表16：保育所等利用待機児童数等の推移（神奈川県）



■図表17：放課後児童クラブ登録児童数等の推移（神奈川県）

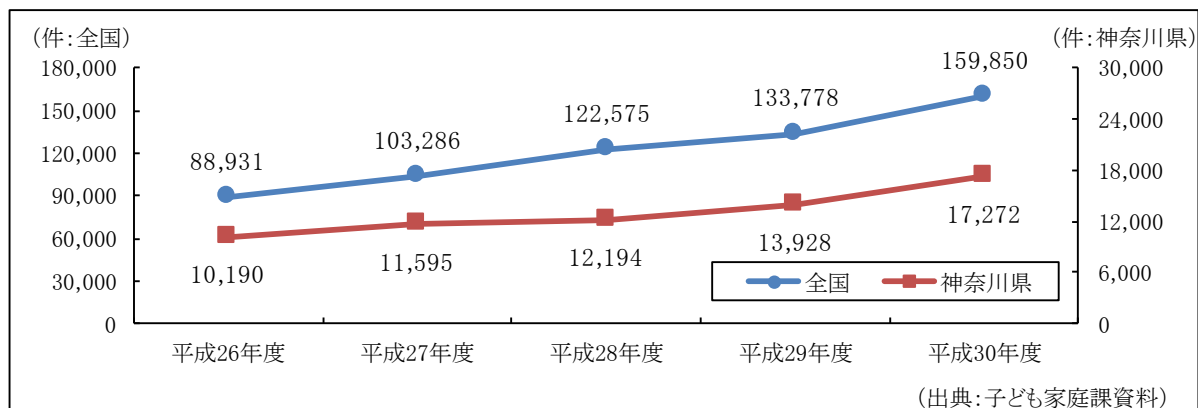


(3) 支援を必要とする子どもの状況

ア 児童虐待

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、平成30年度は過去最多の17,272件となっています。また、相談内容では、心理的虐待が最も多い割合を占めており、次いで、身体的虐待、保護の怠慢・拒否となっています。

■図表18：児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（全国、神奈川県）



■図表19：児童虐待相談対応件数の推移（内容別）（神奈川県）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体的虐待	2,774件 (27.2%)	2,916件 (25.1%)	3,018件 (24.7%)	3,293件 (23.6%)	3,697件 (21.4%)
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	2,436件 (23.9%)	3,077件 (26.5%)	3,099件 (25.4%)	3,165件 (22.7%)	3,420件 (19.8%)
心理的虐待	4,833件 (47.4%)	5,455件 (47.0%)	5,923件 (48.6%)	7,334件 (52.7%)	9,948件 (57.6%)
性的虐待	147件 (1.4%)	147件 (1.3%)	154件 (1.3%)	136件 (1.0%)	207件 (1.2%)
計	10,190件 (100.0%)	11,595件 (100.0%)	12,194件 (100.0%)	13,928件 (100.0%)	17,272件 (100.0%)

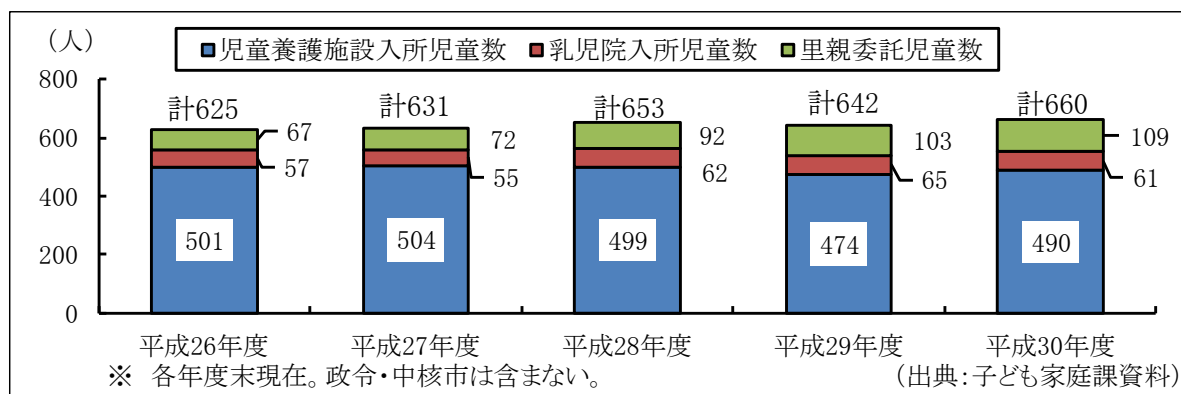
※割合は、表示桁数以下の端数処理により合計が100%とならない場合がある

(出典：子ども家庭課資料)

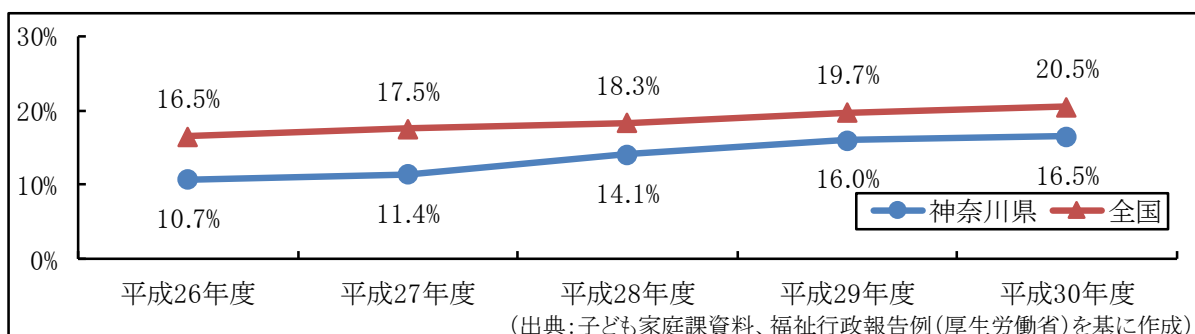
イ 社会的養護

本県における社会的養護を必要とする子どもの数は、650人前後でほぼ横ばいで推移しています。そのうち、里親・ファミリーホームで養育される子どもの割合である里親委託率は、増加傾向にあり、平成30年度は16.5%となっています。

■図表20：社会的養護を必要とする子どもの数の推移（神奈川県）



■図表 21：里親委託率の推移（全国、神奈川県）



ウ 子どもの貧困

平成 27 年の日本の子どもの貧困率は 13.9%で、およそ7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしています。また、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）では、大人が2人以上の世帯の貧困率が10.7%であるのに対して、大人が1人の世帯の貧困率は50.8%となっています。

なお、平成 27 年の全国の児童のいる世帯の平均稼働所得は 646.9 万円ですが、母子世帯は 213.8 万円となっています。

■図表 22：貧困率の推移（全国）

	平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年
相対的貧困率	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.6%
子どもの貧困率	13.4%	14.4%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%
子どもがいる現役世帯	12.2%	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が1人	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が2人以上	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.6%	10.7%
貧困線	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円

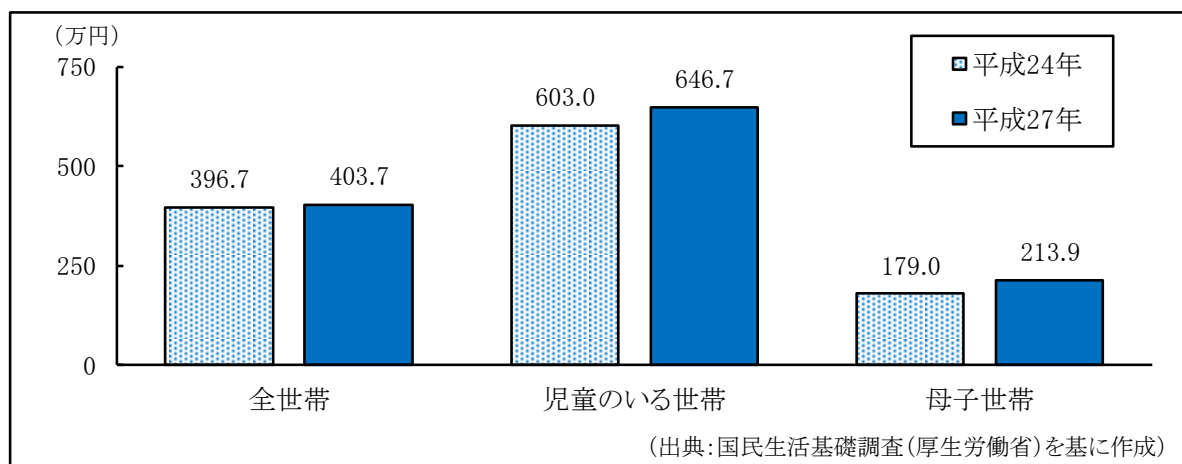
※貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額

相対的貧困率：貧困線に満たない世帯員の割合

子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合

(出典: 国民生活基礎調査(厚生労働省)を基に作成)

■図表 23：平均稼働所得の状況（全国）



エ いじめ・暴力行為及び不登校

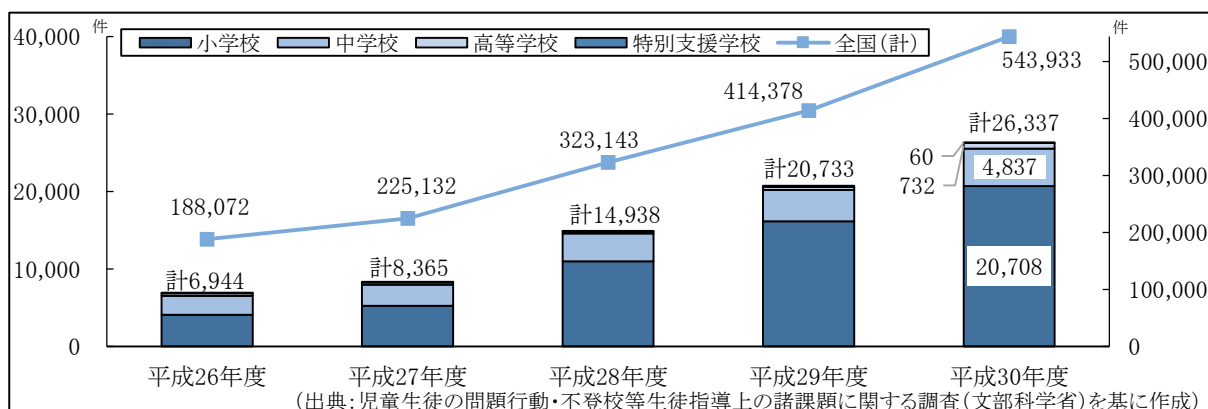
県内の平成30年度のいじめの認知件数は、前年度比5,604件増加の26,337件となっています。

暴力行為の発生件数は、前年度比642件増加の10,360件となっています。

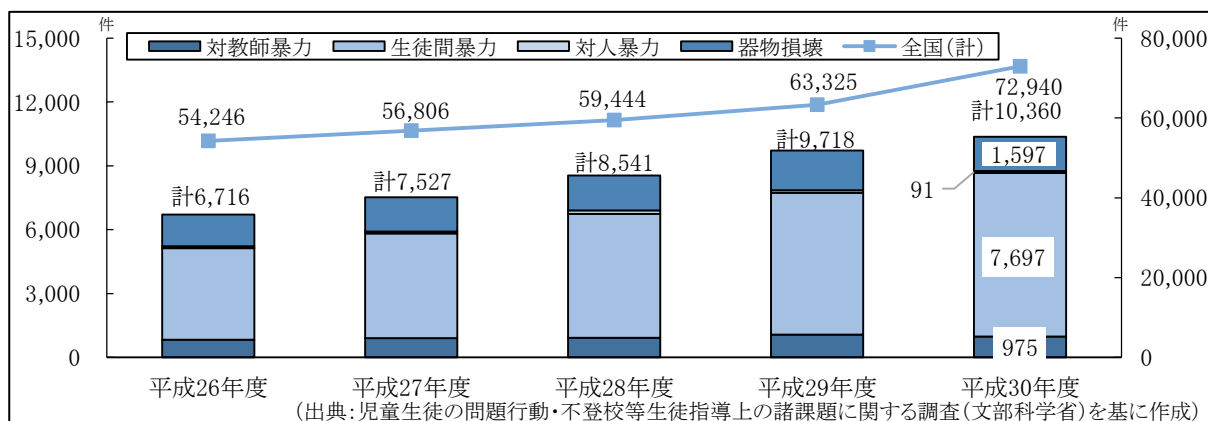
また、小・中・高等学校の不登校児童・生徒数は、前年度比1,230人増加の16,581人となっています。

いじめ・暴力行為及び不登校のいずれも全国的に増加傾向にあり、本県も同様の傾向となっています。

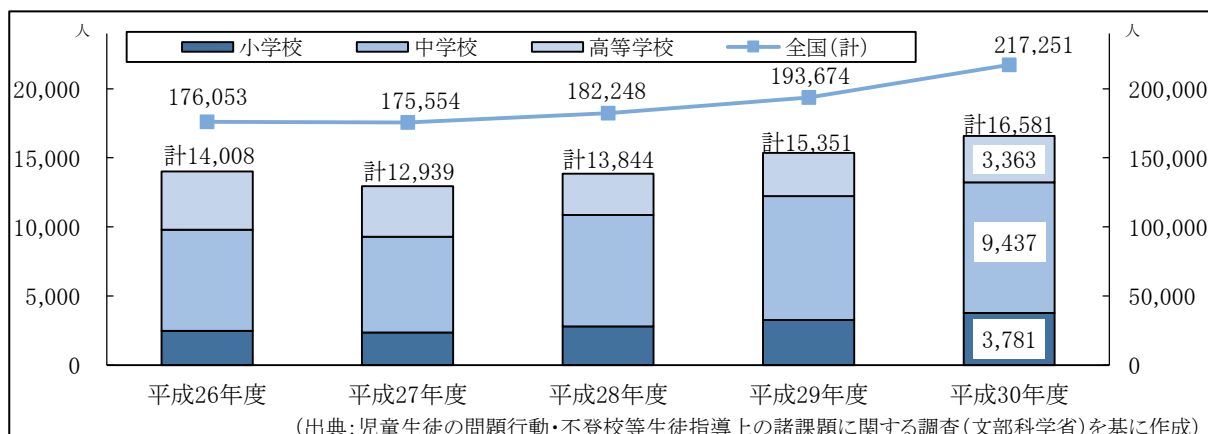
■図表24：いじめの認知件数の推移（全国、神奈川県）



■図表25：暴力行為の発生件数の推移（全国、神奈川県）



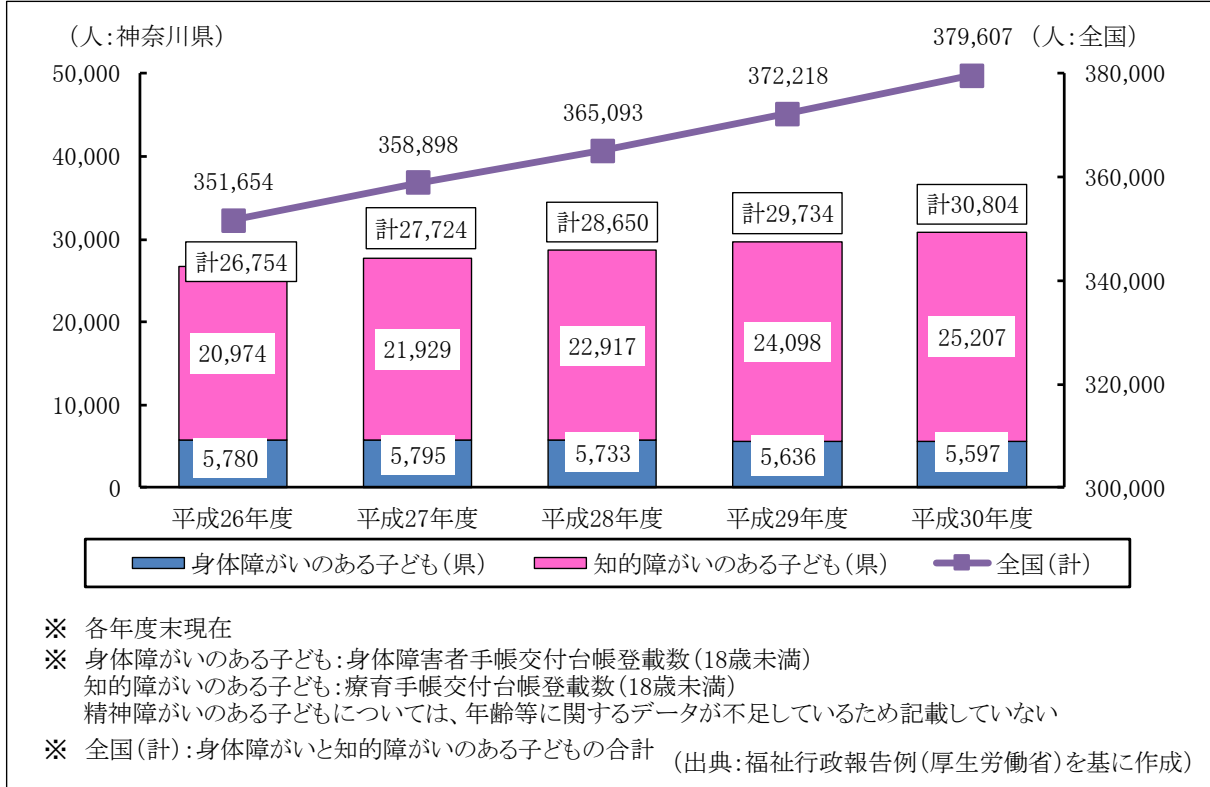
■図表26：不登校児童・生徒数の推移（全国、神奈川県）



オ 障がいのある子ども

県内の障がい（身体障がい及び知的障がい）のある子どもの数は、平成 26 年度の 26,754 人に対し、平成 30 年度は 30,804 人と増加しています。

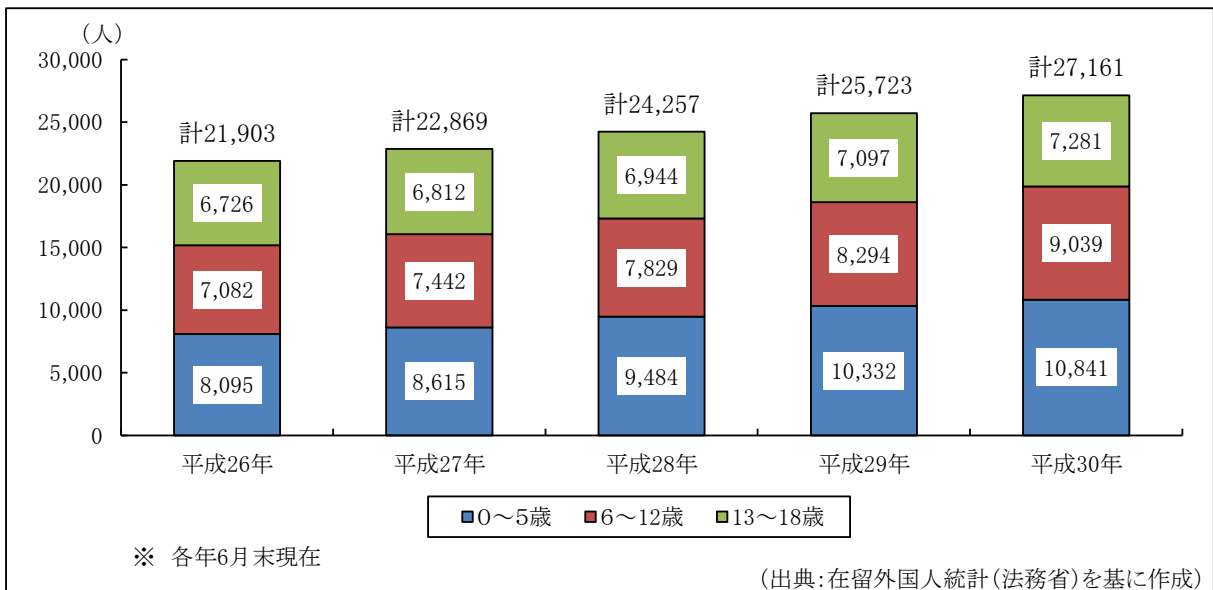
■図表 27：障がいのある子ども数の推移（全国、神奈川県）



カ 在留外国人の子ども

県内の在留外国人の子ども数は増加傾向にあり、0～5歳の就学前児童は、平成 26 年の 8,095 人に対し、平成 30 年には 10,841 人となっています。

■図表 28：在留外国人の子ども数の推移（神奈川県）

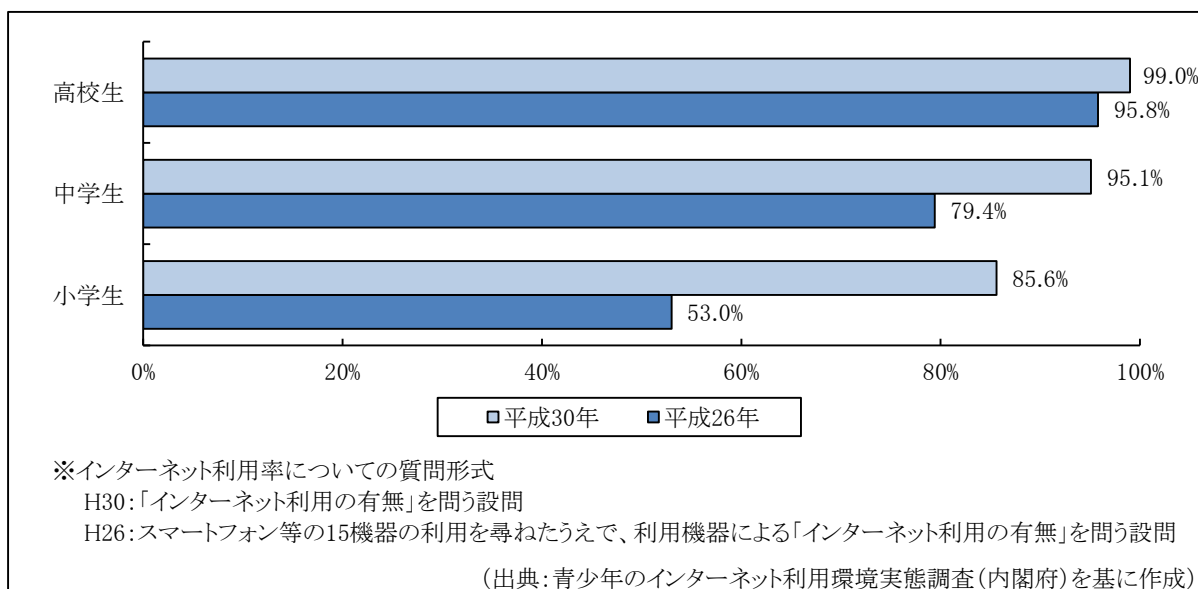


(4) 子どものインターネットの利用状況

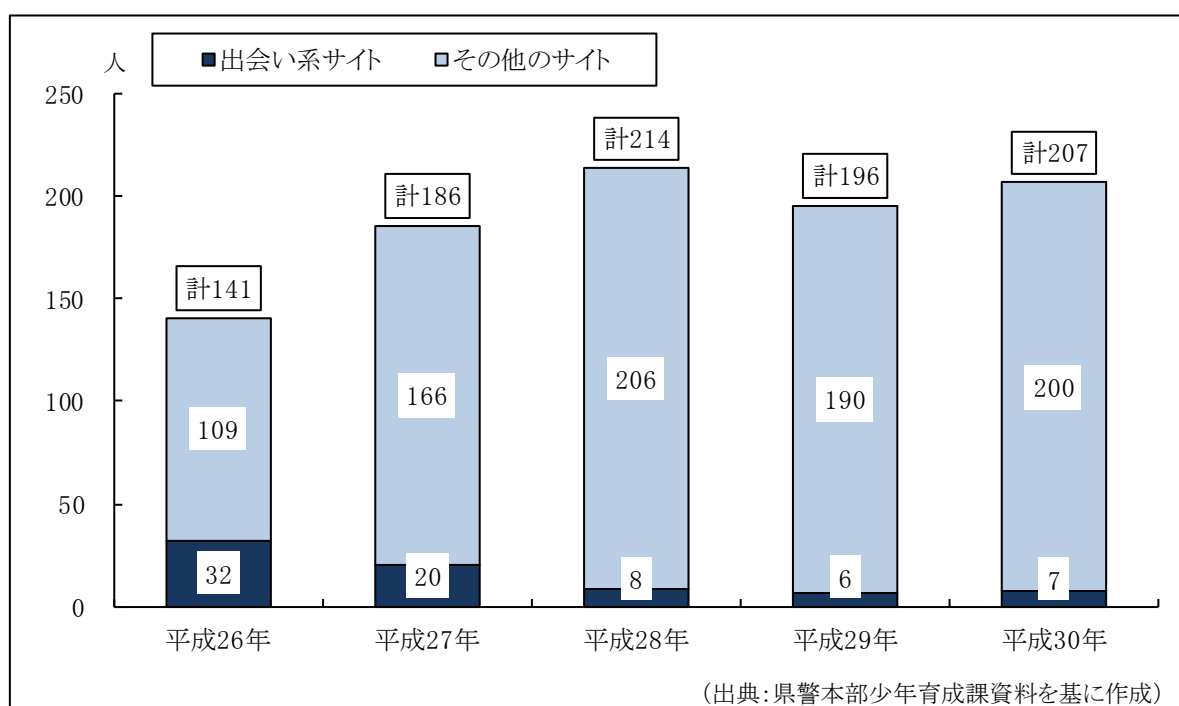
全国の子どものスマートフォン等によるインターネットの利用率は、平成 26 年と平成 30 年を比較すると増加しており、小学生では 53.0%から 85.6%となっています。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やゲームサイト等のいわゆるコミュニティサイト等を利用した事件の県内の被害児童は、平成 26 年の 141 人に対し、平成 30 年は 207 人と増加しています。

■図表 29：インターネットの利用率（全国）



■図表 30：コミュニティサイト等を利用した事件の被害児童（神奈川県）



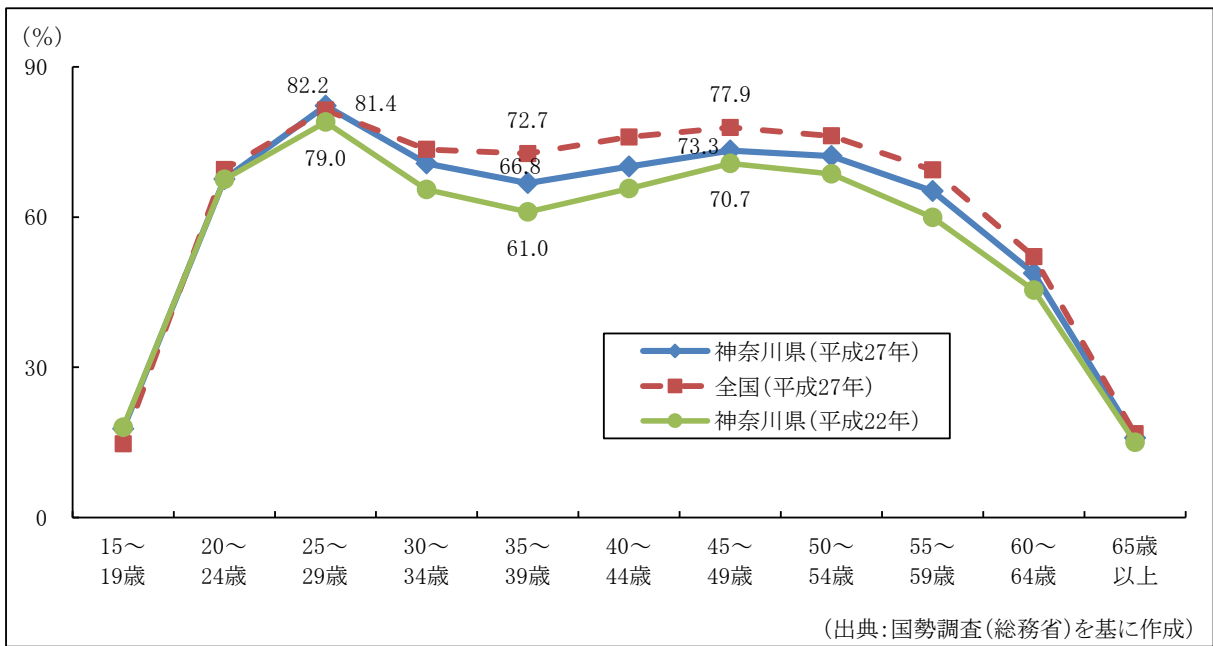
3 仕事と子育ての両立の状況

(1) 女性の就業継続等の状況

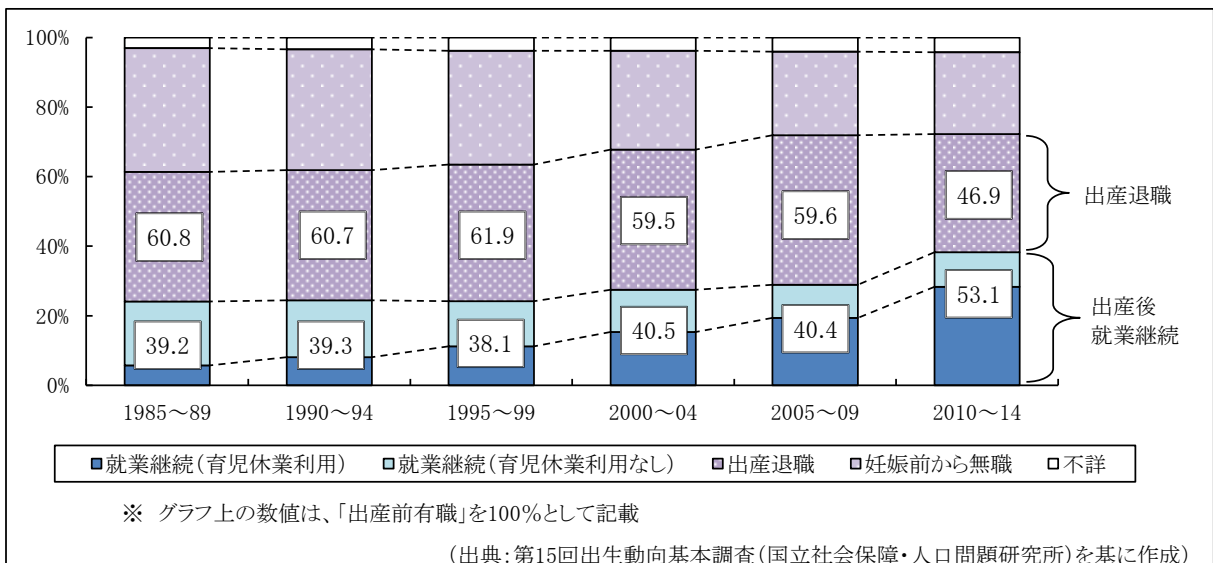
日本の女性の労働力率は、出産・子育て期にあたる30歳代で低下し、その後、再就職することにより上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いていますが、本県のM字カーブは近年改善傾向にあるものの、平成27年では底の値、深さともに全国最下位となっています。

M字カーブの改善にみられるとおり、出産・子育て期にあたる年代の労働力率は増加していますが、依然として約2人に1人が第1子の出産を機に離職しています。

■図表 31：女性の年齢階級別労働力率（全国、神奈川県）



■図表 32：第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化（全国）

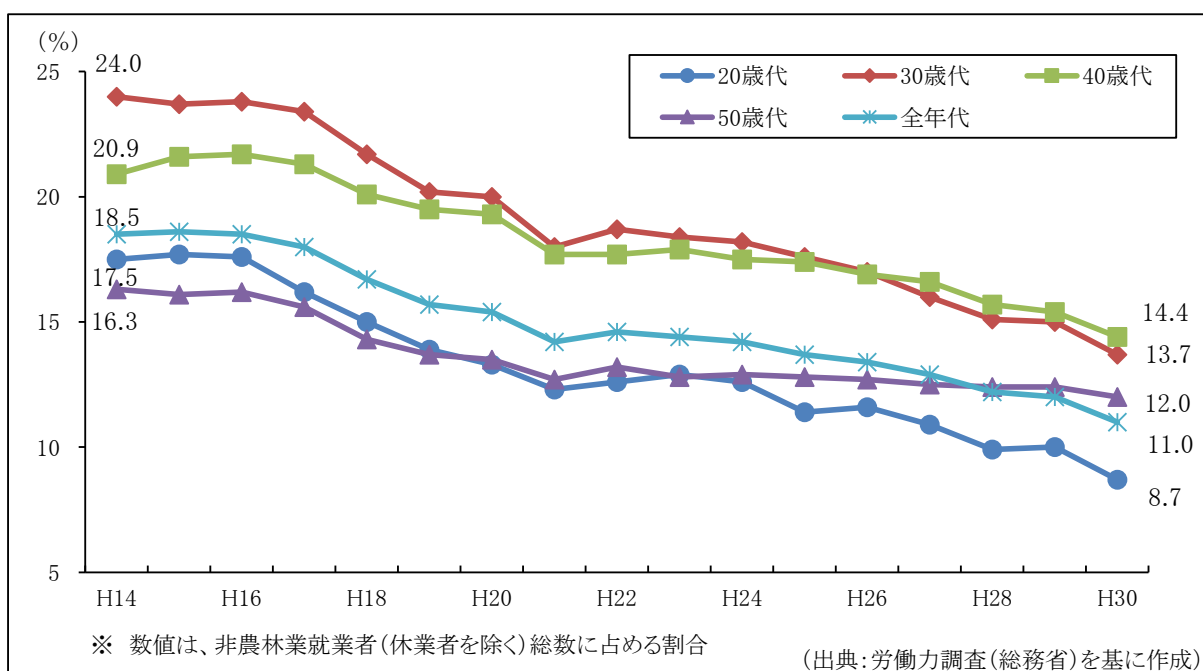


(2) 男性の就業等の状況

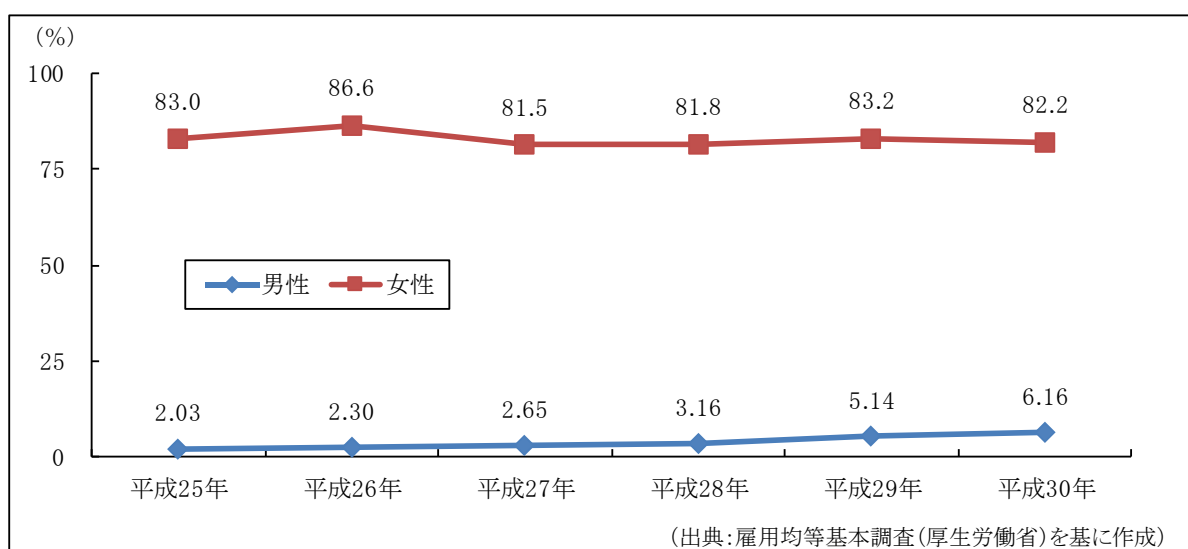
全国の週60時間以上の長時間労働をしている男性の割合は、近年概ね減少傾向にあります。子育て期にある30歳代、40歳代については、平成30年で、それぞれ13.7%、14.4%となっており、他の年齢層に比べて高い水準になっています。

男性の育児休業取得率は、平成25年の2.03%から平成30年には6.16%となり、上昇傾向にありますが、女性の取得率と比較すると依然として低水準にあり、男女間で大きな差が生じています。

■ 図表33：就業時間が週60時間以上の男性就業者の割合の推移（全国）



■ 図表34：育児休業取得率の推移（全国）

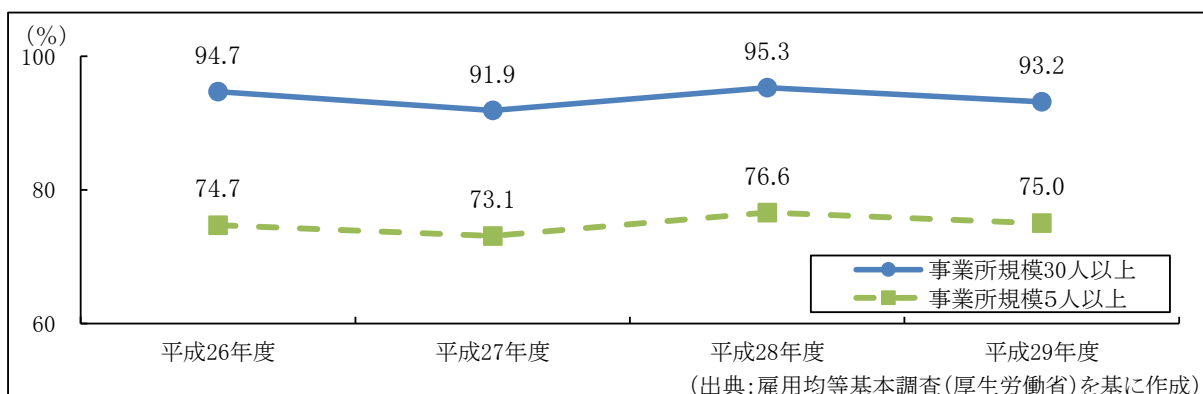


(3) 企業による取組みの状況

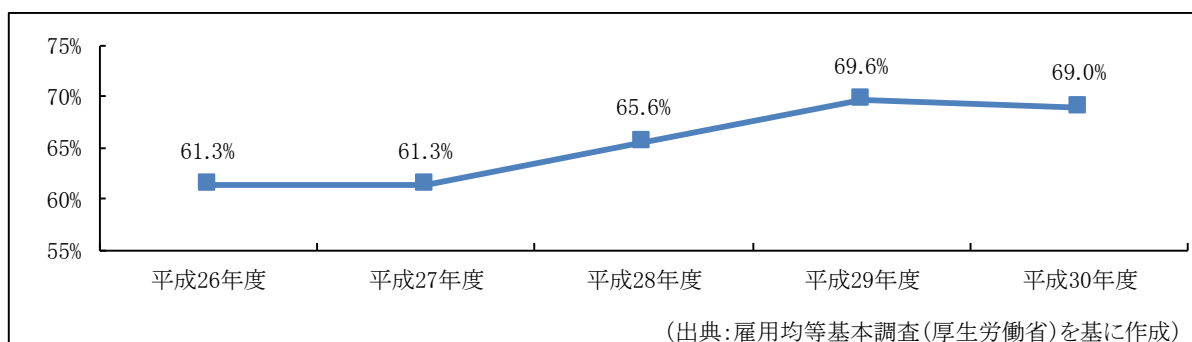
全国における育児休業制度の規定がある事業所の割合は、平成29年度で、事業者規模5人以上では75.0%、事業者規模30人以上では93.2%となっています。

また、育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は、69.0%となっており、各種制度の導入状況を見ると、「短時間勤務制度」、「所定外労働の制限」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」の順で多くなっています。

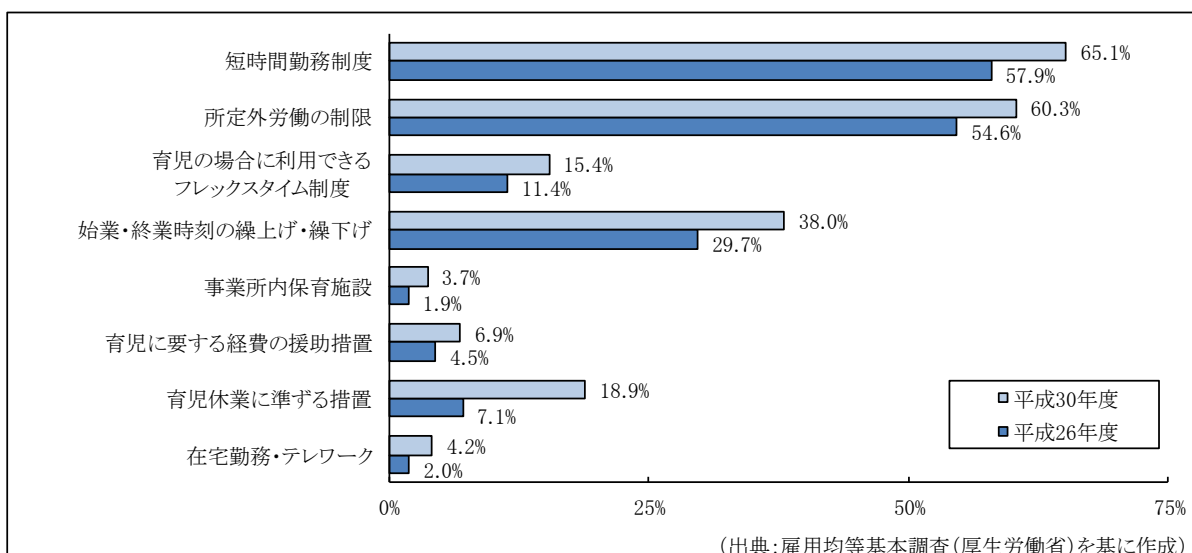
■図表35：育児休業制度の規定がある事業所の割合（全国）



■図表36：育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合（全国）



■図表37：育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況（全国）



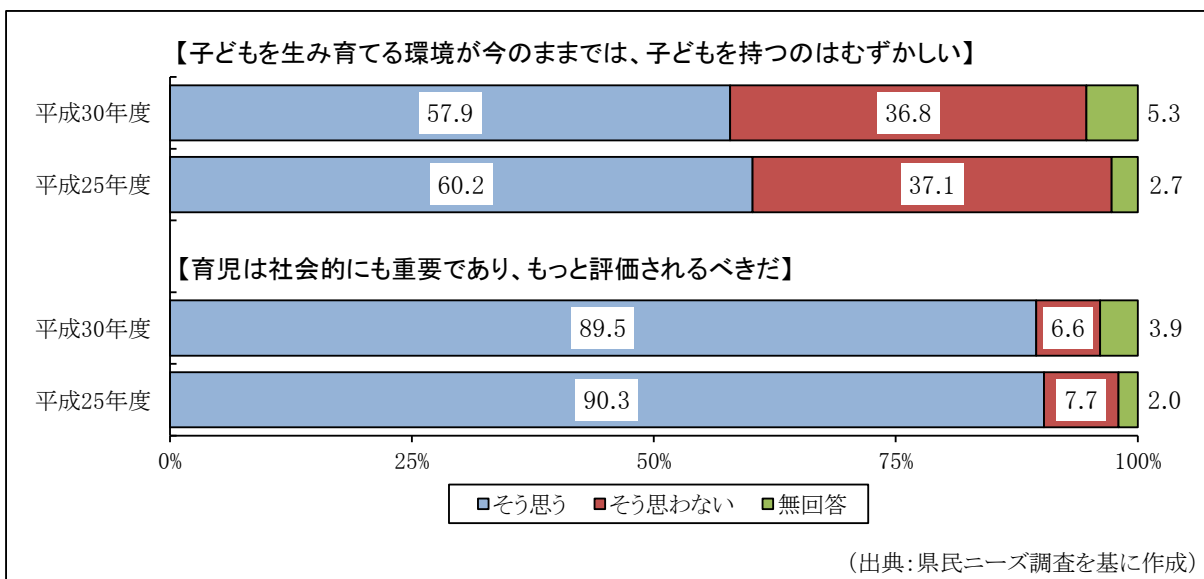
4 子育てをめぐる県民の意識

(1) 県民ニーズ調査（基本調査）

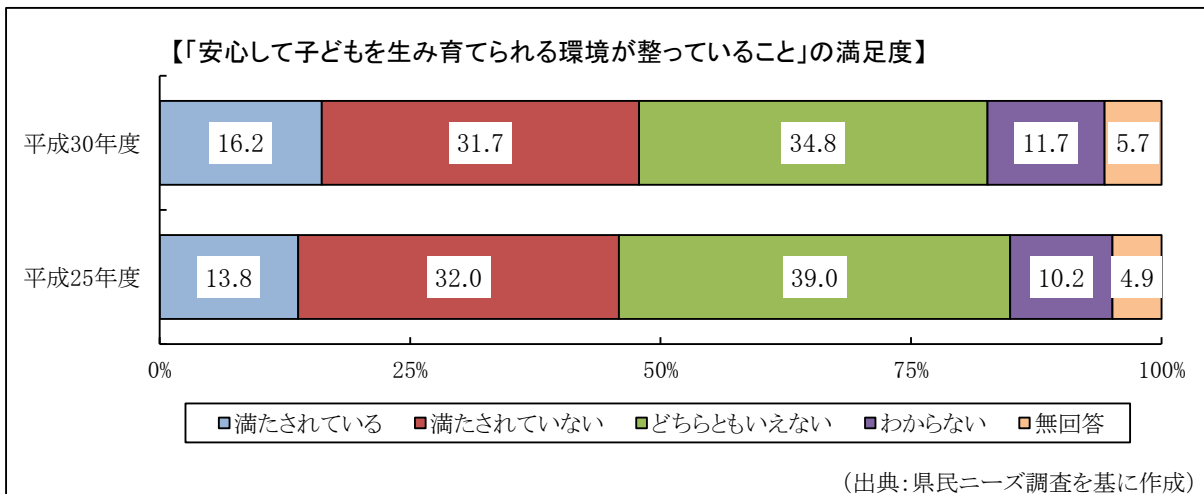
県民の生活意識やくらしの満足度を調査している県民ニーズ調査（基本調査）によると、約6割の方が「子どもを生み育てる環境が今のままでは、子どもを持つのはむずかしい」と考えているとともに、約9割の方が「育児は社会的にも重要であり、もっと評価されるべきだ」と考えています。

また、「安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること」の満足度では、「満たされている」と回答した方は2割を下回っています。

■ 図表 38： 県民ニーズ調査（生活意識）



■ 図表 39： 県民ニーズ調査（くらしの満足度）

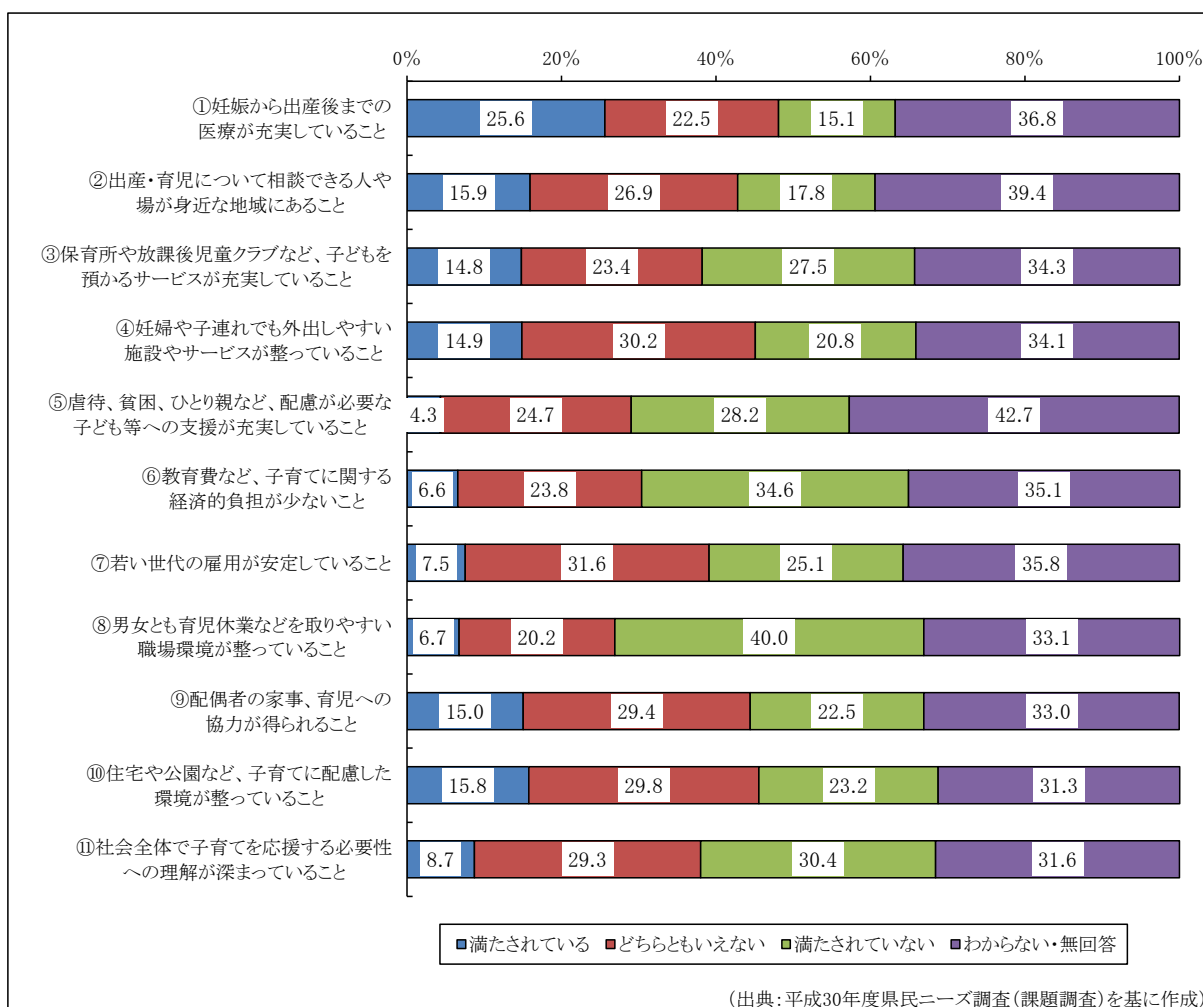


(2) 県民ニーズ調査（課題調査）

「安心して子どもを産み育てられる環境の整備」に関する 11 項目の重要度と満足度を尋ねた平成 30 年度の県民ニーズ調査（課題調査）をみると、「満たされていない」という回答が最も多かったのは、「育児休業などを取りやすい職場環境」（40.0%）となり、次いで、「教育費など、子育てに関する経済的負担」（34.6%）、「社会全体で子育てを応援する必要性への理解」（30.4%）となっています。

また、虐待や貧困など、「配慮が必要な子ども等への支援」に対する満足度も低い結果（「満たされている」が 4.3%）となっています。

■図表 40：「安心して子どもを産み育てられる環境の整備」に関する満足度



Ⅲ 計画の基本理念等

ここでは、子ども・子育て支援を推進するに当たっての基本理念やめざす姿などを明らかにします。

「Ⅱ」に記載したとおり、本県の子ども・子育てを取り巻く環境を見ると、待機児童の発生や子育ての孤立化、児童虐待、子どもの貧困など、厳しい状況が続いており、引き続き、家庭環境や国籍の違い、障がいの状態などにかかわらず、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組みが求められています。

そのためには、まず、すべての子どもがひとりの人として尊重され、安心して生き生きと暮らすことができるよう、社会全体がそうした環境を保障していくことが必要です。

また、経済的な環境やライフスタイル等の違いにかかわらず、すべての保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を進めていく必要があります。

さらに、県民ニーズ調査の結果などを見ると、仕事と子育てのある生活との両立や、子育て家庭の経済的負担の軽減など、社会全体が子育てを応援する必要性を理解して、子どもと子育て家庭を支援するしくみを充実していくことが求められています。

また、虐待やいじめ、貧困など、様々な困難に直面する子どもたちへの支援が不十分であることが、「安心して子どもを産み育てられる環境」に対する県民の満足度を低下させる要因となっていることから、誰一人取り残さず、すべての子どもが幸せを感じられる社会の実現が求められています。

そこで、本プランの基本理念では、県の総合計画である「かながわグランドデザイン」第3期実施計画における「めざすべき4年後の姿」が「コミュニティの再生・活性化による笑いあふれる100歳時代」とされたことを踏まえ、プランのめざす姿が実現し、良好な地域社会の中で、“子どもたちが幸福感を体現している様”を表すものとして、新たに「すべての子どもに笑いがあふれる」社会の実現をめざすこととしました。

1 基本理念

すべての子どもに笑いがあふれ、
幸福で健やかに成長できる社会の実現をめざします

2 めざす姿

1

すべての子どもが、自らそれぞれの個性や能力を伸ばし、健やかに成長できる社会

2

すべての保護者が、子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子どもを生み育てることができる社会

3

地域社会のすべての構成員が、子どもの育ちや子育ての重要性に対する関心と理解を深め、子どもと子育て家庭を応援する社会

3 基本的視点

めざす姿の実現のため、「子どもが生きる力」「保護者が育てる力」「社会全体が支える力」の3つの力を充実・強化します。

「子どもが生きる力」
を伸ばすために

「保護者が育てる力」
を発揮するために

「社会全体が支える力」
を大きくするために

子どもは、社会の希望であり、未来の宝です。

すべての子どもが、温かく見守られ、自らそれぞれの個性を生かし、可能性を十分に開花させて、自立した人間に成長することは社会全体の願いです。

子どもが健やかに成長するためには、保護者が子育ての喜びや生きがいを感じながら安心して子どもを生み育てることができるよう、社会全体で子育てを応援していくことが必要です。

そこで、本計画では、子どもの幸せと健やかな育ちを第一に考えることを基本とし、誰一人取り残されない、すべての子どもに笑いがあふれる社会の実現をめざします。

1

○ すべての子どもが幸福で健やかに成長するためには、子どもたちが生まれ育った環境、国籍、障がいなどの違いにかかわらず、一人ひとりがかけがえのない個性のある存在として認められるとともに、子どもが自己肯定感を持って育まれることが重要です。

○ そこで、子どもが、それぞれの個性や能力を伸ばし、自立した人間として、安心して健やかに成長する社会をめざします。

2

○ 保護者が、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動し、親として成長するという喜びを持って子どもを生み育てるためには、子育てに対する不安や負担を軽減し、子育てに希望を持てる環境の整備が必要です。

○ そこで、保護者の就労の状況にかかわらず、保護者の多様な選択肢を支援し、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現をめざします。

3

○ 子どもや子育て家庭への支援は、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、未来の地域社会のための基盤づくりとして重要な意義があることを踏まえ、社会全体で推進する必要があります。

○ そこで、県民、事業者、子育て支援団体など地域社会のすべての構成員が、子育て支援の重要性を理解し、子どもと子育て家庭を応援する社会の実現をめざします。

めざす姿の実現に向けた具体的な施策展開に当たっての基本的な視点を、「3つの力」から設定しました。

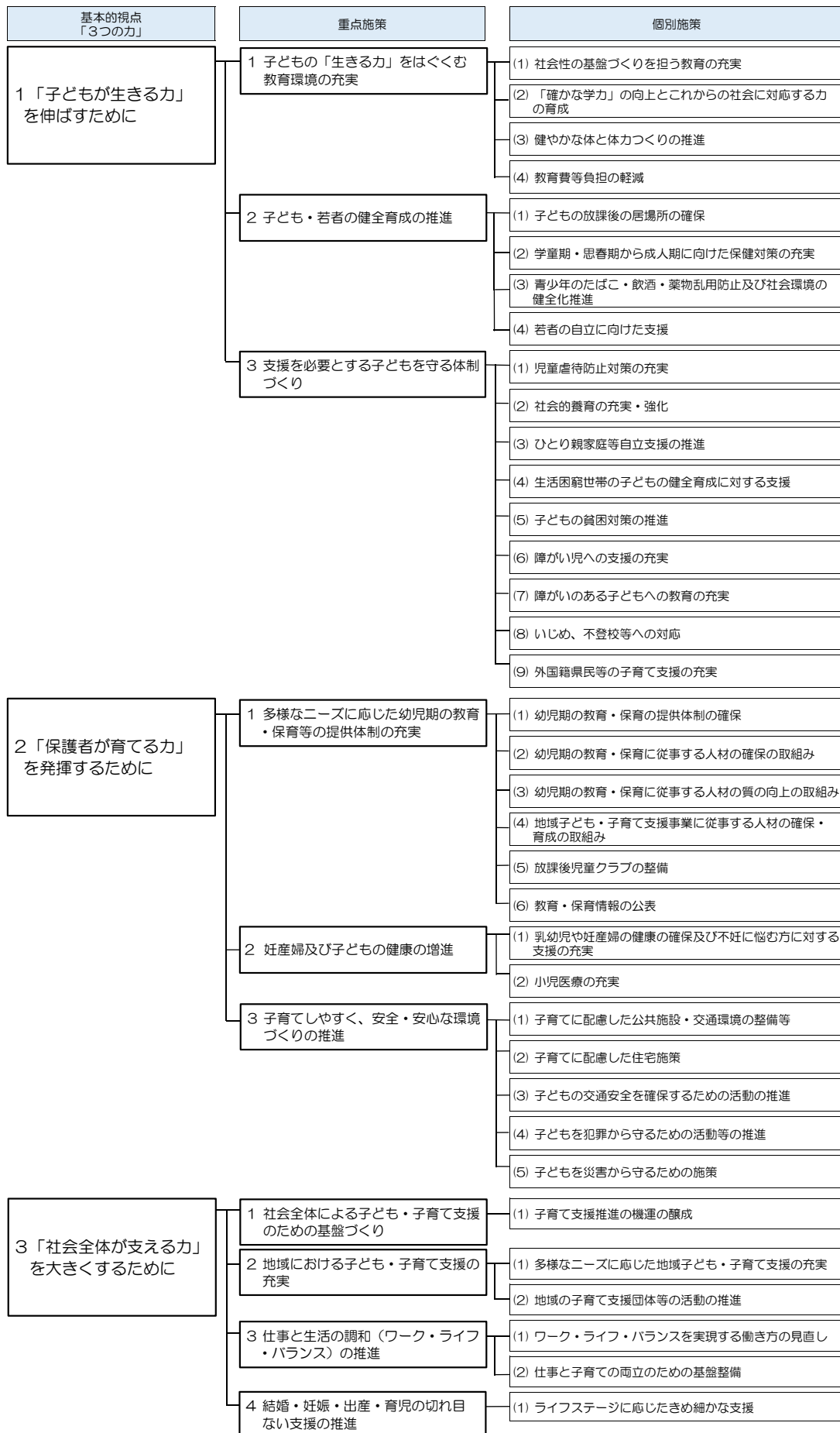
4 施策体系

(1) 施策展開の基本的視点と方向性

めざす姿の実現のため、「子どもが生きる力」「保護者が育てる力」「社会全体が支える力」の3つの力を充実・強化します。

基本的視点	施策展開の方向性
<p>「子どもが生きる力」を伸ばすために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが健やかに自立した人間に育つための教育等の充実や若者の自立支援に取り組みます。 ○ 子どもが安全で健全に育まれる社会環境等の整備を推進します。 ○ すべての子どもが、生まれ育った環境等に左右されず、安心して健やかに成長するための支援を強化します。
<p>「保護者が育てる力」を発揮するために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠・出産・子育てに関する多様な選択を支援する取組みを推進します。 ○ 子育てしやすい、安全・安心な環境づくりを推進します。
<p>「社会全体が支える力」を大きくするために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会全体が子どもや子育て家庭を応援する機運の醸成を図ります。 ○ 地域における子ども・子育て支援の充実を推進します。 ○ 仕事と子育てのある生活との両立に向けた取組みを推進します。

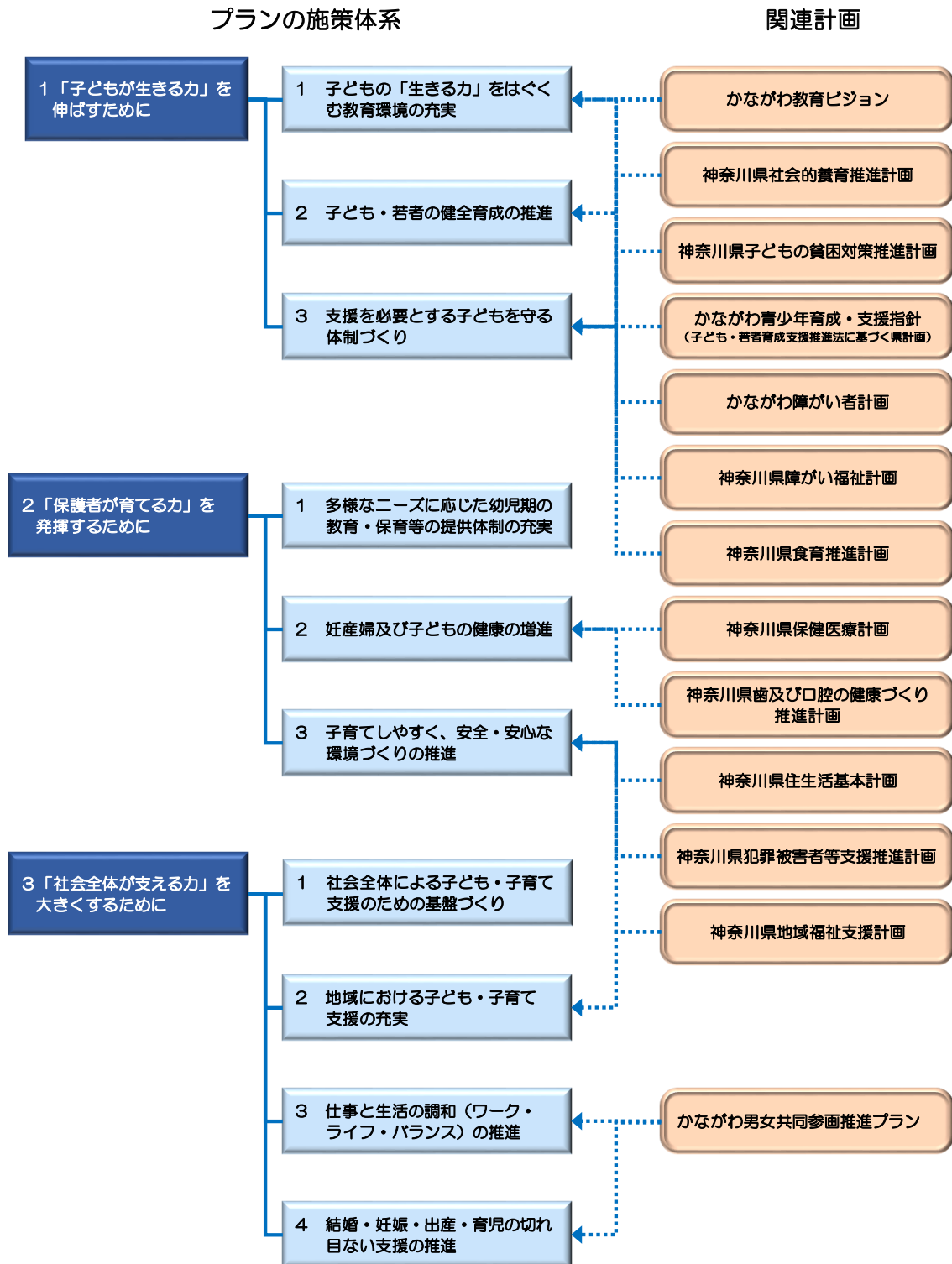
(2) 施策体系図



【参考】 プランの施策体系と関連計画との関係

本プランでは、プランの策定に伴って計画し、実施する事業だけではなく、関連計画において取り組まれている事業のうち、プランの施策体系に当てはまるものについてもプランに位置付け、子ども・子育て支援の施策全体として取りまとめています。

プランの施策体系と関連計画との関係を表すと、概ね下図のとおりとなります。



※ あくまで概要であり、各計画との対応関係をすべて網羅したものではありません。

Ⅳ 「3つの力」を充実・強化する取組み

ここでは、「3つの力」を充実・強化するための具体的な取組み（主な事業）について、基本的視点、重点施策、個別施策ごとに記載します。

基本的視点1

「子どもが生きる力」を伸ばすために

重点施策

1

子どもの「生きる力」をはぐくむ教育環境の充実

個別施策

- (1) 社会性の基盤づくりを担う教育の充実
- (2) 「確かな学力」の向上とこれからの社会に対応する力の育成
- (3) 健やかな体と体力づくりの推進
- (4) 教育費等負担の軽減

(1) 社会性の基盤づくりを担う教育の充実

生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、家庭との連携のもとに幼児教育の充実を図るとともに、幼児期と小学校以降の教育を円滑につなげるよう、保育所・幼稚園と小学校との連携を強化する取組みを進めます。

【主な事業】

①	幼児教育に関する情報提供
幼児教育充実のために、文部科学省や県における幼児教育に関する動きや情報を、全県の指導主事を集めての会議や担当者会議等で発信し、各幼稚園等に提供します。	
②	家庭教育情報の提供
中学新入生の保護者を対象とした「家庭教育ハンドブック すこやか」の作成、配付など、主に小・中学生の保護者を対象として、家庭におけるしつけや正しい生活習慣の重要性、思春期における親子関係など、家庭教育に関するさまざまな情報を提供します。	
③	家庭教育支援の促進
市町村における家庭教育支援の取組みを促進するため、家庭教育支援を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。 さらに、「神奈川県学校・家庭・地域連携協力推進委員会」において、県及び市町村における家庭教育支援の取組みを進めるための検討・協議を行うほか、市町村の家庭教育支援担当者等を対象とした研修を実施します。	

④	「いのちの授業」等の推進
<p>学校、家庭・地域における様々な場面を通じて、子どもや若者たちが「いのち」の大切さの学びを深める「いのちの授業」に取り組み、家族、友人など他者への思いやりの心、自分を大切にすることなどをはぐくむとともに、いじめ・暴力行為などの防止を推進します。</p> <p>また、次世代を担う中学生・高校生を対象とした「いのちの大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者及びその家族への理解と共感や、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上を図り、加害者も被害者も出さない街づくりを促進し、安全・安心な地域社会の実現をめざします。</p>	
⑤	幼稚園・保育所・小学校等の連携
<p>事例発表や協議、講演などを含む研修講座の開催や指導資料の作成等を通じて、就学前教育と小学校教育の円滑な接続、校種間の連携を図ります。</p>	
⑥	子育て体験活動の促進
<p>8月の「子ども・子育て支援月間」における中高生の保育所等でのボランティア体験の周知等により、子育て体験を促進します。</p> <p>また、中学校において、幼児への理解を深め、子どもが育つ環境としての家族と家庭の大切さに気付かせるため、関係機関との連携を図りながら、幼児触れ合い体験などの学習活動の充実を図ります。さらに、高校において、親の役割と保育や子育て支援について理解を深め、子どもの発達に応じて適切に関わるための技能を身に付けさせるため、関係機関との連携を図りながら、乳幼児との触れ合いや交流の機会などの学習活動の充実を図ります。</p>	

(2) 「確かな学力」の向上とこれからの社会に対応する力の育成

基礎的・基本的な知識や技能、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた「確かな学力」の向上を図るとともに、ESD²の推進により、国際性やコミュニケーション能力などを育成する教育、環境教育、消費者教育など、これからの社会に必要な力の育成等に取り組みます。

【主な事業】

①	ESD の推進
<p>ESD の考え方や取組み、ユネスコスクール等について、全県指導主事会議をとおして市町村教育委員会と情報を共有することにより ESD を推進します。</p> <p>県立学校は、各教科や総合的な探究の時間などの学校の教育活動全体を通じて、持続可能な社会の創り手を育成する ESD の取組みを推進します。</p>	

² Education for Sustainable Development の略。持続可能な開発のための教育

②	子どもの読書活動の推進
<p>平成31年3月に策定した「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～」に基づき、読書に親しむことを支える人づくりや読書に親しむための環境づくり、機会の提供、並びに体制の整備・社会的機運の醸成に努めます。また、学校・家庭・地域の連携を図りながら、すべての小・中・高校における読書活動を推進します。</p> <p>さらに、全県指導主事会議等の場や、学校図書館司書教諭を対象とした研修において先進校の取組み等について情報交換を行うとともに、学校図書館司書教諭の質の向上を図ります。</p>	
③	かながわ学びづくり推進事業の実施
<p>小・中学校の児童・生徒の学習意欲を高めるとともに、学びの質を向上させるため、市町村を単位に推進地域として研究委託するとともに、学力向上シンポジウムを開催し、研究成果等の普及を図ります。</p>	
④	少人数指導、習熟度別指導などの「個に応じた指導」の充実
<p>小・中学校において、少人数指導など、学年や教科等の特性に応じて、基礎的・基本的な内容をじっくり学習することにより、その確実な定着を図るとともに、発展的な学習への対応など、多くの教員が児童・生徒と多様なかかわりをもちながら、一人ひとりの個性を生かす、よりきめ細かな「個に応じた指導」の充実を図ります。</p>	
⑤	豊かな心の育成及び道徳教育等の推進
<p>県及び地区道徳教育研修講座を開催するとともに、道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業（文部科学省委託事業）の推進校の取組みを道徳教育担当者会議や全県指導主事会議等において、県内に広く発信するなどして、小・中学校の道徳教育の推進を図ります。</p>	
⑥	グローバル化に対応した教育の推進
<p>小・中学校においては、帰国児童・生徒及び外国につながる児童・生徒への支援とともに様々な国の生活や文化への理解が深まるよう、国際教室担当者を対象とした会議を中心に、情報の提供と研修の充実を図ります。また、新学習指導要領において、小学校第5・6学年の教科として位置付けられた英語や、第3・4学年でコミュニケーション能力の素地を養うために設けられた外国語活動の指導の充実を図ります。</p> <p>県立高校では、生徒の英語によるコミュニケーション能力向上のため、ネイティブスピーカーの外国語指導助手を全校に配置するほか、研修を通じて英語担当教員の指導力向上に努めます。また、国際バカロレア認定校やグローバル教育研究推進校のグローバル化に対応した先進的な取組みを各校に普及します。さらに、逆さま歴史教育や理数教育を推進し、これからの社会に対応する力を育成します。</p>	

⑦	多文化理解の推進
<p>地域における多文化理解を推進するため、地球市民かながわプラザなどにおいて、講座などを開催するとともに、図書資料や映像資料の閲覧・視聴サービスを提供し、県民の多文化理解の支援を行います。</p> <p>また、外国籍県民等やNGO・NPOなどと連携した多文化共生イベント「あーすフェスタかながわ」などを開催します。</p>	
⑧	環境教育の推進
<p>人々の活動と環境とのかかわりなどについて、体験を交えたさまざまな学習活動を工夫・実践することにより、子どもたちが環境について理解を深め、環境や環境問題に関心をもつとともに、環境を大切に、「自ら考え、選択して行動する人」を育成するため、環境教育の推進を図ります。</p>	
⑨	消費者教育の推進
<p>学校の教育活動において、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科を中心に、成年年齢が引下げられることに伴う、新たな消費者問題などにも対応した指導の充実を図ります。</p> <p>小・中学校及び高等学校全校に、生徒用消費者教育資料を配付し、授業等で活用するとともに、専門の講師による出前講座等を実施することなどにより、消費者教育を推進します。</p> <p>消費者関連部局と学校をはじめ教育部局とが連携を進めながら、教員研修を実施し、教員の消費者問題への理解を促進するほか、教育教材等の作成、提供や講座の実施に取り組めます。</p>	
⑩	私立学校における特色ある教育の推進のための支援
<p>教育振興基本計画や新学習指導要領を踏まえた特色ある取り組みを行い教育の質の向上を図る私立高等学校等の支援を行います。</p>	

⑪	小・中・高校生のさまざまな体験活動・地域貢献活動・ボランティア活動などの推進
<p>学校の教育活動において、児童・生徒が人と社会等とのつながりを自覚するため、各小・中学校においては、地域の特色や児童・生徒の実態に応じて、自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動、職場体験など様々な体験活動の充実を図ります。</p> <p>高等学校においては、ボランティア強化月間の設定、チャレンジボランティアポスターの公募などの事業を通じ啓発を図るとともに、特に、県立高校においては、地域貢献活動の一環としての「地域貢献デー」の実施や、地域貢献活動・ボランティア活動体験を推進します。</p> <p>また、すべての県立高等学校・中等教育学校にコミュニティ・スクールが導入されたことに伴い、今後は、地域貢献活動・ボランティア活動等の従来の取組みや、これまでの開かれた学校づくりによって培われた地域・社会との関係をいかし、生徒自らが地域と協働して課題に取り組む学習を推進します。</p>	
⑫	青少年の国際交流活動の支援
<p>県内青少年と世界各国の青少年との交流活動を支援し、地域のリーダーとして次代を担う国際性豊かな青少年の人材育成を図ります。また、相互に友好提携関係にある神奈川県、中国・遼寧省及び韓国・京畿道の三地域の青少年によるスポーツの親善試合や交流事業を行います。</p>	
⑬	科学技術を担う人材の育成
<p>青少年の「理科離れ」が懸念される中、企業や研究機関などの関係機関等と連携し、地域社会や学校などで、子どもたちや青少年が科学技術にふれる、企業等への訪問体験会や県内各地での移動教室など多様な機会を提供し、知的好奇心や探究心を育てます。</p>	
⑭	人権教育の推進
<p>「かながわ人権施策推進指針（改定版）」に基づき、教職員等へ人権教育に関する研修を実施しています。また、子どもたちが人権について正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、人権教育を推進します。</p>	
⑮	租税教育の充実
<p>国や地方の財政を支える租税の意義や役割への理解が深まるよう、関係機関と連携し、学校等における租税教室の開催を支援・推進するなど、租税教育の充実を図ります。</p>	

(3) 健やかな体と体力づくりの推進

体力低下や食生活の乱れなど、子どもの体力や健康をめぐる課題への対応の強化を図り、子どもの健康の保持増進の基礎を培うため、外遊びや運動・スポーツ活動、食育の推進などを通して、健やかな体と体力づくりを推進します。

【主な事業】

①	多くの子どもたちが参加できる学校の運動部活動の推進
<p>「かながわ部活ドリームプラン 21 versionⅢ」（平成 27 年度）を基に、「環境整備の推進」、「指導体制の充実」、「参加促進」の3つを柱として、指定校でのモデル事業による普及・啓発や全県立学校による「かながわ部活の日」³の設定、指導者の資質向上を目的とした講習会の開催などにより、部活動への参加促進を図ります。</p>	
②	学校における体育・スポーツ活動、健康教育の充実
<p>子どもの体力・運動能力の向上や運動習慣の確立、生活習慣の改善をめざす「子ども☆キラキラプロジェクト（平成 27 年度～）」に基づき、「体力向上キャラバン隊」の派遣等による教員の指導力向上、「運動習慣カード」の配付等による子どもの運動への意欲の向上、「食育の推進」や「夏休みみんなで朝ラジ!!プロジェクト」の実施等による子どもの健康の保持増進への関心の向上等、学校における健康・体力づくりの取組推進を図ります。</p>	
③	子どもの遊び・スポーツ活動の推進
<p>子どもたちが外遊びや、運動・スポーツに親しむ機会を拡大するとともに、日常生活での習慣化をめざし、健康・体力づくりに対する意識の高揚や実践の定着化を図りながら、家庭や地域が一体となって子どもの外遊びやスポーツ活動を奨める取組を推進します。</p>	
④	学校、地域等における食育の推進
<p>学校における食育を推進するために、各学校では、食に関する指導の中心的役割を担う食育担当者を位置付けるとともに、年間指導計画を作成し、家庭、地域等と連携した食に関する指導を計画的に実施します。</p> <p>また、神奈川県内産の食材を活用した学校給食等を通して、県内農林水産物への子どもたちの理解をはぐくむとともに、食べ物の成り立ちを理解し大切にすることを育てることに繋げ、食育の推進を図ります。</p>	
⑤	子どもの未病対策の推進
<p>子どもの健やかな成長を促し、健康づくりを支援するため、生活習慣の大切さについて啓発を図るとともに、「食」、「運動」、「社会参加」による未病改善に取り組むきっかけづくりの場を提供するなど、子どもの未病対策に資する取組を推進します。</p>	

³ 各県立学校の部活動において、活動の見直しや活動で使用する用具・場所等の点検を行う「部活動総点検の日」及び各校の特色を生かした部活動を奨励する「入部奨励・部活振興・交流の日」を、各校の実態に応じて設定する取組み

(4) 教育費等負担の軽減

経済的困難等家庭の事情により、教育を受ける機会が失われ、子どもの将来が左右されることのないよう、すべての子どもが教育を受けられるための支援を進めます。

【主な事業】

①	私立幼稚園・私立学校の経常的な運営費に対する支援
私立学校の教育条件の維持・向上並びに生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校経営の健全性を高めるため、経常的経費の支援を行います。	
②	経済的困難を抱える家庭の子どもの就学継続のための私立学校への支援
保護者の会社都合による退職や倒産等により、家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立学校の支援を行います。	
③	私立高等学校等生徒保護者の学費負担軽減のための私立高等学校等への支援
一定所得以下の保護者の学費負担を軽減し、学費負担の公私間格差を是正するため、入学金や授業料を軽減した私立高等学校等への支援の充実を図ります。	
④	高校生を対象とする奨学金の貸付
学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に対して高等学校奨学金を貸し付けます。	
⑤	経済的困難を抱える家庭への奨学給付金の支給
全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、生活保護受給世帯等に対して、高校生等奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担の軽減を図ります。	
⑥	公立高等学校等生徒の就学支援
高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、一定所得以下の保護者世帯の高校生等に就学支援金を支給し、授業料に充てることにより、実質的に授業料の負担をなくす就学支援を行います。	
⑦	幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
幼児教育・保育の無償化（子育てのための施設等利用給付）の円滑な実施の確保を図るため、県ホームページや「子育て支援情報サービスかながわ」を活用し、無償化の対象となる施設（特定子ども・子育て支援施設等）の公示状況や監査状況等の情報共有を行います。	

(基本的視点1) 「子どもが生きる力」を伸ばすために

重点施策

2

子ども・若者の健全育成の推進

個別施策

- (1) 子どもの放課後の居場所の確保
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (3) 青少年のたばこ・飲酒・薬物乱用防止及び社会環境の健全化推進
- (4) 若者の自立に向けた支援

(1) 子どもの放課後の居場所の確保

放課後に子どもが安心して過ごせるよう、放課後児童クラブ⁴や放課後子ども教室⁵をはじめとした「子どもの居場所」を確保する取組みを支援します。

【主な事業】

①	放課後児童クラブの設置・運営に対する支援
保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後や長期休暇などを安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、児童の健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。	
②	放課後子ども教室の設置・運営に対する支援
放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）として「放課後子ども教室」を設置し、子どもたちのさまざまな体験学習活動、地域住民との交流活動等の取組みを行う市町村（政令・中核市を除く）に対し支援を行います。	

⁴ 学童保育とも呼ばれ、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

⁵ すべての子どもを対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施するもの。

③	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携・協力を促進するための支援
<p>市町村が実施する放課後児童クラブと放課後子ども教室の取組促進が図られるよう、「神奈川県学校・家庭・地域連携協力推進委員会」において、放課後対策の総合的な在り方を検討し、情報を共有します。</p> <p>また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施に当たり、知事部局と教育委員会が連携・協力し、現場スタッフ等を対象とした研修を実施して市町村を支援します。</p>	
④	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組み
<p>放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員等を対象とした放課後児童支援員等資質向上研修において、「特別な配慮を必要とする児童への対応」を内容に盛り込んだ科目を設置します。</p> <p>また、放課後子ども教室において、特別な配慮を必要とする子ども達の活動をサポートできるよう、「特別支援サポーター」を配置する市町村へ支援を行うほか、県主催の放課後子ども教室の現場スタッフ等対象の研修では、「特別な配慮を必要とする児童への対応」を内容に盛り込み、適切な対応を指導します。</p>	
⑤	児童館の運営に対する支援
<p>健全な遊びを通じて、児童の集団指導や個別指導を行うほか、地域の子どもの健全育成に必要な活動を行う児童館の運営支援として、市町村を通して関係団体等の活動や情報等を提供していきます。</p>	
⑥	子どもの居場所づくりに対する支援
<p>地域で子ども支援活動を担う人材の育成や活動のネットワーク化を促進するため、専門的な研修を実施し、地域における子どもを支援する体制の充実を図ります。</p>	

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

思春期の性にかかわる相談や、心の問題に対するメンタルヘルス対策の推進等を通して、思春期の子どもの健康の増進等を図ります。

【主な事業】

①	思春期の保健相談等の実施
<p>思春期特有の医学的問題、性に関する不安・悩み等に対する相談に応じるとともに、集団指導を行い、思春期の男女の心身の健全な成長と母性の健康保持増進を図ります。</p>	

②	エイズ・性感染症予防教育を含む性に関する指導の実施
<p>エイズ・性感染症予防を含む性に関する指導のための講演会を地域の中学・高校生等を対象に行うとともに、青少年の発達段階に応じたわかりやすいパンフレット等を発行し、エイズ・性感染症に関する正しい理解を深め、まん延を防止するための普及・啓発を図ります。</p> <p>また、学習指導要領に基づく性に関する指導について、教員を対象とした研修講座を開催し指導力の向上を図ります。</p>	
③	学校保健関係者への研修等による児童・生徒のメンタルヘルス対策の推進
<p>さまざまな心の問題を抱えている児童・生徒への対応を充実させるために、学校における健康観察や健康相談の知識や技術に関する研修講座を開催し、健康観察及び健康相談技術や連携の質の向上を図ります。</p> <p>また、学習指導要領に基づく心の健康に関する指導、精神疾患の予防や回復について、教員を対象とした研修講座を開催し指導力と支援力の向上を図ります。</p>	
④	妊娠・出産に関する知識普及啓発教育の実施
<p>特に10代後半～30代前半の男女を対象に、妊娠・出産の適齢期を理解し、自身の健康管理を学んだ上で自らの将来を考え選択する力をはぐくむ支援を図ります。</p>	
⑤	性的マイノリティ（LGBT等）に対する支援
<p>10～20代の当事者向け交流事業を実施し、当事者の悩みの緩和・解消に向けて支援します。また、当事者及びその家族、支援機関の依頼に応じ、臨床心理士などの専門相談員を派遣する個別専門相談を実施します。</p> <p>あわせて、企業の人事担当者等、児童養護施設等の職員、私立学校を含め希望する団体等を対象に、性的マイノリティに関する研修や講演会を実施し、多様な性のあり方について理解を深め、互いに認め合える社会をめざします。</p> <p>また、県立学校及び地域の市町村立学校においては、性的マイノリティについて正しく理解し、児童・生徒に適切に対応するための内容を盛り込んだリーフレットを作成し、新採用教員に配付をします。そのほか、教職員を対象とした各種研修講座でも、性的マイノリティをテーマに取り上げて実施します。</p>	
⑥	SOSの出し方に関する教育の推進
<p>「いのちの授業」の取組みに位置付けるとともに、保健師、社会福祉士や民生委員等の地域の外部人材の活用を図るなど、各学校の実情や児童・生徒の発達段階に応じた、SOSの出し方に関する教育に取り組みます。</p>	

⑦	若年者の自殺対策にかかる相談支援の取組み
<p>気軽にストレスチェックができるホームページ・スマートフォンアプリ「こころナビかながわ」の普及の促進や、若年者の関心がある映画の上映時における自殺対策関連CMの配信等により、若年者が相談支援窓口の情報を得られ、利用しやすくなるよう取り組むとともに、ICTを活用した相談支援について研究し、若年者が相談しやすい体制づくりを進めます。</p> <p>県民を対象に、広くこころの健康に関して、孤立を防ぎ自殺の予防を図ることを目的に、県精神保健福祉センターにおいて、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。</p>	
⑧	自殺対策に関する出前講座の実施
<p>自殺対策に関する知識等の向上を図り、自殺に対する適切な対応が図れる人材を養育するため、関係機関との連携を強化し、小学校、中学校、高等学校等において、教職員等を対象として、「出前講座」の拡充を図ります。</p>	
⑨	大学生向けゲートキーパー⁶養成研修の実施
<p>県内大学等との連携を強化し、学生や教職員に対して、自分や身近な友人、家族等のこころの不調に気づき、適切に対応をすることができるようにゲートキーパー養成研修を実施します。</p>	
⑩	学校における自殺予防に資する教育及び支援の推進
<p>「いのち」を大切にすることをはぐくむ教育を推進するために、県内の小・中学校から推進校を選定し、実践研究を行います。</p> <p>また、県立高等学校等に生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携するスクールメンターを配置し、学校の相談体制を充実させるとともに、県立高等学校が地域の関係機関と連携し、ケース会議を開催するなど、生徒のこころのサポートや自殺予防を推進します。</p>	

(3) 青少年のたばこ・飲酒・薬物乱用防止及び社会環境の健全化推進

子どものうちからの喫煙・飲酒・薬物乱用が引き起こす健康被害等に関する教育を含め、防止のためのさまざまな取組みを推進します。

【主な事業】

①	神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例による取組みの推進
<p>青少年がたばこや酒類を容易に入手できない社会環境の整備を促進するため、関係業界等と協働し、県民への周知や啓発を図るとともに、神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例の適切な運用を図ります。</p>	

⁶ こころに不調を抱える人や自殺に傾く人のサインに気づき、対応することができる人

②	受動喫煙防止対策の推進
<p>受動喫煙対策のため、喫煙区域や喫煙所に未成年者を立ち入らせないルールについて周知、普及・啓発を行うなど、未成年者の受動喫煙防止対策を進めます。</p>	
③	未成年者の喫煙防止対策の推進
<p>県内の小学6年生全員への喫煙防止啓発リーフレットの配布や、県立高校等における喫煙防止教育の実施など、未成年者の喫煙防止対策を推進します。</p>	
④	薬物乱用防止対策の推進
<p>薬物乱用防止対策推進本部及び薬物乱用防止地域連絡会が主体となり、関係機関、団体等が連携し、県内各地域において、青少年の薬物乱用を防止するための様々な取組みを総合的に進めます。</p>	
⑤	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の推進
<p>児童・生徒用教材やリーフレット等の配布、外部講師等による各校での薬物乱用防止教室の実施、危険ドラッグ等の新しい薬物の情報提供、教員等の指導力の向上を図る研修講座の開催、また、学校・家庭・地域と連携した街頭キャンペーンの実施などを通して喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進を図ります。</p>	
⑥	青少年支援・指導者の育成と活動支援
<p>地域における青少年の多様な体験学習及び主体的な参画を促進する青少年支援・指導者を体験型研修で育成してきたが、さらに演劇手法の活用など青少年センター内の機能を相互に連携させて、より効果的に育成を図ります。また実践的な活動プログラムの調査研究や情報提供を通じて、青少年関係団体や青少年支援・指導者の活動を支援します。</p>	
⑦	青少年育成団体等の活動・連携の促進
<p>地域において青少年育成活動を展開する団体について、その実施事業に対して支援するとともに、団体相互の連携による取組みの促進を図ります。</p>	
⑧	青少年を取り巻く社会環境の健全化推進
<p>いわゆるJKビジネスなど青少年を取り巻く有害な社会環境の健全化を推進するため、関係業界団体を含めた各種団体等と協働し、様々な啓発活動を行うとともに、神奈川県青少年保護育成条例及び神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例の適切な運用を図ります。</p>	

⑨	携帯電話等やインターネットの安全・安心な利用にかかる指導及び啓発の推進
<p>携帯電話サイト「かながわモード」⁷の活用や企業協力による携帯電話教室の実施等を通して、インターネット上でトラブルに巻き込まれてしまったときの対処法を身に付けさせるとともに、他の人と上手にコミュニケーションを取る能力をはぐくみます。また、スマートフォン等のフィルタリングについて、神奈川県青少年保護育成条例で事業者等の責務を規定するとともに、自撮り被害等を未然に防止し、より適切な利用を促すために青少年や保護者への啓発を図ります。</p>	
⑩	少年非行を防止するための少年補導・相談活動等の推進
<p>少年の非行を防止するため、喫煙や深夜はいかいなどを行う少年の補導活動を進めるとともに、保護者や少年自身から、非行問題等に関する相談を受け、助言・指導を通じて少年の立ち直りを支援します。</p>	

(4) 若者の自立に向けた支援

NPOや企業等と連携・協働して、青少年の相談や中高生のキャリア教育、若年失業者の職業訓練等による就業支援など、若者の自立に向けた取組みを推進します。

【主な事業】

①	中学生の職場体験・高校生のインターンシップの推進
<p>中高生の職場体験などの実践的な取組みを広く紹介する機会を設定するなどして、キャリア教育の推進・充実を図ります。</p> <p>県立高校においては、全校でインターンシップの取組みが円滑に実施されるよう、各地域の事業所、経済団体、行政機関等でのインターンシップの受入に対する理解の促進を図るとともに、受入先の拡大や各事業所との連携等を推進するため、県内10地域にコンソーシアムサポーター⁸を配置します。</p>	

⁷ かながわモードは、保護者、教職員、小学生、中学・高校生のそれぞれを対象とし、携帯電話の危険性を認識するページ、代表的なトラブルへの対処法や相談先を案内するページ、保護者や教職員が携帯電話の利用法について指導するときの参考となるページなどから構成されています。

⁸ 生徒の主体的な学びへとつながる様々な教育機会の提供の充実へ向けて、大学、職業技術校等の教育機関及び企業等の外部機関と連携して形成する「県立高校生学習活動コンソーシアム」の取組みを推進するための支援を行う人

②	青少年相談窓口の運営及びNPOとの協働によるひきこもり青少年等の自立支援
<p>ひきこもりなど青少年の多様な悩みに適切に対応するため、かながわ子ども・若者総合相談センター⁹等の機能を充実し、相談事業を実施するとともに、青少年サポートプラザ¹⁰において、ひきこもり等青少年の自立支援に取り組むNPO等の活動を支援します。また、ひきこもりなどの青少年を対象に、舞台芸術を活用したワークショップなど新たな手法も取り入れながら、ひきこもり等青少年の自立に向けた取組みを、NPOと協働して実施します。</p>	
③	かながわ若者就職支援センターにおける就業支援
<p>就職活動についての悩みに、キャリアカウンセラー¹¹が個別に相談を受け、効果的なアドバイスを行うキャリアカウンセリングを実施するとともに、応募書類の書き方やビジネスマナー、面接訓練など、就職活動に役立つセミナー等を開催し、39歳までの若年者の就業を支援します。</p>	
④	職業技術校及び産業技術短期大学校における職業訓練の実施
<p>若者が、自らの技術や能力を高め、就職できるように、職業技術校や産業技術短期大学校における職業訓練のほか、校内訓練と企業実習を組み合わせた実践的な職業訓練を実施します。</p>	
⑤	職業技術校等における職業能力開発相談の実施
<p>若者が、自らの適性や職業経験等に応じて職業訓練を受講するなど職業能力開発を効果的に行うことができるよう、専門知識のある職業訓練指導員が訓練相談を行います。</p>	
⑥	地域若者サポートステーションにおける職業的自立支援
<p>ニート等の働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援するため、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。</p>	

⁹ 神奈川県立青少年センターに「ひきこもり地域支援センター」としての役割を併せて設置し、ひきこもり、不登校、非行など、青少年の様々な悩みの相談に応じています。

¹⁰ 神奈川県立青少年センター内に設置し、ひきこもり等の青少年支援に取り組んでいるNPOのための活動場所や関連情報の提供を行っています。

¹¹ 労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行う専門家

(基本的視点1) 「子どもが生きる力」を伸ばすために

重点施策

3

支援を必要とする子どもを守る体制づくり

個別施策

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 社会的養育の充実・強化
- (3) ひとり親家庭等自立支援の推進
- (4) 生活困窮世帯の子どもへの健全育成に対する支援
- (5) 子どもの貧困対策の推進
- (6) 障がい児への支援の充実
- (7) 障がいのある子どもへの教育の充実
- (8) いじめ、不登校等への対応
- (9) 外国籍県民等の子育て支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

増加及び深刻化する児童虐待相談を踏まえ、子どもの命と安全を守り、権利を擁護することを最優先として、関係機関が連携し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等の取組みのさらなる充実をめざします。

【主な事業】

①	子どもへの虐待の禁止の徹底
体罰禁止及び体罰によらない子育てを推進するため、保護者及び養育者による体罰は虐待であることを広く県民に周知し、子どもや保護者等の理解を促進します。また、被措置児童等虐待の禁止について、施設職員及び里親への徹底、入所児童等や関係機関への周知を行い、未然防止を図ります。	
②	児童虐待の未然防止と早期発見・対応
0歳児の死亡事例が多い実情を踏まえ、予期しない妊娠や精神疾患のある養育者への早期からの相談、支援体制の充実を図ります。また、虐待、子育ての不安、しつけ等の様々な子どもや家庭の悩みに関する相談や虐待通告に関し、電話及びSNSなど複数の媒体による相談・通告窓口を設け、児童虐待の未然防止や早期発見・対応の取組みを進めます。	

③	市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援
<p>支援を必要とする子どもや家庭を早期に発見し、相談、支援を行う体制を整備・強化するため、市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置を促進します。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化や効果的な運営に向けて支援するとともに、関係機関が把握した情報の速やかな集約、共有化により、安全確認ができていない子どもの調査・対応を推進します。</p>	
④	児童相談所の体制強化
<p>増加する児童虐待相談に迅速かつ的確に対応するため、国が示す「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）や児童福祉法等の改正の趣旨を踏まえ、児童相談所の人材確保及び専門性の向上を図るとともに、法的対応を強化するための体制整備を進めます。</p> <p>また、不適切な養育を受けるなどにより様々な課題を抱え、一人ひとりに応じた対応が必要な子どもが増える中、個別性が尊重され、子どもの権利を守り適切なケアが提供できる一時保護環境を整えます。</p>	
⑤	児童相談所と関係機関との連携強化
<p>子どもの安全・安心を守るため、児童相談所と市町村や保育所・幼稚園・学校、警察、配偶者暴力相談支援センター等、様々な関係機関とのさらなる連携強化に取り組みます。</p> <p>また、配偶者暴力相談支援センターが一時保護したDV被害者¹²が同伴している子どもは、面前DV¹³等の虐待を受けていた場合があるため、心理判定員による心理的ケアや教育指導員による学習支援のほか、子どもの状況等に応じて児童相談所等と連携し、子どもの支援の充実を図ります。</p>	
⑥	児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証と再発防止
<p>本県が行ってきた児童虐待による死亡事例等の検証結果及び提言を関係機関と共有し、再発防止に向けた取組みを強化します。また、各市町村においても積極的な検証が行われるよう、技術的な助言を行います。</p>	

(2) 社会的養育の充実・強化

平成 28 年の児童福祉法等の一部改正を受け取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先の原則のもと新たに策定する「神奈川県社会的養育推進計画」に基づき、社会的養育を充実・強化します。

¹² DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者等（配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者）からの暴力

被害者：配偶者等からの暴力を受けた者

¹³ 子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力

【主な事業】

①	子どもの権利擁護の推進
<p>子どもが自らの権利を理解し、主体的に表明した意見が尊重される仕組みをつくり、子どもの権利が守られるようにします。</p> <p>子ども一人ひとりの支援方針を決定するにあたり、子ども本人の意向が尊重されるよう、子どもの意思形成と意見表明のための支援を行います。</p> <p>また、児童相談所の一時保護所や児童養護施設等で生活している子どもが、自分の意見を発信し、より良い生活の実現に生かせるよう、日常的に関わりのない第三者が子どもの意見を聴き代弁する仕組み作りを進めます。</p>	
②	子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進
<p>児童相談所・施設・市町村等関係機関が一体となって子どもや家庭を支援する体制を充実・強化します。</p> <p>虐待の未然防止、親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家庭支援の充実や、里親養育の支援等、施設の専門的な養育機能を生かした地域支援の充実を図ります。</p>	
③	家庭と同様の環境における養育の推進
<p>「家庭養育（里親等）」と「家庭的な環境での養育（乳児院・児童養護施設等）」との協働により、子ども一人ひとりにあった養育環境を提供します。</p> <p>家庭養育優先原則を踏まえ、里親委託を推進するため、里親の開拓、里親支援の充実等フォスティング業務をより効果的に実施できる体制の整備、ファミリーホームの設置促進、専門里親の育成等に取り組みます。</p> <p>児童養護施設等については、各施設の養育理念や特色を生かしながら、小規模化及び地域分散化、高機能化及び多機能化の検討を進めるとともに、担い手となる人材の確保や専門的ケアの充実に向けた取組みを検討します。</p> <p>また、子どもに安定的かつ持続的な養育環境を提供するため、特別養子縁組を含む養子縁組制度の推進に取り組みます。</p>	
④	代替養育を経験した子どもの自立支援の推進
<p>代替養育を必要とする子どもたちの自立する力を育み、支える環境を整えます。</p> <p>代替養育を経験した者からの意見聴取やフォローアップなどを通じて、退所児童等の現状や問題を把握し、退所前から退所後のケアの充実や、その他施策の検討に生かしていきます。</p> <p>また、代替養育を経験した者が地域で自立した生活を送るために必要な支援が提供できる体制を整えていきます。</p>	

(3) ひとり親家庭等自立支援の推進

子どもが、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるように、ひとり親家庭など特別な配慮が必要な子育て家庭に対し、自立に向けた就労支援や子育て支援、生活支援など、総合的な取組みを推進します。

【主な事業】

①	相談体制と情報提供の充実
<p>母子家庭、父子家庭及び寡婦のさまざまな悩みの相談に応じる窓口の周知や相談員のスキルアップを図るとともに、個々のニーズにあった、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などの支援策を身近な窓口で提供できるように、市町村や各関係機関と連携し、支援策に関する広報の充実を図っていきます。</p> <p>また、離婚後の生計の安定を図る上で重要となる養育費の取得に関し、専門家による相談事業を行っていきます。</p>	
②	経済的支援
<p>母子家庭及び父子家庭の経済的基盤を確保するため、児童扶養手当の給付の実施、児童の教育費等の貸付による自立支援や医療費の助成を行うなど、経済的支援を推進していきます。</p> <p>また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないように、寡婦（夫）控除のみなし適用¹⁴を実施します。</p>	
③	就業支援
<p>母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦のそれぞれのニーズに応じたより良い就業機会を得るため、就業相談・求人情報の提供・就業支援の講習会などを総合的に実施する母子家庭等就業・自立支援センターでの取組み、また、就業に役立つ資格取得のための支援として高等職業訓練促進給付金事業などを実施します。</p> <p>さらに、児童扶養手当受給者を対象に個別の事情に応じた自立支援プログラムを策定し自立に結びつける事業の推進や就業に役立つ能力開発等に関する情報提供などを行っていきます。</p>	

¹⁴ 配偶者と死別又は離別したひとり親（結婚歴のある者）には、「寡婦（夫）控除」という所得税法等における所得控除がありますが、同じひとり親であっても、結婚歴のないひとり親には、適用されません。その結果、所得額や所得税額等に基づき算定される利用料等について、結婚歴のあるひとり親との差が生じています。

このため、結婚歴のないひとり親に対しても、「寡婦（夫）控除」が適用された場合と同じ利用料等となるよう「寡婦（夫）控除」をみなし適用することとします。

④	子育てや生活支援
<p>母子家庭、父子家庭及び寡婦が就業・職業訓練・求職活動等と子育てを両立できるためには、保育所の優先入所などの子育て支援と疾病等により一時的に家事援助や育児援助が必要となった場合の支援を行います。</p> <p>また、さまざまな課題を持つひとり親家庭に対して生活基盤の安定を図るため、住居の相談に応じるとともに、母子生活支援施設への入所や公営住宅の優遇入居などを行います。</p>	

(4) 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援

生活困窮世帯の子どもの生きる力がはぐくまれることをめざし、子どもが将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。

【主な事業】

①	子ども支援員の配置
<p>生活困窮世帯の子どもが健全に育成される環境整備を行うことを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門知識や経験を有する人材を子ども支援員として、保健福祉事務所に配置します。</p>	
②	子どもの学習支援や居場所づくりの事業の実施
<p>生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、社会性を育成するための居場所づくり事業を実施します。</p>	
③	子どもの健全育成プログラム改訂版の策定
<p>生活困窮世帯の課題に応じ、子どもの育ちの段階に則した具体的な支援の内容や実施手順等を整理して、福祉事務所に組織的に支援するために策定した「子どもの健全育成プログラム」について、関係機関等と連携・協働しながら、改訂し、普及啓発に努めます。</p>	

(5) 子どもの貧困対策の推進

現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を実現し、子どもたちの笑いあふれるかながわをめざし、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

【主な施策】

①	教育の支援
<p>就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他貧困の状況にある子どもの教育の支援のため、幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上、地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築、高等学校などにおける修学継続などのための支援、大学等進学に対する教育機会の提供、特に支援を要する子どもへの支援、教育費負担の軽減、地域における学習支援など、その他の教育支援に取り組みます。</p>	
②	生活の安定に資するための支援
<p>貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、その他貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援のため、親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援、保護者の生活支援、子どもの生活支援、子どもの自立に向けた就労支援、住宅に関する支援、児童養護施設退所者などに関する支援及び支援体制の強化に取り組みます。</p>	
③	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
<p>貧困の状況にある子どもの保護者に対し、職業生活の安定と向上のための支援、ひとり親に対する就労支援及びふたり親世帯を含む困窮世帯などへの就労支援に取り組みます。</p>	
④	経済的支援
<p>貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のため、児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施など、養育費の確保の推進、教育費負担の軽減、医療費の助成などに取り組みます。</p>	
⑤	社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり
<p>子どもの貧困問題に焦点をあてた啓発活動や、支援者を対象とした研修会の実施、行政と民間との協働連携の取組み、市町村との連携、その他子どもの貧困対策をより一層推進するため、子どもの貧困対策に係る機運の醸成、子どもの貧困対策に関する施策の推進体制の強化に取り組みます。</p>	

(6) 障がい児への支援の充実

障がい児やその保護者を支援するため、早期発見、専門的な養育相談・指導、在宅生活支援サービス等の適切な支援体制整備を図ります。

【主な事業】

①	教育・保育サービス等の利用支援
障がい児が、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等を利用できるようにするための必要な支援を行います。	
②	障がい児の保育所での受入れ促進と幼稚園における特別支援教育の支援
障がい児の保育所での受入れを促進するため、保育所のバリアフリー化の促進や、障がい児保育を担当する保育士の専門性の向上を図るための研修等を行うとともに、幼稚園における特別支援教育を支援します。	
③	放課後児童クラブにおける障がい児の受入れの促進
放課後児童クラブにおける障がい児の受入れを促進するために、障がい児の受入れに必要な専門的知識等を有する支援員等の配置や、受入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行います。	
④	障がい児に対する総合的自立支援ネットワークの構築
虐待の影響などから様々な課題を抱えた、情緒障がいや発達障がい及び知的障がいのある子どもに対し、総合的な支援体制を構築するため、心理・医療等の専門的ケアができる入所機能を持った子ども自立生活支援センターや、児童相談所、発達障害支援センターかながわA（エース）、総合療育相談センター、総合教育センターといった県の専門機関や地域関係機関と連携して、総合的な自立支援ネットワークを構築します。	
⑤	障がい児とその家族の地域生活の支援
障がい児とその家族の地域生活を支えるため、総合療育相談センターにおいて医療、訓練、相談等に取り組むとともに、地域への巡回支援などを通じて、市町村や支援・療育機関と連携しながら、隙間のない支援を行います。	
⑥	身近な地域での療育支援の充実
<p>児童福祉法に基づき、障がい児に対して、日常生活に必要な基本的な生活習慣や他の子どもたちとの関わり方等を教える児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、障がい児を一時的に預かって見守る日中一時支援¹⁵などの必要な支援を、身近な地域で受けることができる体制づくりを進めます。</p> <p>また、平成30年度から医療型短期入所事業所の開設促進事業により医療的ケア児の地域生活を支えるサービスの充実を図っています。</p>	

¹⁵ 障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス事業所や学校の空き教室などで障がい者の日中の活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行います。

⑦	療育に関する情報提供や相談支援等
<p>障がい児やその家族に対し、web サイト「障害福祉情報サービスかながわ」を通じて療育についての情報提供をするとともに、相談支援については、相談支援従事者養成研修に加え、スキルアップのための研修、主任相談支援専門員の養成研修、基幹相談支援センターの機能強化・設置促進など、相談支援体制の充実強化に取り組みます。</p>	
⑧	重度障がい児等の施設療育の充実
<p>障がいの重度化、重複化、多様化及び社会的養護が必要な障がい児の増加傾向を踏まえ、児童発達支援センター及び障害児入所施設の専門的機能の強化を図るとともに、地域における障がい児やその家族を支える中心的な施設としての役割が担えるよう、施設の体制づくりを進めます。</p> <p>また、障害児入所施設に、18歳を超えて入所している障がい者が、年齢や特性に応じて必要な障害福祉サービスへの移行が円滑に進められるよう、施設の体制づくりを進めます。</p>	
⑨	医療的ケア児への支援の充実
<p>医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる庁内関係課による協議の場を設置するとともに、障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブなどで医療的ケア児への支援を適切に行うことのできる人材や、支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成します。併せて、保護者のレスパイト（一時休息）の一環として、看護師等を同行させて通学支援を行う市町村に対し経費を補助するなど、医療的ケア児への支援の充実を図ります。</p>	

(7) 障がいのある子どもへの教育の充実

障がいのある子どもが、住み慣れた地域の中で必要な支援のもと、年齢や能力、障がいの特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障がいのない児童・生徒と共に受けることのできるしくみを構築します。

【主な事業】

①	インクルーシブ教育の推進
<p>共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つことをめざし、公立小・中学校における「みんなの教室」の普及や県立高校における「実践推進校」での取組みなど小学校段階から高校段階まで連続したインクルーシブ教育を全県で展開します。</p>	

②	入学者選抜における配慮の充実
障がいのある生徒の特別支援学校の高等部や高等学校等への進学を促進するため、引き続き入学者選抜における配慮の充実を図ります。	
③	障がいのある児童・生徒に対する合理的配慮¹⁶にかかる周知
障がいのある児童・生徒に対する合理的配慮については、児童・生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人等との間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを周知します。	
④	多様な学びの場の充実と相互の連携の促進
すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つことを目指すとともに、個別の教育的ニーズに最も的確に応えた指導ができるよう、小・中学校及び高等学校における通常の学級や通級による指導、特別支援学級と特別支援学校という「多様な学びの場」の充実を図るとともに、相互の連携を促進していきます。	
⑤	教育相談・就学相談の実施
医療、保健、福祉等との連携のもと、幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談を実施します。	
⑥	関係機関相互の連携と教育支援計画の策定
障がいのある児童・生徒に対し、可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、必要に応じて関係機関で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携のもと、個別の教育支援計画の策定・活用を促進します。	
⑦	教育的ニーズに応じた教材の提供
障がいのある児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書を始めとする教材の提供に努めます。	
⑧	支援に関する調査研究と情報提供
障がいのある児童・生徒に対する指導方法に関する調査・研究の推進及び成果の普及を図るとともに、支援に関する先進的な事例の収集及び情報提供を行います。	
⑨	就労支援の充実
福祉・労働等の関係機関との連携のもと、障がいのある生徒の就労に向けた学習活動の充実や、実習先・進路先の開拓、卒業後に長く働き続けられるための支援の充実を図ります。	

¹⁶ 障害者権利条約第2条定義において、「合理的配慮」とは、障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。

⑩	学校施設のバリアフリー化の推進
障がいのある児童・生徒の視点を踏まえ、学校施設のバリアフリー化を推進します。	
⑪	教職員の専門性の確保及び指導力の向上
特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、教職員への研修の充実を図ります。	
⑫	県立特別支援学校における医療的ケア児への支援
医療的ケアが必要な児童・生徒の安全確保を目的とした、支援体制を運営するための協議会等を開催するとともに、高度な医療的ケアに関する内容等の研修を実施します。	

(8) いじめ、不登校等への対応

いじめや暴力行為、不登校など課題を抱えた子どもを支援するため、スクールカウンセラー等の配置や、SNS を含む多様な教育相談等の取組みを充実させ、学校や地域、家庭、関係機関などとの連携強化を図ります。

【主な事業】

①	スクールカウンセラー等の配置など、いじめ、不登校等の対策の充実
心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置するとともに、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめや不登校等に対応します。	
②	いじめ・暴力行為等の未然防止対策の実施
「かながわ元気な学校ネットワーク」として、各学校や各地区において、子どもがいじめや暴力行為等について自主的に考えるための取組みを推進するとともに、家庭でのコミュニケーションを大切にすることを保護者に啓発するための「ファミリー・コミュニケーション運動」等、県民への啓発活動に取り組みます。	
③	不登校児童・生徒の教育機会の確保の取組み
フリースクールやフリースペースなどのNPO等との連携・協働により、不登校状態にある児童・生徒の教育の機会の確保に努め、児童・生徒の社会的自立を支援します。 また、十分に義務教育を受けられなかった人たち等、多様化する教育的ニーズに応じるため、中学校夜間学級の設置について、支援していきます。	

④	24 時間子どもSOSダイヤルなど教育相談の推進
<p>24 時間子どもSOSダイヤルでは、いじめをはじめ、広く子どもの困りについて、本人、保護者等が相談しやすいよう 24 時間 365 日対応します。また、幼児から 18 歳ぐらいまでの、不登校や支援を必要とする子どもの養育・教育・就学等について、児童・生徒本人、保護者、教員等からの相談を受け付けます。</p>	
⑤	SNSを活用した相談事業
<p>中高生の多くがSNSをコミュニケーション手段として活用している中、いじめを受けて一人で悩む子どもたちへの対応が課題となっていることから、SNSを活用した相談窓口を開設し、いじめ等に関する相談を受け付けます。</p>	

(9) 外国籍県民等の子育て支援の充実

外国につながる子どもたちが充実した学校生活を送れるよう、外国籍県民を対象とした多言語による相談窓口の設置や、行政窓口での手続きや学校の面談等への通訳ボランティアの派遣等を実施する。

【主な事業】

①	外国籍県民のための相談サービスの実施
<p>「地球市民かながわプラザ」において、外国籍県民を対象とした多言語による相談事業（教育・一般・法律）を実施します。</p>	
②	医療通訳事業の実施
<p>日本語を母語としない外国籍患者が安心して医療を受けられるよう、協定医療機関からの派遣依頼を受け、医療通訳スタッフを派遣する「医療通訳派遣システム事業」を実施します。</p>	
③	多言語支援センターかながわの運営
<p>「多言語支援センターかながわ」をかながわ県民センター内に開設し、外国籍県民等へ多言語による情報提供・通訳支援を実施します。多言語での問合せに対応できる「コールセンター」の設置のほか、日本語を母語としない外国籍県民等が、行政窓口での手続きや学校の面談等で通訳を必要とする場合に、通訳ボランティアを紹介する「かながわ一般通訳支援事業」の実施や、地域における外国籍県民を支援する人材を育成するため、ボランティアスタッフ、保育士、保健師、児童福祉職員等を対象として、外国籍県民とその家族の状況や関連制度等についての研修を実施します。</p>	

④ 外国につながるのある児童・生徒への支援

県内の小・中学校においては、帰国児童・生徒及び外国につながるのある児童・生徒への支援として、日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が多数在籍する小・中学校に「国際教室」を設置し、特別な教育課程により、日本語指導、個に応じた教科指導、学校生活への適応指導、悩みごとの相談などの指導・支援を行います。

また、県内で外国につながる子どもの支援を行っているNPO等との連携を密に図り、学校内外の支援を充実させていきます。

高校においては、NPO等と協働して外国籍の生徒が多く在籍する県立高校に多文化教育コーディネーターや学習支援員を派遣するほか、通訳の派遣により外国籍生徒の保護者との意思疎通を図るなど充実に努めます。

基本的視点2

「保護者が育てる力」を発揮するために

重点施策 1

多様なニーズに応じた幼児期の教育・保育等の提供体制の充実

個別施策

- (1) 幼児期の教育・保育の提供体制の確保
- (2) 幼児期の教育・保育に従事する人材の確保の取組み
- (3) 幼児期の教育・保育に従事する人材の質の向上の取組み
- (4) 地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保・育成の取組み
- (5) 放課後児童クラブの整備
- (6) 教育・保育情報の公表

(1) 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

幼児期の教育・保育の需給計画に沿って、保育所の認可や認定こども園の認可・認定などを行い、教育・保育の提供体制の確保を進めます。また、市町村が教育・保育の提供体制の確保を円滑に行えるよう、広域的調整を含め、支援を行います。

【主な事業】

①	幼児期の教育・保育の提供体制の確保にかかる支援
実施主体である市町村が子育て家庭のニーズに合った幼児期の教育・保育の提供体制を計画に基づき確保できるよう、保育所や認定こども園等の認可・認定を行うほか、市町村と連携して支援を行います。 また、質の高い教育・保育が提供されるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等に対して指導・助言を行います。	
②	認可外保育施設の認可化促進
地方自治体が独自に運営経費を補助している認可外保育施設の認可化支援に取り組み、給付対象施設の確保を図ります。	
③	地域型保育事業と連携施設の円滑な連携にかかる支援
地域型保育事業の利用者が3歳となった以降も切れ目なく教育・保育の提供を受けられるよう連携施設の設置の促進や相互連携について、市町村と連携して進めます。	

④	保育所等利用待機児童解消に向けた取組み
<p>国の「子育て安心プラン」や「新たな経済政策パッケージ」等を踏まえ、国及び市町村と連携して、保育所等の受け皿整備を進めます。また、特に人数が多い1、2歳児の待機児童の解消に向け、いわゆる「3歳の壁」対策としての連携施設の確保、幼稚園の一時預かり事業における対象事業の2歳児までの拡大等のさまざまな取組みを市町村と連携して進めます。</p>	
⑤	保育所等利用待機児童解消に向けた市町村との連携
<p>神奈川県保育対策協議会¹⁷における市町村との情報交換や、市町村の保育提供区域ごとの待機児童数の見通しの把握等を通じ、市町村との連携の強化を図り、待機児童の解消を図ります。</p>	
⑥	認定こども園の普及促進
<p>認定こども園の制度や認定こども園化のための手続き方法などについてわかりやすく周知するとともに、個別相談に対応し、認定こども園の普及を図ります。</p>	
⑦	幼稚園・保育所・小学校等の連携 【再掲】
<p>事例発表や協議、講演などを含む研修講座の開催や指導資料の作成等を通じて、就学前児童と小学校教育の円滑な接続、校種間の連携を図ります。</p>	
⑧	施設型給付施設及び地域型保育事業の利用者に対する個人給付
<p>幼稚園（施設型給付施設）、保育所、認定こども園の利用者に対し、個人給付を行い、質の高い教育・保育を提供します。</p>	
⑨	私立幼稚園の経常的運営費に対する支援
<p>教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立幼稚園の経常的運営費を支援します。</p>	

(2) 幼児期の教育・保育に従事する人材の確保の取組み

質の高い幼児教育や保育が円滑に行えるよう、関係機関と連携して、計画的に幼児教育や保育に従事する人材の確保を図ります。

また、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保・育成についても、市町村等と連携して進めます。

¹⁷ 子ども・子育て支援法附則第14条第4項の規定に基づき、保育の需要に応ずるための市町村の取組みを支援するため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて協議するため、平成30年に県が設置したもの

【主な事業】

①	神奈川県保育対策協議会の場を活用した保育士確保の取組み
<p>神奈川県保育対策協議会の場を活用し、保育士確保に係る効果的な方策について市町村とともに検討し、計画的に保育士確保の取組みを進めます。</p>	
②	新たに保育士資格を取得する者を増やす取組み
<p>地域限定保育士試験の実施による受験機会の拡大や、保育補助者を保育士養成施設に通わせて資格取得を支援する施設への支援など、新たに保育士資格を取得する者を増やす取組みを行います。</p>	
③	潜在資格者（幼稚園教諭・保育士）の復帰促進支援
<p>潜在資格者に対し、個別相談に応じるなどの職場復帰支援を、県と政令・中核市が共同で行います。また、就職支援セミナーや就職相談会等を開催し、現場復帰の働きかけを行うほか、団体が行う同様の取組みに対し支援を行います。</p>	
④	幼稚園教諭・保育士等の就業継続支援
<p>施設型給付や私学助成により、職員の処遇の改善を図ります。 また、保育補助者の活用等を支援する取組みにより、保育士の負担軽減を図り、就業継続支援を行います。</p>	
⑤	幼稚園教諭、保育教諭、保育士等のキャリアアップの取組みへの支援
<p>職員の経験年数等、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。また、関係団体が行う同様の取組みに対し、支援を行います。</p>	
⑥	保育教諭確保のための支援
<p>幼保連携型認定こども園では、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の資格を有する「保育教諭」の配置が必要です。国は、いずれか一方の資格でも保育教諭となれる特例期間と、一方の資格を有していない者が、不足している資格を取得しやすくするための緩和措置を令和6年度まで延長したことから、県では、こうした特例制度や資格取得のための支援制度について周知を図り、引き続き保育教諭の確保を図ります。</p>	
⑦	家庭的保育者や子育て支援員等の確保のための支援
<p>市町村が行う家庭的保育者や子育て支援員等として働くために必要な研修の実施について、市町村と連携して取り組むほか、市町村が実施する取組みに対して支援を行います。</p>	

(3) 幼児期の教育・保育に従事する人材の質の向上の取組み

職員の経験年数等段階に応じたスキル向上のための研修や、より高度な知識・技能を習得するための研修を実施する等、幼児期の教育・保育に従事する人材の質の向上の取組みを推進していきます。

【主な事業】

①	幼稚園教諭、保育教諭、保育士等を対象とした研修の実施
職員の経験年数等、段階に応じたスキル向上のための研修を体系的に行い、質の向上を図ります。また、幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の合同研修を行い、相互理解を図ります。 加えて、保育実践に関する専門性を有する者（園長経験者）を活用して、教育内容や指導方法等について新規採用教員への指導、人材育成を図ります。	
②	幼稚園教諭、保育士を対象として市町村等が実施する研修に対する支援
市町村や関係団体が行う職員の経験年数等、段階に応じたスキル向上のための研修に対する支援を行います。	
③	「教育・保育要領」の周知
主に幼保連携型認定こども園の教育・保育の指針となる「教育・保育要領」の周知を図り、質の向上を図ります。	
④	家庭的保育者や子育て支援員等を対象とした研修に対する支援
家庭的保育者や子育て支援員等の現任者に対し、質の向上を図る研修を市町村と連携して取り組むほか、市町村が行う研修に対する支援を行います。	

(4) 地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保・育成の取組み

放課後児童支援員として必要な知識・技能を修得し、有資格者となるための研修を実施するほか、市町村が実施している「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」の円滑な実施を支援する等、地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保・育成の取組みを推進していきます。

【主な事業】

①	放課後児童支援員の認定資格研修等の実施
放課後児童支援員として必要な知識・技能を修得し、有資格者となるための研修等を実施します。	
②	放課後児童支援員等を対象とした研修の実施
児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等を行うための計画的な研修を、放課後児童クラブの従事者を対象に実施します。	

③	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業従事者の質向上のための研修等の実施
市町村が実施している「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」の円滑な実施を支援するとともに、これらの事業の従事者に対して個別支援のスキルを上げるための研修会を実施します。	
④	ファミリー・サポート・センター事業等の従事者の質向上のための研修等の実施
市町村が実施しているファミリー・サポート・センター等の地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を支援するとともに、ファミリー・サポート・センター事業等の従事者に対して個別支援のスキルを上げるための研修会を実施します。	

(5) 放課後児童クラブの整備

国の「新・放課後子ども総合プラン¹⁸」を踏まえ、近年の保護者ニーズの高まりにより生じている放課後児童クラブにおける待機児童を解消するため、放課後児童クラブの設置・運営を行う市町村を支援します。

【主な事業】

①	放課後児童クラブの設置・運営に対する支援
保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後や長期休暇などを安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、児童の健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。	
また、他の市町村の取組状況をわかりやすく情報提供するとともに、担当者への研修を行います。	

【参考】放課後児童クラブの量の見込みと目標整備量【県全域】（各年度4月1日時点）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	450,777	447,272	444,314	439,526	434,693
量の見込み①	68,405	70,692	72,946	74,902	76,779
目標整備量②	68,648	71,198	73,451	75,748	78,181
需給差②-①	243	506	505	846	1,402

※ 各年度の児童数、量の見込み、目標整備量の数値は、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を県全域で集計したもの

¹⁸ 従来のプランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組みをさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童（小学校に就学している児童をいう。）の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした新たな放課後児童対策のプラン

(6) 教育・保育情報の公表

子育て中の方が、子ども・子育て支援にかかる情報を気軽に入手できるよう、インターネットを活用した情報の公表を行います。

【主な事業】

①	「子育て支援情報サービスかながわ」による情報提供
<p>子育て中の方が、子ども・子育て支援にかかる情報を気軽に入手できるよう県が開設している web サイト「子育て支援情報サービスかながわ」において、利用者が希望にあった施設や事業を選択できるよう、教育・保育施設である幼稚園や保育所、認定こども園や、小規模保育、家庭的保育などの地域型保育事業者の情報を提供します。</p> <p>また、同サイトの施設情報の検索機能を活用して、子ども・子育て支援法で定められている情報公表項目を基本とする教育・保育情報の公表を行います。</p>	

(基本的視点2) 「保護者が育てる力」を発揮するために

重点施策

2

妊産婦及び子どもの健康の増進

個別施策

- (1) 乳幼児や妊産婦の健康の確保及び不妊に悩む方に対する支援の充実
- (2) 小児医療の充実

(1) 乳幼児や妊産婦の健康の確保及び不妊に悩む方に対する支援の充実

安心して出産・育児ができる保健医療体制を推進するため、特に、乳幼児や妊産婦の健康の保持・増進を図るための保健サービス、周産期救急医療や不妊治療への支援などへの対応を図ります。

【主な事業】

①	市町村母子保健事業の支援
妊娠・出産等における切れ目のない支援の実現をめざし、市町村における総合的な相談及び支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の運営強化や、産後うつ予防などにより産後も安心して子育てができる支援体制の整備に向け、市町村との連絡調整会議や保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を実施し、市町村の取組みを支援します。	
②	先天性代謝異常等検査の実施
発症すると重篤な障がいや生命への危険があるが、発症前であれば効果的な予防法・治療法が確立されている先天的な疾患について、新生児から採取した血液を基に検査を行い、早期発見・早期治療により障がいの発症防止を図ります。	
③	周産期救急医療体制の整備
ハイリスクの妊婦から新生児まで、高度な医療水準により一貫した救急医療体制を確保します。	
④	神奈川県不妊・不育専門相談センター等における不妊・不育相談の実施
不妊・不育に悩む県民の方の相談に対応するため、平塚保健福祉事務所内に設置する専門相談センターにおいて、あらかじめ設定した相談日に、医師・助産師等が相談に応じます。 また、各保健福祉事務所・センターにおいて、保健師等が相談に応じます。	

⑤	特定不妊治療に対する助成の実施
医療保険が適用されず高額の医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	
⑥	乳幼児期における歯科保健の推進
子どもの歯と口腔の健康づくりに関する相談窓口や、子どもとのふれあいを重視した歯みがき指導など、子育て支援に資する健康相談及び指導体制の充実を図ります。	
⑦	風しん予防接種事業費に対する補助
妊娠を希望する女性やそのパートナー等に対する予防接種を促進するため、市町村が助成する予防接種費用の1/3を補助します。	

(2) 小児医療の充実

小児救急医療体制を整備するとともに、高度・専門医療の充実や長期療養等が必要な子どもへの支援等を行います。

【主な事業】

①	小児救急電話相談の実施
夜間における子どもの体調や症状に関する保護者の不安を軽減するとともに、救急医療体制の円滑な運用に資するため、電話相談を実施します。	
②	小児救急医療体制の整備
夜間や休日の小児救急医療の確保・充実を図ります。	
③	小児在宅医療の充実
関係機関の連携促進に向けた取組みなどを通じて、小児在宅医療を支える体制の充実を図ります。	
④	医療費負担軽減のための乳幼児医療費等における公費負担の実施
児童や児童を養育するひとり親の医療費にかかる経済的負担の軽減を図るため、県内全市町村を実施主体として、児童やひとり親の医療費の自己負担分を助成します。	
⑤	小児慢性特定疾病医療費助成事業の実施
特定の慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養が必要な児童とその保護者に対し、当該疾病にかかる医療費の助成事業を行います。	

(基本的視点2) 「保護者が育てる力」を発揮するために

重点施策

3

子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進

個別施策

- (1) 子育てに配慮した公共施設・交通環境の整備等
- (2) 子育てに配慮した住宅施策
- (3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (4) 子どもを犯罪から守るための活動等の推進
- (5) 子どもを災害から守るための施策

(1) 子育てに配慮した公共施設・交通環境の整備等

子どもや子ども連れあるいは妊娠中の人安心して外出し、自由に移動して、気兼ねなく施設等を利用できるよう、公共施設や駅等のバリアフリー化などのまちづくり等を進めます。

【主な事業】

①	子育て家庭を応援するまちづくりの推進
妊娠中や子育て中の県民が安心して外出できるための環境整備の一環として、妊娠中や子育て中の県民のための設備・サービスのある施設の情報を県が開設している web サイト「子育て支援情報サービスかながわ」のモバイルサイトで提供することにより、子育て家庭を応援するまちづくりを推進します。	
②	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の推進
神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、子ども連れあるいは妊娠中の人、障がい者、高齢者など誰もが安心して外出し、自由に移動して、施設が利用できるようバリアフリーの街づくりを進めます。 また、県条例を分かりやすく解説したガイドブックを作成し、ホームページに掲載するなど、県条例の周知を図るとともに、関係団体、事業者団体、学識経験者等からなる「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」を設置し、「バリアフリーフェスタかながわ」などの普及啓発事業を通してバリアフリーの街づくりに向けた普及・啓発を図ります。	
③	都市公園施設のユニバーサルデザイン化
園路や出入り口の段差解消、駐車場の障がい者用区画の設置、及び利用しやすいトイレの設置などにより、誰もが安全・安心にすごせる公園づくりを進めます。	

④	公園・道路等の公共施設の美化の推進
美しい県土づくりをめざすかながわクリーン運動の一環として、美しいまちをつくるため、県民、市町村、関係団体、県が協調・連携しながら公園・道路等の公共施設の清掃を実施します。	
⑤	幅の広い歩道の整備
誰もが安心して利用できるよう、幅員2.0m以上の幅広歩道を整備します。	
⑥	段差のない歩道等の整備
横断歩道部やバス停部などについて、段差のない、通行しやすい歩道を整備します。	
⑦	県民を対象とした集いや催し等における託児の実施
子育て期の親が、集いや催し物等に安心して参加できるよう、託児室の設置について、託児サービス付きマーク ¹⁹ を活用して周知を行うとともに、実施状況等を把握し、取組みの促進を図ります。	

(2) 子育てに配慮した住宅施策

子育て家庭が子どもの成長や家族数に応じて安心して子育てできるよう、県営住宅等への入居について優遇措置等を実施します。

【主な事業】

①	特定優良賃貸住宅の提供
民間のオーナーが一定の基準にあった賃貸住宅を建設し、団体が管理受託等を行っている中堅所得者向けのファミリータイプの公的賃貸住宅について、子育て世帯等に対し物件の情報提供等を行います。	
②	県営住宅の入居者募集における優遇措置の実施
県営住宅への入居者募集にあたって、子育て世帯に対して、抽選時の当選率を高める優遇措置を実施します。（一般の申込者と比較して、子育て世帯は新築住宅で5倍、あき家で3倍の優遇、母子・父子世帯は、新築住宅で7倍、あき家で5倍の優遇）	
③	子育てに適する県営住宅の提供
子育て世帯に対して、小学校や中学校の立地状況などの事情を勘案して子育てに適すると考えられる県営住宅を「子育て世帯向け住宅」として提供します。	

¹⁹ 神奈川県内で開催されるイベント等のちらしなどでこのマークが付いているイベント等は、託児サービスがありますので、子育て中の保護者の方が、お子様を預けて安心して参加することができます。



④	居住支援活動をとりまく周辺環境整備事業の実施
<p>民間賃貸住宅への入居を拒まれる高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の居住支援にあっては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であることから、居住支援に必要な知識を習得し、居住支援活動をとりまく周辺環境を整えることにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を促進します。</p>	
⑤	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の実施
<p>高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業者から、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を受け、当該情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定を図ります。</p>	

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもの交通安全教育をはじめ、事故多発地点対策など、交通安全の施策に取り組むことにより、子どもを交通事故から守ります。

【主な事業】

①	交通安全教育の推進
<p>幼稚園教諭、保育士、保護者及び地域の方等に、幼児の交通安全指導のための研修を行うとともに、学校等において児童等への交通安全教室を実施し、交通安全教育の推進を図ります。</p> <p>また、学校・家庭・地域の連携による、小・中・高校の一貫した総合的な交通安全教育に向け、交通安全教育研究会を中心に、研修講座の開催や指導資料の作成等を行い、交通安全教育の推進を図ります。</p>	
②	児童・幼児のヘルメット等の着用の推進
<p>児童や幼児が自転車に乗車するときに、ヘルメットや幼児用座席でのシートベルトの着用の促進を図り、子どもの交通事故防止対策を実施します。</p>	
③	交通事故多発区間（地点）対策の推進
<p>交通事故多発区間（地点）について、国、県、市町村等の道路管理者と県警察が一体となって事故要因や改善策を調査・検討し、安全施設等の整備促進を図り、子どもの事故防止対策を実施します。</p>	
④	事故危険箇所対策の推進
<p>主に幹線道路の事故発生割合の高い区間において、関係機関が連携して効果的・効率的な対策を集中的に実施することにより、交通事故の削減を図ります。</p>	

⑤	未就学児の交通安全対策
<p>関係機関と連携して実施した「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」の結果を踏まえ、車止めや防護柵の設置等や横断歩道の整備等の必要な対策を実施するとともに、保育所等の園外活動を見守るキッズ・ガード等を配置する市町村への支援を行うことで、子どもが集団で移動する際の安全確保を図ります。</p> <p>また、子ども達の通行が多い生活道路等において、可搬式速度違反自動取締装置による速度取締りを実施することにより、車両の速度抑制を促し、当該速度規制の実効性を確保して、子どもの尊い命を交通事故から守ります。</p>	

(4) 子どもを犯罪から守るための活動等の推進

子どもが犯罪被害に遭うことなく、安全に遊び、学ぶことができるよう、パトロール活動や情報提供等、地域や学校等における安全確保のための対策を進めます。

また、犯罪被害に遭ってしまった子どもやその保護者を支援するメニューや体制の整備を図ります。

【主な事業】

①	子どもへの防犯指導を行う人材等の育成
<p>幼稚園、保育所、小学校の児童等を対象に防犯指導を行う人材等を育成します。また、地域住民等の防犯意識を高め、防犯活動への参加を促進します。</p>	
②	学校等における防犯教育の推進
<p>毎年、学校の防犯教室指導者を対象に「防犯教室研修講座」を開催し、防犯教育の推進に努めます。</p>	
③	犯罪等に関する情報提供と関係機関・団体との情報交換の実施
<p>子どもの安全を確保するため、子どもが被害者となる犯罪等の情報を提供するとともに、各関係機関・団体の活動に役立てるために、相互の情報交換を行います。</p>	
④	学校付近や通学路等におけるパトロール活動の促進
<p>学校の周辺や通学路等における不審者等の出没に対してパトロール活動を実施するほか、市町村の教育委員会に対して学校安全に関する情報提供をしていくとともに、「子ども110番の家」や恒常的に子どもの見守り活動を行っている団体に対して、情報提供や活動に対する助言指導を行います。</p>	
⑤	神奈川県警察スクールサポーターによる活動
<p>スクールサポーターは、警察、学校及び地域との連絡調整を図り、地域安全情報の提供や防犯指導等を通じて地域ボランティアの活動を支援するなど、児童等の安全を確保するための活動を行います。</p>	

⑥	ピーガルくん子ども安全メール²⁰による子どもの安全対策の支援
<p>子どもの安全に関する情報の把握に努めるとともに、「ピーガルくん子ども安全メール」を活用した積極的な情報提供に努め、県民に対して注意を喚起します。</p> <p>さらに、子どもの安全確保に関する活動に活用してもらうため、同メールへの加入促進を図ります。</p>	
⑦	犯罪被害者等への支援
<p>犯罪被害に遭った子どもやその保護者等が、犯罪等によって壊された日常生活を一刻も早く回復できるよう、民間支援団体等と協働・連携して、カウンセリングや法律相談、検察庁や裁判所等への付添い等の支援を提供します。</p> <p>また、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性について県民や事業者等の理解を促進するための普及啓発や、被害者等を支援する人材育成を実施します。</p>	
⑧	被害少年に対する立ち直り支援活動
<p>犯罪等により被害を受けた少年の精神的ダメージの軽減を図るため、少年相談員等が定期的な面接を通じてカウンセリングを行うなど、継続的な支援を行います。</p>	
⑨	自主防犯活動への支援
<p>子どもの見守り活動など、地域の防犯活動を行う団体に対して、様々な情報の提供などを通して、活動の立上げや充実のための支援を行います。</p>	

(5) 子どもを災害から守るための施策

防災教育や防災訓練を通して意識の啓発や知識の普及を図るほか、施設の耐震化や物資の備蓄など、災害に対する備えを実施することにより、子どもを災害から守ります。

【主な事業】

①	児童等が利用する施設の安全確保対策の推進
<p>保育所等における児童の安全確保等のため、市町村と連携し、災害時の対応や保護者との情報共有の取組みを推進するほか、地震防災対策計画の作成について助言・指導を行います。</p> <p>また、保護者等による引き取りまでの間の児童等の保護のために、災害発生時に必要となる備蓄や電源の確保等について、市町村や保育所等と連携していきます。</p>	
②	幼稚園や保育所等に対する耐震化への支援
<p>幼稚園や保育所等に対する耐震化にかかる支援を行います。</p>	

²⁰ 子どもを犯罪から守るための情報（例えば、子どもに対する声かけ事案や不審者情報等）を電子メールで登録された携帯電話とパソコンにお知らせするサービスです。

③	学校における防災体制の整備
<p>災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各県立学校で作成している「学校防災活動マニュアル」の実効性をより一層高め、家庭・地域と連携した防災訓練を行います。さらに、県立学校の防災資機材等の整備に努めます。</p> <p>県立学校の施設・設備の安全点検を実施し、計画的に耐震補強工事を実施します。</p> <p>また、国や県の取組み等について私立学校に情報提供して、各学校における防災体制の整備を促進し、私立学校の耐震診断、耐震補強工事に対して支援します。</p>	
④	学校における防災教育の充実
<p>児童・生徒が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料及び津波の起こる仕組みや避難の仕方等をわかりやすく示した津波防災に関する指導資料等を作成し、公立学校に配布するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。</p> <p>また、国や県の取組み等について私立学校に情報提供し、各学校における防災教育の充実を促進します。</p>	

基本的視点3

「社会全体が支える力」を大きくするために

重点施策

1

社会全体による子ども・子育て支援のための基盤づくり

個別施策

(1) 子育て支援推進の機運の醸成

(1) 子育て支援推進の機運の醸成

中高生や高齢者、現在子育て中でない方も含め、幅広い層の県民に対して、子育て支援活動の重要性に対する意識啓発を図り、神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく事業等の認知度・参加意欲を高めていく取組みを進めます。

【主な事業】

①	神奈川県子ども・子育て支援推進条例等の普及・啓発
県民にわかりやすいリーフレット等の発行や、県条例に基づき実施する事業等を通じて、県条例の普及・啓発を図るとともに、県条例のめざす「生まれてきてよかった」「生み育ててよかった」と実感できる神奈川の実現に向けて、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援する機運を醸成します。	
②	神奈川県子ども・子育て支援推進協議会による県民運動の展開
県条例に基づいて設立された神奈川県子ども・子育て支援推進協議会参加団体等の自主的な活動や、参加団体相互の情報交換・連携により、子どもが健やかにいきいきと育っていくことができ、県民が安心して子どもを生み育てることができる神奈川の実現をめざします。	
③	かながわ子ども・子育て支援月間の実施
毎年8月の「かながわ子ども・子育て支援月間」では、県や市町村、NPO や事業者が各地でイベントや相談窓口開設などを行い、県はその情報をとりまとめて周知等を図り、参加意欲を高めるとともに、子育てを応援する機運を醸成します。	
④	かながわ子ども・子育て支援大賞の実施
地域団体やNPO法人、企業、商店街、個人等が行っている県内の子ども・子育て支援活動のモデルとなる活動を表彰し、自主的な子ども・子育て支援活動の活性化と県民総ぐるみの取組みへの機運の醸成を図ります。	

⑤	商店街における子育て世帯にやさしいまちづくり推進事業への支援
<p>商店街等が抱える課題や意欲的な取組みに対して、アドバイザーを派遣し、子育て世代に優しく、安心して暮らせるまちづくり事業などを支援し、地域と一体となった商店街の育成を図ります。</p>	
⑥	かながわ子育て応援パスポート ²¹ の普及
<p>子育て家庭の外出を応援するサービス「かながわ子育て応援パスポート」の普及を図ることにより、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図ります。</p>	
⑦	かながわ子どものみらい応援団による機運の醸成
<p>企業・NPO等と連携した、「かながわ子どものみらい応援団」により、子どもの貧困に対する県民の理解促進のためのフォーラム開催や地域の子ども支援活動を担う人材育成のための専門的研修を実施し、すべての子どもたちを社会全体で支援する機運の醸成を図ります。</p>	

²¹ 妊娠中の方や小学生以下の子どもがいる家庭からの登録を受け、スマートフォンやパソコン等を通じて神奈川県が発行した登録証（名称「かながわ子育て応援パスポート」）を、協力施設に提示することにより、割引や景品の提供など各施設が設定する優待サービスを受けることができます。

(基本的視点3) 「社会全体が支える力」を大きくするために

重点施策

2

地域における子ども・子育て支援の充実

個別施策

- (1) 多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援の充実
- (2) 地域の子育て支援団体等の活動の推進

(1) 多様なニーズに応じた地域子ども・子育て支援の充実

地域子育て支援拠点や一時預かりなど、市町村が地域のニーズに合わせて実施する地域子ども・子育て支援事業が円滑に行われるよう、実施する市町村に対して支援を行います。

【主な事業】

①	利用者支援事業への支援
子育て家庭が幼稚園・保育所・小規模保育などの教育・保育施設、事業や地域の子ども・子育て支援事業などから、希望に合ったサービスを選択・利用できるように、市町村等が地域子育て支援拠点や行政窓口で行う利用者支援のための取組みに対し、支援を行います。	
②	一時預かり事業への支援
保護者の疾病や災害、育児疲れ等により、一時的にお子さんを保育所等で預かることで、安心な子育て環境を推進する市町村の取組みを支援します。	
③	私立幼稚園における預かり保育への支援
保護者の保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後及び休業日に預かり保育を実施する私立幼稚園を支援します。	
④	地域子育て支援拠点事業への支援
子育て親子の交流促進や子育てに関する相談を受けるなどの事業を行い、地域の子育て支援機能の充実を図る地域子育て支援拠点事業を実施する市町村への支援を行います。	
⑤	私立幼稚園における地域開放の推進
幼稚園の施設や教育機能を開放し、地域との連携を深めるため、地域とのふれあい交流事業や保護者に対する教育相談事業などを行う私立幼稚園の支援を行います。	

⑥	乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業への支援
<p>生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等や養育環境等の把握を行う乳児家庭全戸訪問事業や養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行う養育支援訪問事業を実施する市町村への支援を行います。</p>	
⑦	子育て短期支援事業への支援
<p>保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等で保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。</p>	
⑧	ファミリー・サポート・センター事業への支援
<p>地域の実情に応じ、地域住民の会員制により保育支援等を行うファミリー・サポート・センター事業を実施する市町村への支援を行います。</p>	
⑨	病児保育事業や延長保育事業等への支援
<p>病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児保育事業や、通常の保育時間を超えて保育所等での預かりを行う延長保育事業、休日に勤務が必要となる家庭の子どもを保育するための休日保育を実施する市町村への支援を行います。</p>	
⑩	親育ち支援事業への支援
<p>保護者の育児の不安感、負担感を軽減し、自信と意欲を持って子育てに取り組むことができるよう、親育ち支援事業を実施する市町村への支援を行います。</p>	

(2) 地域の子育て支援団体等の活動の推進

地域の子育て支援力の向上を図るため、関係者に研修機会を提供するなどの支援を行うとともに、様々な活動情報の共有が県全域で図られるよう、インターネットを活用した情報提供を推進します。

【主な事業】

①	民生委員・児童委員の研修の充実
<p>日々の活動において子ども・子育て支援などを行っている民生委員・児童委員を対象に、活動に必要な知識や対応方法などを習得するための研修を実施し、委員の質の向上を図ります。</p>	

②	PTAなど保護者による活動の推進
<p>PTA活動推進の中心的役割を果たす指導者を対象に、生涯学習指導者研修を開催し、団体運営及び活動上の諸問題や今日的課題について研究協議を行います。また、PTA活動の振興・充実を目的としたハンドブックを作成し、PTA会員の研修会や委員会活動等において活用します。</p>	
③	地域における子育て支援NPOなどの活動支援
<p>かながわ子ども・子育て支援活動交流フォーラム等により、子育て支援NPOの抱える課題の解決や、NPO相互、企業や行政との連携を促進するほか、活動の認知度を高め、県民の参加を促す活動支援を行います。</p>	
④	子ども・子育て支援に携わる市町村職員やNPO関係者の交流の促進及び研修の充実
<p>地域での子ども・子育て支援に携わる市町村職員や子育て支援NPO・団体などが、顔がつながり、お互いの活動を知り、必要なネットワークが機能するきっかけづくりとなる交流会の開催や研修の充実を図ります。</p>	
⑤	インターネットによる総合的な子育て支援情報の提供
<p>行政サービス情報、幼稚園や保育所等の施設情報、企業・職場の情報、地域の情報等をインターネットにより提供するとともに、妊娠中や子育て中の県民のための設備・サービスのある施設の情報をモバイルサイトでも提供するなど、子育て支援に関する総合的な情報を県民に提供します。</p>	
⑥	地域学校協働活動推進事業に対する支援
<p>地域と学校が連携・協働する体制やしくみを構築する取組みや、多彩な経験や技能を持つ外部人材などの参画により土曜日などに教育プログラムを行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。</p>	
⑦	地域未来塾推進事業に対する支援
<p>学習支援が必要な中学生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る「地域未来塾推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。</p>	

⑧	コミュニティ・スクールの推進
<p>令和2年度に県立学校全校にコミュニティ・スクールを導入することに伴い、各コミュニティ・スクールの取組事例等の情報を共有するとともに、一層の推進に向けて全校を対象とした研修会を毎年実施し、コミュニティ・スクールの推進体制の構築及び内容の充実を図ります。</p> <p>市町村立学校については、コミュニティ・スクールの推進に関する研究協議会を設置し、市町村教育委員会間で情報の共有や協議を行うとともに、希望する市町村教育委員会に対して講師を派遣するなどの支援を行い、県内全域でのコミュニティ・スクールの促進及び内容の充実を図ります。</p>	
⑨	子どもの居場所づくりに対する支援 【再掲】
<p>地域で子ども支援活動を担う人材の育成や活動のネットワーク化を促進するため、専門的な研修を実施し、地域における子どもを支援する体制の充実を図ります。</p>	

(基本的視点3) 「社会全体が支える力」を大きくするために

重点施策

3

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

個別施策

- (1) ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(1) ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発に取り組み、労働者自らが、長時間労働などの働き方を見直し、育児休業の取得等、仕事と子育てを両立できるよう、取組みを進めます。

【主な事業】

①	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方」を実現するための総実労働時間の短縮等の普及啓発
	ワーク・ライフ・バランスに関係したパンフレットの作成・配布等により、働いている県民の総実労働時間の短縮等を促進します。
②	子どもを生き育てながらの就業継続に対する支援
	仕事と生活の両立を希望する労働者を支援するために、両立のヒントとなるセミナーや個別カウンセリングを実施するとともに、働く女性が職場で直面しやすい妊娠・出産等に伴う解雇やセクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等のトラブル等についての相談を実施します。
③	就業の分野における男女共同参画社会の促進
	神奈川県男女共同参画推進条例に基づき企業における男女共同参画の推進状況を把握し、結果を企業に提供するとともに公表し、企業の男女共同参画の促進を図ります。
④	男性の家事育児促進事業
	男性の家事育児が十分なレベルで日常的に当たり前化する社会的環境を形成するために、企業やNPO等と協働でオープンイノベーション・コンソーシアム（新市場創出と行動変革普及の社会的加速装置）を立ち上げ、定例会（先進事例紹介や情報交換会）の実施や情報発信を行います。

⑤	かながわ版父子手帳「パパノミカタ」の普及促進
<p>子育て初心者の方の男性の育児参画を応援するため、子育てに関する基礎知識やコミュニケーションのヒントなど、「パパ」になる方の「ミカタ」となる情報を集めた web サイト「パパノミカタ」の普及促進を図ります。</p>	
⑥	「かながわ女性の活躍応援団」による女性の活躍の推進
<p>神奈川にゆかりの深い企業等の男性トップと知事により結成された「かながわ女性の活躍応援団」は、男性トップの意識改革が重要であることから男性のみのメンバー（応援団員及び応援サポーター）により、啓発講座等による意識啓発や啓発冊子による働き方改革などの取組みを促進するなど、女性の活躍を推進する社会的ムーブメントを拡大します。</p>	

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

労働時間短縮など男性を含めた働き方の見直し、育児休業制度の普及と取得促進、弾力的な労働時間や勤務形態の導入など仕事と子育ての両立に向けた取組み、地域における次世代育成支援への貢献など、企業等における次世代育成支援の取組みを促進します。

【主な事業】

①	神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく事業者の認証の推進
<p>県条例に基づき、従業員のための子ども・子育て支援に取り組む体制等が整っている事業者を県が「かながわ子育て応援団」²²として認証し、その取組状況を登録・公表することにより、仕事も子育ても両立できる職場環境の整備を推進します。</p>	
②	企業による子どもと子育て家庭支援の促進
<p>県条例に基づく毎年 8 月の「かながわ子ども・子育て支援月間」で行う各種イベント・事業や、企業との連携による家庭教育支援など、機会を捉えて、企業による子ども・子育て支援活動を働きかけるとともに、NPOや行政、企業相互の連携・協力の促進を図ります。</p>	

²² (1)育児・介護休業法で義務付けられている育児休業などを就業規則に明記していること、(2)仕事と子育ての両立支援に関する社内の責任者を明確にしていること、(3)子ども・子育て支援のための取組みの計画的な推進を内外に明らかにしていること、(4)計画内容や事業活動が関係法令に照らして適切であることを要件としています。



③	企業における仕事と子育ての両立のための基盤整備
<p>ワーク・ライフ・バランス導入促進を目的とした企業向けガイドブック等の作成や働き方改革アドバイザー²³の派遣など、ワーク・ライフ・バランスの県内企業における取組みを支援することにより、仕事と子育ての両立のための基盤整備を図ります。</p>	
④	医療機関内の保育所に対する支援
<p>医師・看護師等が子育てをしながら働き続けることができるよう、院内保育所の施設整備や運営費に対して助成しています。</p>	
⑤	介護職員子育て支援代替職員の配置に対する補助
<p>出産・育児休業等から復職した介護職員等が短時間勤務をする際に代替職員を雇用する場合、県が介護事業所に対し費用の一部を補助します。</p>	
⑥	イクボス²⁴の取組み推進
<p>県では知事をはじめとする幹部職員が「イクボス」になることを宣言するとともに、PR 動画などによる周知・啓発に取り組めます。</p>	

²³ 企業等の現状に応じた最適な業務の効率化や従業員の働きやすい環境整備に向けたアドバイス等を実施する専門家

²⁴ 部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司

(基本的視点3) 「社会全体が支える力」を大きくするために

重点施策

4

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

個別施策

(1) ライフステージに応じたきめ細かな支援

(1) ライフステージに応じたきめ細かな支援

結婚から妊娠、出産、育児と、ライフステージに応じたきめ細かな切れ目ない支援を関係機関と連携して行うことにより、少子化対策の取組みのさらなる強化を進めます。

【主な事業】

ア 子どもの頃から結婚まで ～ライフキャリア教育、職業的自立・結婚支援～

①	男女共同参画意識の普及・啓発
子どもの頃から、男女共同参画に関する正しい知識や自立の意識等を育てることができるよう、男女共同参画教育の充実を図るとともに、あらゆる分野への参画のための支援や、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じた進路や生き方を選択できるようにライフキャリア教育を推進するなど、男女共同参画の理念の理解を進めるための普及啓発を行います。	
②	未病女子対策の推進
女性の活躍を支援するため、女性特有の健康課題やその対処法に関する正しい知識の普及を図るなど、女性の未病改善に向けた取組みを推進します。	
③	かながわ若者就職支援センターにおける就業支援 【再掲】
就職活動についての悩みに、キャリアカウンセラーが個別に相談を受け、効果的なアドバイスを行うキャリアカウンセリングを実施するとともに、応募書類の書き方やビジネスマナー、面接訓練など、就職活動に役立つセミナー等を開催し、39歳までの若年者の就業を支援します。	
④	職業技術校及び産業技術短期大学校における職業訓練の実施 【再掲】
若者が、自らの技術や能力を高め、就職できるように、職業技術校や産業技術短期大学校における職業訓練のほか、校内訓練と企業実習を組み合わせ実践的な職業訓練を実施します。	

⑤	地域若者サポートステーションにおける職業的自立支援 【再掲】
ニート等の働くことに悩みを抱える若者の職業的自立を支援するため、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。	
⑥	恋カナ！プロジェクトの実施
市町村及び企業・団体等と結婚支援に関する情報の共有を図るとともに、結婚を希望する方に対して情報発信を行い、結婚に向けた機運の醸成を図ります。	

イ 妊娠・出産 ～妊娠・出産の希望をかなえる取組み～

①	市町村母子保健事業の支援 【再掲】
妊娠・出産等における切れ目のない支援の実現をめざし、市町村における総合的な相談及び支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の運営強化や、産後うつ等の予防などにより産後も安心して子育てができる支援体制の整備に向け、市町村との連絡調整会議や保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を実施し、市町村の取組みを支援します。	
②	妊娠・出産に関する知識普及啓発教育の実施 【再掲】
特に10代後半～30代前半の男女を対象に、妊娠・出産の適齢期を理解し、自身の健康管理を学んだ上で自らの将来を考え選択する力をはぐくむ支援を図ります。	
③	望まない妊娠等に関する相談事業の実施
望まない妊娠等の妊娠・出産に関する悩みを抱える方に対して、医療機関、児童相談所、市町村等関係機関と連携を図りながら、相談支援を行います。	
④	神奈川県不妊・不育専門相談センター等における不妊・不育相談の実施 【再掲】
不妊・不育に悩む県民の方の相談に対応するため、平塚保健福祉事務所内に設置する専門相談センターにおいて、あらかじめ設定した相談日に、医師・助産師等が相談に応じます。 また、各保健福祉事務所・センターにおいて、保健師等が相談に応じます。	
⑤	特定不妊治療に対する助成の実施 【再掲】
医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	
⑥	先天性代謝異常等検査の実施 【再掲】
発症すると重篤な障がいや生命への危険があるが、発症前であれば効果的な予防法・治療法が確立されている先天的な疾患について、新生児から採取した血液を基に検査を行い、早期発見・早期治療により障がいの発症防止を図ります。	

⑦	周産期救急医療体制の整備 【再掲】
<p>ハイリスクの妊婦から新生児まで、高度な医療水準により一貫した救急医療体制を確保します。</p>	

ウ 育児 ～子どものいる生活を支える取組み～

①	幼児期の教育・保育の提供体制の確保 【再掲】
<p>地域の実情に応じ、住民のニーズに合った幼児期の教育・保育の提供体制の確保を市町村と連携して図ります。</p>	
②	子育て家庭を応援するまちづくりの推進 【再掲】
<p>妊娠中や子育て中の県民が安心して外出できるための環境整備の一環として、妊娠中や子育て中の県民のための設備・サービスのある施設の情報を県が開設している web サイト「子育て支援情報サービスかながわ」のモバイルサイトで提供することにより、子育て家庭を応援するまちづくりを推進します。</p>	
③	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の推進 【再掲】
<p>神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、子ども連れあるいは妊娠中の 人、障がい者、高齢者など誰もが安心して外出し、自由に移動して、施設が利用できる ようバリアフリーの街づくりを進めます。</p> <p>また、県条例を分かりやすく解説したガイドブックを作成し、ホームページに掲載する など、県条例の周知を図るとともに、関係団体、事業者団体、学識経験者等からなる 「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」を設置し、「バリアフリーフェスタか ながわ」などの普及啓発事業を通して、バリアフリーの街づくりに向けた普及・啓発を 図ります。</p>	
④	県民を対象とした集いや催し等における託児の実施 【再掲】
<p>子育て期の親が、集いや催し物等に安心して参加できるよう、託児室の設置について、 託児サービス付きマークを活用して周知を行うとともに、実施状況等を把握し、取組み の促進を図ります。</p>	
⑤	女性の就業支援
<p>結婚、出産等に伴い離職したが子育てに一区切りがついて、再就職したい方など、女 性のための就業支援を神奈川労働局と連携し、マザーズハローワーク横浜で一体的に取 組みを進めます。</p>	

⑥	子どもを生き育てながらの就業継続に対する支援 【再掲】
<p>仕事と生活の両立を希望する労働者を支援するために、両立のヒントとなるセミナーや個別カウンセリングを実施するとともに、働く女性が職場で直面しやすい妊娠・出産等に伴う解雇やセクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等のトラブル等についての相談を実施します。</p>	
⑦	神奈川県子ども・子育て支援推進条例等の普及・啓発 【再掲】
<p>県民にわかりやすいリーフレット等の発行や、県条例に基づき実施する事業等を通じて、県条例の普及・啓発を図るとともに、県条例のめざす「生まれてきてよかった」「生き育ててよかった」と実感できる神奈川の実現に向けて、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援する機運を醸成します。</p>	
⑧	商店街における子育て世帯にやさしいまちづくり推進事業への支援【再掲】
<p>商店街等が抱える課題や意欲的な取組みに対して、アドバイザーを派遣し、子育て世代に優しく、安心して暮らせるまちづくり事業などを支援し、地域と一体となった商店街の育成を図ります。</p>	
⑨	かながわ子育て応援パスポートの普及 【再掲】
<p>子育て家庭の外出を応援するサービス「かながわ子育て応援パスポート」の普及を図ることにより、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図ります。</p>	

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

ここでは、幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設等の需給計画や、それに伴い必要となる幼稚園教諭、保育士等の子育て支援人材の必要見込み数を記載します。

1 幼児期の教育・保育の需給計画

(1) 幼児期の教育・保育の需給計画とは

幼児期の教育・保育の需給計画では、子育て家庭のニーズに応じた教育・保育サービスの充実を計画的に進めるため、県全域及び(2)で設定する県設定区域ごとに、各年度の需要量（量の見込み）と、それに対応する供給量（確保の内容）を定めています。

(2) 県設定区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」に地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定し、その区域ごとに、子育て家庭のニーズに応じた教育・保育の利用の見込み量に対応する教育・保育の提供体制の確保方策を記載し、ニーズに応じた提供体制の整備をしていくことが定められています。

また、同様に、県についても、「県子ども・子育て支援事業支援計画」に市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、さらに、広域利用等の実態を踏まえて県設定区域を設定することとされています。

県設定区域は、県が教育・保育施設の認可や認定の際に行う需給調整の判断基準の基礎（当該区域において利用定員数が計画に定める必要数に既に達しているか、施設の認可等によりこれを超えることになると認めるときは、認可をしないことができます）であり、県が認可等に当たってどのような区域を単位に需給調整するのかを表すものとなります。

県設定区域

教育・保育の認定区分	県設定区域	設定に当たっての考え方
1号認定（教育標準時間認定） （子どもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望）	全県1区域	幼稚園の市町村域を超えた広域利用の実態や認可の現状を踏まえ設定
2号認定（3歳以上・保育認定） （子どもが満3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望）	市町村域	保育所は広域利用がそれほど多くないこと、また、保育の実施主体である市町村ごとのニーズに応じて実施している認可の現状を踏まえ設定
3号認定（3歳未満・保育認定） （子どもが満3歳未満で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望）		

(3) 「量の見込み」の算定に当たっての考え方

県計画に記載する「各年度における教育・保育の量の見込み」については、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の参酌標準（下記参照）どおり、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を集計したものを基本として、県全域及び県設定区域について、年度・認定区分ごと（1～3号認定。3号認定については0歳及び1～2歳別）の必要利用定員総数を設定します。

(4) 「確保の内容」の算定に当たっての考え方

「教育・保育の量の見込み」に対し、提供しようとする特定教育・保育施設、特定地域型保育事業その他の「確保の内容」についても、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を集計したものを基本として、県全域及び県設定区域について、年度・認定区分・施設等の区分ごとの利用定員数を設定します。

【参考】基本指針 別表6 教育・保育の参酌標準

事 項	内 容
法第19条第1項各号に掲げる小学校 就学前子どもに係る教育・保育	市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、「市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項」を踏まえて都道府県設定区域ごとの広域調整を行ったものを定めること。

(5) 各年度における量の見込みと確保の内容（需給計画）

ア 県合計（各年度4月1日時点）

令和2年度

（単位：人）

	1号	2号	3号		小計	計	
			0歳	1～2歳			
①需要量（量の見込み）	108,467	105,924	15,143	64,920	80,063	294,454	
②供給量 （確保の内容）	特定教育・保育施設	53,960	96,503	13,545	52,688	66,233	216,696
	確認を受けない幼稚園	74,331					74,331
	特定地域型保育事業		0	1,570	5,630	7,200	7,200
	認可外保育施設		1,901	1,256	4,287	5,543	7,444
	幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）		9,853				9,853
	企業主導型保育事業 （地域枠）		245	220	1,081	1,301	1,546
	幼稚園接続保育			0	321	321	321
合計	128,291	108,502	16,591	64,007	80,598	317,391	
②－①	19,824	2,578	1,448	▲ 913	535	22,937	

令和3年度

（単位：人）

	1号	2号	3号		小計	計	
			0歳	1～2歳			
①需要量（量の見込み）	103,527	107,878	15,611	66,730	82,341	293,746	
②供給量 （確保の内容）	特定教育・保育施設	57,212	99,574	14,010	54,440	68,450	225,236
	確認を受けない幼稚園	66,006					66,006
	特定地域型保育事業		0	1,767	6,405	8,172	8,172
	認可外保育施設		1,466	1,134	4,081	5,215	6,681
	幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）		10,124				10,124
	企業主導型保育事業 （地域枠）		289	238	1,225	1,463	1,752
	幼稚園接続保育			0	636	636	636
合計	123,218	111,453	17,149	66,787	83,936	318,607	
②－①	19,691	3,575	1,538	57	1,595	24,861	

令和4年度

(単位:人)

	1号	2号	3号		小計	計	
			0歳	1～2歳			
①需要量(量の見込み)	96,918	109,422	16,075	68,839	84,914	291,254	
②供給量 (確保の内容)	特定教育・保育施設	57,533	102,138	14,521	55,913	70,434	230,105
	確認を受けない幼稚園	60,721					60,721
	特定地域型保育事業		0	1,912	6,906	8,818	8,818
	認可外保育施設		1,075	1,016	4,325	5,341	6,416
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)		9,986				9,986
	企業主導型保育事業 (地域枠)		317	247	1,249	1,496	1,813
	幼稚園接続保育			0	648	648	648
合計	118,254	113,516	17,696	69,041	86,737	318,507	
②-①	21,336	4,094	1,621	202	1,823	27,253	

令和5年度

(単位:人)

	1号	2号	3号		小計	計	
			0歳	1～2歳			
①需要量(量の見込み)	91,706	111,513	16,541	70,504	87,045	290,264	
②供給量 (確保の内容)	特定教育・保育施設	57,091	104,567	15,017	57,281	72,298	233,956
	確認を受けない幼稚園	56,504					56,504
	特定地域型保育事業		0	2,110	7,498	9,608	9,608
	認可外保育施設		986	841	4,162	5,003	5,989
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)		9,992				9,992
	企業主導型保育事業 (地域枠)		343	256	1,285	1,541	1,884
	幼稚園接続保育			0	718	718	718
合計	113,595	115,888	18,224	70,944	89,168	318,651	
②-①	21,889	4,375	1,683	440	2,123	28,387	

令和6年度

(単位:人)

	1号	2号	3号		小計	計	
			0歳	1~2歳			
①需要量(量の見込み)	86,928	113,709	17,007	72,153	89,160	289,797	
②供給量 (確保の内容)	特定教育・保育施設	55,842	106,996	15,478	58,551	74,029	236,867
	確認を受けない幼稚園	53,411					53,411
	特定地域型保育事業		0	2,273	7,972	10,245	10,245
	認可外保育施設		996	712	4,228	4,940	5,936
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)		10,029				10,029
	企業主導型保育事業 (地域枠)		369	265	1,322	1,587	1,956
	幼稚園接続保育			0	778	778	778
合計	109,253	118,390	18,728	72,851	91,579	319,222	
②-①	22,325	4,681	1,721	698	2,419	29,425	

令和2年度から令和6年度の増減比較

(単位:人)

	1号	2号	3号		小計	計	
			0歳	1~2歳			
①需要量(量の見込み)	▲ 21,539	7,785	1,864	7,233	9,097	▲ 4,657	
②供給量 (確保の内容)	特定教育・保育施設	1,882	10,493	1,933	5,863	7,796	20,171
	確認を受けない幼稚園	▲ 20,920					▲ 20,920
	特定地域型保育事業		0	703	2,342	3,045	3,045
	認可外保育施設		▲ 905	▲ 544	▲ 59	▲ 603	▲ 1,508
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)		176				176
	企業主導型保育事業 (地域枠)		124	45	241	286	410
	幼稚園接続保育			0	457	457	457
合計	▲ 19,038	9,888	2,137	8,844	10,981	1,831	
②-①	2,501	2,103	273	1,611	1,884	6,488	

イ 市町村別の概要（各年度4月1日時点）

※ 市町村計画の詳細は県ホームページに掲載しています。

令和2年度

（単位：人）

		1号			2号			3号						小計	合計		
		① 量の 見込み	② 確保の 内容	②-①	③ 量の 見込み	④ 確保の 内容	④-③	0歳		1~2歳			⑨ 量の 見込み		⑩ 確保の 内容	⑩-⑨	
								⑤ 量の 見込み	⑥ 確保の 内容	⑥-⑤	⑦ 量の 見込み	⑧ 確保の 内容					⑧-⑦
県合計		108,467	128,291	19,824	105,924	108,502	2,578	15,143	16,591	1,448	64,920	64,007	▲ 913	535	294,454	317,391	22,937
1	横浜市	45,546	48,634	3,088	45,381	45,381	0	6,856	6,856	0	25,354	25,354	0	0	123,137	126,225	3,088
2	川崎市	18,325	18,325	0	19,734	19,832	98	3,468	3,468	0	14,903	14,903	0	0	56,430	56,528	98
3	相模原市	6,593	11,566	4,973	8,670	9,998	1,328	1,005	1,483	478	5,104	5,312	208	686	21,372	28,359	6,987
4	横須賀市	5,116	6,146	1,030	2,489	2,875	386	339	412	73	1,641	1,634	▲ 7	66	9,585	11,067	1,482
5	平塚市	3,089	4,295	1,206	2,463	2,463	0	264	414	150	1,487	1,503	16	166	7,303	8,675	1,372
6	鎌倉市	1,790	3,273	1,483	1,773	1,851	78	264	286	22	1,117	1,020	▲ 97	▲ 75	4,944	6,430	1,486
7	藤沢市	5,966	7,140	1,174	4,703	4,894	191	644	752	108	3,273	3,135	▲ 138	▲ 30	14,586	15,921	1,335
8	小田原市	1,593	2,518	925	2,119	2,125	6	241	297	56	1,115	1,108	▲ 7	49	5,068	6,048	980
9	茅ヶ崎市	3,158	3,451	293	2,877	2,659	▲ 218	298	361	63	1,657	1,519	▲ 138	▲ 75	7,990	7,990	0
10	逗子市	586	586	0	736	710	▲ 26	79	66	▲ 13	336	313	▲ 23	▲ 36	1,737	1,675	▲ 62
11	三浦市	454	722	268	220	262	42	20	21	1	121	102	▲ 19	▲ 18	815	1,107	292
12	秦野市	1,620	1,902	282	1,568	1,568	0	130	253	123	862	834	▲ 28	95	4,180	4,557	377
13	厚木市	2,461	2,480	19	2,597	2,608	11	269	402	133	1,258	1,260	2	135	6,585	6,750	165
14	大和市	3,340	3,722	382	2,756	3,066	310	366	467	101	1,940	1,951	11	112	8,402	9,206	804
15	伊勢原市	1,336	2,018	682	999	1,188	189	133	147	14	656	602	▲ 54	▲ 40	3,124	3,955	831
16	海老名市	1,401	2,012	611	1,738	1,457	▲ 281	129	178	49	1,089	813	▲ 276	▲ 227	4,357	4,460	103
17	座間市	1,481	1,818	337	1,322	1,595	273	164	187	23	890	585	▲ 305	▲ 282	3,857	4,185	328
18	南足柄市	338	724	386	536	478	▲ 58	78	63	▲ 15	263	229	▲ 34	▲ 49	1,215	1,494	279
19	綾瀬市	1,289	2,015	726	654	628	▲ 26	89	107	18	447	392	▲ 55	▲ 37	2,479	3,142	663
20	葉山町	453	945	492	304	234	▲ 70	45	33	▲ 12	161	125	▲ 36	▲ 48	963	1,337	374
21	寒川町	800	911	111	430	408	▲ 22	40	70	30	250	226	▲ 24	6	1,520	1,615	95
22	大磯町	353	471	118	223	227	4	23	30	7	126	106	▲ 20	▲ 13	725	834	109
23	二宮町	235	910	675	229	255	26	26	34	8	118	121	3	11	608	1,320	712
24	中井町	35	70	35	111	155	44	13	12	▲ 1	45	62	17	16	204	299	95
25	大井町	220	220	0	82	123	41	40	38	▲ 2	70	89	19	17	412	470	58
26	松田町	125	240	115	85	99	14	15	18	3	47	51	4	7	272	408	136
27	山北町	42	170	128	99	190	91	25	25	0	40	75	35	35	206	460	254
28	開成町	238	350	112	262	199	▲ 63	22	33	11	149	138	▲ 11	0	671	720	49
29	箱根町	34	120	86	103	165	62	15	16	1	55	77	22	23	207	378	171
30	真鶴町	22	36	14	55	70	15	6	6	0	24	29	5	5	107	141	34
31	湯河原町	82	125	43	225	312	87	10	21	11	116	127	11	22	433	585	152
32	愛川町	308	331	23	361	410	49	26	30	4	191	198	7	11	886	969	83
33	清川村	38	45	7	20	17	▲ 3	1	5	4	15	14	▲ 1	3	74	81	7

令和3年度

(単位:人)

		1号			2号			3号						小計	合計		
		① 量の 見込み	② 確保の 内容	②-①	③ 量の 見込み	④ 確保の 内容	④-③	0歳			1~2歳				⑨ 量の 見込み	⑩ 確保の 内容	⑩-⑨
								⑤ 量の 見込み	⑥ 確保の 内容	⑥-⑤	⑦ 量の 見込み	⑧ 確保の 内容	⑧-⑦				
県合計		103,527	123,218	19,691	107,878	111,453	3,575	15,611	17,149	1,538	66,730	66,787	57	1,595	293,746	318,607	24,861
1	横浜市	43,796	45,230	1,434	46,456	46,456	0	7,131	7,131	0	26,020	26,020	0	0	123,403	124,837	1,434
2	川崎市	17,158	17,158	0	20,360	20,455	95	3,606	3,606	0	15,523	15,523	0	0	56,647	56,742	95
3	相模原市	6,028	11,566	5,538	9,012	10,183	1,171	1,002	1,516	514	5,216	5,446	230	744	21,258	28,711	7,453
4	横須賀市	4,912	6,010	1,098	2,498	2,966	468	352	425	73	1,682	1,766	84	157	9,444	11,167	1,723
5	平塚市	3,038	4,157	1,119	2,433	2,501	68	263	417	154	1,495	1,519	24	178	7,229	8,594	1,365
6	鎌倉市	1,731	3,273	1,542	1,762	1,851	89	257	286	29	1,137	1,045	▲ 92	▲ 63	4,887	6,455	1,568
7	藤沢市	5,676	7,140	1,464	4,712	5,253	541	673	800	127	3,402	3,500	98	225	14,463	16,693	2,230
8	小田原市	1,511	2,518	1,007	2,062	2,258	196	255	290	35	1,171	1,175	4	39	4,999	6,241	1,242
9	茅ヶ崎市	3,025	3,376	351	2,971	2,873	▲ 98	304	361	57	1,703	1,587	▲ 116	▲ 59	8,003	8,197	194
10	逗子市	554	586	32	695	710	15	77	66	▲ 11	355	332	▲ 23	▲ 34	1,681	1,694	13
11	三浦市	441	722	281	214	262	48	19	21	2	117	102	▲ 15	▲ 13	791	1,107	316
12	秦野市	1,524	1,902	378	1,575	1,575	0	136	253	117	861	843	▲ 18	99	4,096	4,573	477
13	厚木市	2,380	2,480	100	2,512	2,608	96	265	402	137	1,244	1,260	16	153	6,401	6,750	349
14	大和市	3,107	3,722	615	2,916	3,193	277	378	502	124	2,081	2,121	40	164	8,482	9,538	1,056
15	伊勢原市	1,323	2,018	695	989	1,188	199	132	147	15	638	638	0	15	3,082	3,991	909
16	海老名市	1,389	2,012	623	1,723	1,457	▲ 266	127	181	54	1,082	841	▲ 241	▲ 187	4,321	4,491	170
17	座間市	1,479	1,818	339	1,348	1,595	247	161	187	26	877	877	0	26	3,865	4,477	612
18	南足柄市	313	724	411	497	481	▲ 16	76	63	▲ 13	270	229	▲ 41	▲ 54	1,156	1,497	341
19	綾瀬市	1,235	2,015	780	641	648	7	92	107	15	457	459	2	17	2,425	3,229	804
20	葉山町	428	885	457	287	294	7	44	44	0	164	166	2	2	923	1,389	466
21	寒川町	790	911	121	430	408	▲ 22	45	70	25	250	226	▲ 24	1	1,515	1,615	100
22	大磯町	345	401	56	226	232	6	22	30	8	126	113	▲ 13	▲ 5	719	776	57
23	二宮町	236	910	674	230	255	25	26	34	8	116	121	5	13	608	1,320	712
24	中井町	34	70	36	105	155	50	12	12	0	46	62	16	16	197	299	102
25	大井町	220	220	0	82	123	41	38	38	0	68	89	21	21	408	470	62
26	松田町	135	240	105	93	99	6	15	18	3	41	51	10	13	284	408	124
27	山北町	35	170	135	81	190	109	23	25	2	41	75	34	36	180	460	280
28	開成町	232	332	100	258	217	▲ 41	23	39	16	146	150	4	20	659	738	79
29	箱根町	31	120	89	92	164	72	15	16	1	57	77	20	21	195	377	182
30	真鶴町	22	36	14	54	70	16	5	6	1	22	29	7	8	103	141	38
31	湯河原町	77	125	48	212	312	100	9	21	12	106	127	21	33	404	585	181
32	愛川町	284	326	42	333	404	71	27	30	3	201	204	3	6	845	964	119
33	清川村	38	45	7	19	17	▲ 2	1	5	4	15	14	▲ 1	3	73	81	8

令和4年度

(単位:人)

		1号			2号			3号						小計	合計		
		① 量の 見込み	② 確保の 内容	②-①	③ 量の 見込み	④ 確保の 内容	④-③	0歳			1~2歳				⑨ 量の 見込み	⑩ 確保の 内容	⑩-⑨
								⑤ 量の 見込み	⑥ 確保の 内容	⑥-⑤	⑦ 量の 見込み	⑧ 確保の 内容	⑧-⑦				
県合計		96,918	118,254	21,336	109,422	113,516	4,094	16,075	17,696	1,621	68,839	69,041	202	1,823	291,254	318,507	27,253
1	横浜市	40,526	41,826	1,300	47,531	47,531	0	7,406	7,406	0	26,686	26,686	0	0	122,149	123,449	1,300
2	川崎市	15,901	15,901	0	20,703	20,743	40	3,749	3,749	0	16,409	16,409	0	0	56,762	56,802	40
3	相模原市	5,411	11,566	6,155	9,234	10,401	1,167	996	1,552	556	5,483	5,588	105	661	21,124	29,107	7,983
4	横須賀市	4,705	5,932	1,227	2,504	2,920	416	364	443	79	1,723	1,820	97	176	9,296	11,115	1,819
5	平塚市	2,944	4,157	1,213	2,369	2,501	132	262	420	158	1,535	1,535	0	158	7,110	8,613	1,503
6	鎌倉市	1,658	3,274	1,616	1,737	1,850	113	257	286	29	1,121	1,055	▲66	▲37	4,773	6,465	1,692
7	藤沢市	5,508	7,140	1,632	4,807	5,460	653	705	839	134	3,562	3,695	133	267	14,582	17,134	2,552
8	小田原市	1,475	2,518	1,043	2,046	2,251	205	256	290	34	1,191	1,198	7	41	4,968	6,257	1,289
9	茅ヶ崎市	2,893	3,316	423	3,065	3,006	▲59	310	361	51	1,753	1,647	▲106	▲55	8,021	8,330	309
10	逗子市	549	586	37	689	710	21	75	66	▲9	347	351	4	▲5	1,660	1,713	53
11	三浦市	428	722	294	207	262	55	18	21	3	113	102	▲11	▲8	766	1,107	341
12	秦野市	1,433	1,902	469	1,544	1,544	0	141	253	112	873	850	▲23	89	3,991	4,549	558
13	厚木市	2,275	2,480	205	2,403	2,608	205	262	401	139	1,249	1,258	9	148	6,189	6,747	558
14	大和市	2,859	3,722	863	3,099	3,193	94	385	505	120	2,068	2,072	4	124	8,411	9,492	1,081
15	伊勢原市	1,264	2,018	754	945	1,188	243	131	147	16	636	636	0	16	2,976	3,989	1,013
16	海老名市	1,377	1,922	545	1,708	1,601	▲107	125	189	64	1,065	953	▲112	▲48	4,275	4,665	390
17	座間市	1,468	1,818	350	1,363	1,621	258	158	187	29	867	911	44	73	3,856	4,537	681
18	南足柄市	292	723	431	462	489	27	74	70	▲4	272	253	▲19	▲23	1,100	1,535	435
19	綾瀬市	1,167	2,000	833	620	663	43	93	107	14	480	484	4	18	2,360	3,254	894
20	葉山町	361	875	514	242	339	97	42	59	17	184	196	12	29	829	1,469	640
21	寒川町	750	911	161	400	408	8	50	70	20	250	226	▲24	▲4	1,450	1,615	165
22	大磯町	365	385	20	230	232	2	22	30	8	122	113	▲9	▲1	739	760	21
23	二宮町	242	910	668	236	255	19	26	34	8	113	121	8	16	617	1,320	703
24	中井町	36	70	34	112	155	43	12	12	0	44	62	18	18	204	299	95
25	大井町	217	220	3	80	123	43	38	38	0	67	89	22	22	402	470	68
26	松田町	122	240	118	85	99	14	14	18	4	40	51	11	15	261	408	147
27	山北町	32	170	138	75	190	115	22	25	3	39	75	36	39	168	460	292
28	開成町	224	330	106	251	219	▲32	24	39	15	147	150	3	18	646	738	92
29	箱根町	28	120	92	85	164	79	15	16	1	62	77	15	16	190	377	187
30	真鶴町	20	36	16	49	70	21	5	6	1	21	29	8	9	95	141	46
31	湯河原町	71	125	54	195	312	117	9	21	12	100	127	27	39	375	585	210
32	愛川町	279	294	15	327	391	64	28	31	3	204	208	4	7	838	924	86
33	清川村	38	45	7	19	17	▲2	1	5	4	13	14	1	5	71	81	10

令和5年度

(単位:人)

		1号			2号			3号						合計			
		① 量の 見込み	② 確保の 内容	②-①	③ 量の 見込み	④ 確保の 内容	④-③	0歳			1~2歳			小計	⑨ 量の 見込み	⑩ 確保の 内容	⑩-⑨
								⑤ 量の 見込み	⑥ 確保の 内容	⑥-⑤	⑦ 量の 見込み	⑧ 確保の 内容	⑧-⑦				
県合計		91,706	113,595	21,889	111,513	115,888	4,375	16,541	18,224	1,683	70,504	70,944	440	2,123	290,264	318,651	28,387
1	横浜市	37,621	38,422	801	48,606	48,606	0	7,681	7,681	0	27,352	27,352	0	0	121,260	122,061	801
2	川崎市	14,929	14,929	0	21,327	21,347	20	3,896	3,896	0	17,134	17,134	0	0	57,286	57,306	20
3	相模原市	5,063	11,566	6,503	9,517	10,624	1,107	988	1,594	606	5,619	5,762	143	749	21,187	29,546	8,359
4	横須賀市	4,499	5,882	1,383	2,513	2,956	443	378	452	74	1,764	1,875	111	185	9,154	11,165	2,011
5	平塚市	2,910	4,157	1,247	2,353	2,501	148	261	420	159	1,535	1,535	0	159	7,059	8,613	1,554
6	鎌倉市	1,619	3,277	1,658	1,717	1,847	130	253	286	33	1,106	1,055	▲ 51	▲ 18	4,695	6,465	1,770
7	藤沢市	5,381	7,140	1,759	4,927	5,588	661	735	859	124	3,686	3,772	86	210	14,729	17,359	2,630
8	小田原市	1,438	2,358	920	2,028	2,282	254	258	293	35	1,213	1,214	1	36	4,937	6,147	1,210
9	茅ヶ崎市	2,716	3,256	540	3,103	3,114	11	314	360	46	1,799	1,675	▲ 124	▲ 78	7,932	8,405	473
10	逗子市	547	586	39	687	710	23	73	66	▲ 7	337	351	14	7	1,644	1,713	69
11	三浦市	415	722	307	200	262	62	18	21	3	109	102	▲ 7	▲ 4	742	1,107	365
12	秦野市	1,379	1,902	523	1,540	1,540	0	146	253	107	889	850	▲ 39	68	3,954	4,545	591
13	厚木市	2,237	2,480	243	2,363	2,608	245	259	401	142	1,230	1,258	28	170	6,089	6,747	658
14	大和市	2,717	3,722	1,005	3,221	3,226	5	398	511	113	2,070	2,093	23	136	8,406	9,552	1,146
15	伊勢原市	1,237	2,018	781	925	1,188	263	130	147	17	631	631	0	17	2,923	3,984	1,061
16	海老名市	1,372	1,922	550	1,702	1,709	7	123	207	84	1,044	1,052	8	92	4,241	4,890	649
17	座間市	1,453	1,818	365	1,372	1,621	249	155	187	32	850	911	61	93	3,830	4,537	707
18	南足柄市	280	723	443	443	489	46	73	76	3	262	266	4	7	1,058	1,554	496
19	綾瀬市	1,157	2,000	843	629	663	34	96	107	11	490	494	4	15	2,372	3,264	892
20	葉山町	348	875	527	234	339	105	41	59	18	179	196	17	35	802	1,469	667
21	寒川町	740	911	171	400	408	8	50	70	20	245	226	▲ 19	1	1,435	1,615	180
22	大磯町	367	369	2	234	232	▲ 2	21	30	9	119	113	▲ 6	3	741	744	3
23	二宮町	229	910	681	224	255	31	25	34	9	109	121	12	21	587	1,320	733
24	中井町	32	70	38	97	155	58	11	12	1	42	62	20	21	182	299	117
25	大井町	218	220	2	80	123	43	38	38	0	66	89	23	23	402	470	68
26	松田町	125	240	115	85	99	14	14	18	4	39	51	12	16	263	408	145
27	山北町	31	170	139	73	190	117	21	25	4	37	75	38	42	162	460	298
28	開成町	216	330	114	245	258	13	27	42	15	154	168	14	29	642	798	156
29	箱根町	28	120	92	83	164	81	15	16	1	60	77	17	18	186	377	191
30	真鶴町	22	36	14	55	70	15	5	6	1	20	29	9	10	102	141	39
31	湯河原町	69	125	56	190	312	122	8	21	13	95	127	32	45	362	585	223
32	愛川町	273	294	21	321	385	64	29	31	2	207	214	7	9	830	924	94
33	清川村	38	45	7	19	17	▲ 2	1	5	4	12	14	2	6	70	81	11

令和6年度

(単位:人)

		1号			2号			3号						小計	合計		
		① 量の 見込み	② 確保の 内容	②-①	③ 量の 見込み	④ 確保の 内容	④-③	0歳			1~2歳				⑨ 量の 見込み	⑩ 確保の 内容	⑩-⑨
								⑤ 量の 見込み	⑥ 確保の 内容	⑥-⑤	⑦ 量の 見込み	⑧ 確保の 内容	⑧-⑦				
県合計		86,928	109,253	22,325	113,709	118,390	4,681	17,007	18,728	1,721	72,153	72,851	698	2,419	289,797	319,222	29,425
1	横浜市	35,014	35,014	0	49,683	49,683	0	7,941	7,941	0	28,007	28,007	0	0	120,645	120,645	0
2	川崎市	14,059	14,059	0	22,109	22,109	0	4,059	4,059	0	17,890	17,890	0	0	58,117	58,117	0
3	相模原市	4,692	11,566	6,874	9,690	10,810	1,120	979	1,633	654	5,736	5,914	178	832	21,097	29,923	8,826
4	横須賀市	4,293	5,882	1,589	2,520	2,971	451	391	458	67	1,804	1,902	98	165	9,008	11,213	2,205
5	平塚市	2,886	4,157	1,271	2,344	2,501	157	259	420	161	1,535	1,535	0	161	7,024	8,613	1,589
6	鎌倉市	1,613	3,280	1,667	1,699	1,844	145	249	286	37	1,094	1,055	▲ 39	▲ 2	4,655	6,465	1,810
7	藤沢市	5,244	7,140	1,896	5,029	5,706	677	764	871	107	3,786	3,844	58	165	14,823	17,561	2,738
8	小田原市	1,426	2,238	812	2,053	2,340	287	261	306	45	1,231	1,265	34	79	4,971	6,149	1,178
9	茅ヶ崎市	2,575	3,220	645	3,173	3,198	25	319	360	41	1,841	1,707	▲ 134	▲ 93	7,908	8,485	577
10	逗子市	562	586	24	706	740	34	71	71	0	329	363	34	34	1,668	1,760	92
11	三浦市	402	722	320	194	262	68	17	21	4	106	102	▲ 4	0	719	1,107	388
12	秦野市	1,345	1,902	557	1,534	1,534	0	150	253	103	903	850	▲ 53	50	3,932	4,539	607
13	厚木市	2,211	2,480	269	2,336	2,608	272	260	401	141	1,220	1,258	38	179	6,027	6,747	720
14	大和市	2,536	3,722	1,186	3,292	3,292	0	413	523	110	2,069	2,135	66	176	8,310	9,672	1,362
15	伊勢原市	1,210	2,018	808	905	1,188	283	129	147	18	625	626	1	19	2,869	3,979	1,110
16	海老名市	1,355	1,922	567	1,680	1,709	29	121	207	86	1,024	1,052	28	114	4,180	4,890	710
17	座間市	1,418	1,818	400	1,364	1,647	283	152	187	35	835	945	110	145	3,769	4,597	828
18	南足柄市	282	813	531	445	519	74	71	79	8	253	284	31	39	1,051	1,695	644
19	綾瀬市	1,138	2,000	862	632	663	31	97	107	10	497	507	10	20	2,364	3,277	913
20	葉山町	349	875	526	234	339	105	40	59	19	173	196	23	42	796	1,469	673
21	寒川町	730	911	181	390	408	18	50	51	1	245	245	0	1	1,415	1,615	200
22	大磯町	340	368	28	261	294	33	21	37	16	117	142	25	41	739	841	102
23	二宮町	224	910	686	218	255	37	25	34	9	106	121	15	24	573	1,320	747
24	中井町	32	70	38	97	155	58	10	12	2	40	62	22	24	179	299	120
25	大井町	213	220	7	79	123	44	36	38	2	65	89	24	26	393	470	77
26	松田町	114	240	126	78	99	21	14	18	4	38	51	13	17	244	408	164
27	山北町	31	170	139	73	190	117	19	25	6	35	75	40	46	158	460	302
28	開成町	211	330	119	243	258	15	30	42	12	161	168	7	19	645	798	153
29	箱根町	28	120	92	85	164	79	15	16	1	59	77	18	19	187	377	190
30	真鶴町	20	36	16	51	70	19	5	6	1	19	29	10	11	95	141	46
31	湯河原町	64	125	61	175	312	137	8	21	13	90	127	37	50	337	585	248
32	愛川町	273	294	21	320	382	62	30	34	4	208	214	6	10	831	924	93
33	清川村	38	45	7	17	17	0	1	5	4	12	14	2	6	68	81	13

【参考】認定区分

教育・保育の認定区分	内 容
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、2号認定以外のもの (教育標準時間認定)
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、保育を必要とする事由に該当するもの(保育認定)
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもで、保育を必要とする事由に該当するもの(保育認定)

【参考】認定区分に対応する確保の内容の内訳

教育・保育の認定区分	認定区分に対応する確保の内容
1号認定	① 特定教育・保育施設(幼稚園、認定こども園) ② 確認を受けない幼稚園(新制度に移行していない私学助成園)の利用定員総数
2号認定	① 特定教育・保育施設(保育所、認定こども園) ② 認可外保育施設(自治体が運営費等の支援を行っている施設) ③ 幼稚園及び預かり保育(長時間・通年) ④ 企業主導型保育事業(地域枠のみ)の利用定員総数
3号認定	① 特定教育・保育施設(保育所、認定こども園) ② 特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業(地域の子どもの受入れがある場合)、居宅訪問型保育事業) ③ 認可外保育施設(自治体が運営費等の支援を行っている施設) ④ 企業主導型保育事業(地域枠のみ) ⑤ 幼稚園接続保育(幼稚園における2歳児預かり保育等の3歳未満児の受入れ)の利用定員総数

(6) 県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

ア 教育・保育施設の認可、認定の基本的な考え方

認可の基本的な考え方として、県による審査の結果、当該認可の申請が認可基準に適合しており、かつ、当該認可申請に係る施設の設置者が適格性の基準に該当すると認めるときは、原則、認可を行うこととします。

ただし、教育・保育の認定区分ごとに、県設定区域における施設や事業の利用定員の総数が県計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可によってこれを超えることになるか等と認めるとき等は認可をしないことができることとします。

イ 提供体制の確保の内容に含まれない施設に係る認可の申請に係る需給調整

計画上確保方策として見込まれていない事業者から認可の申請があった場合は、計画に定める需要量に達していない場合は、原則認可を行うこととしますが、計画に基づき保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができることとします。

ただし、その場合でも、現に教育・保育認定を受けた保護者の人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、待機児童が発生しているなど機動的な対応が必要と認められる場合には、地域の実情に応じて認可を行うこととします。

ウ 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整

① 移行に係る認可・認定に関する本県の基本的考え方

現行の幼稚園・保育所で、認定こども園への移行希望がある場合、市町村におけるニーズを確認したうえで、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定を行うこととします。

② 都道府県計画で定める数について

都道府県計画に定める数については、以下の理由により、引き続き本県では具体的な数値は設定しないこととします。

- 認定こども園への移行希望がある施設に関しては、当該移行分が市町村計画における供給（確保の内容）に反映されており、必要利用定員総数の範囲内で対応が可能と考えられること。
- 移行希望が明確でない施設に関しては、現時点でどの程度の施設が認定こども園に移行するののかの見通しが立たず、実務上「都道府県計画で定める数」をどの程度とすればよいかを想定することが困難であること。

(7) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保について

ア 教育・保育の一体的提供の体制の確保について

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、引き続き、その設置の促進に向けた取組みを進めます。

【再掲】移行に係る認可・認定に関する本県の基本的考え方

現行の幼稚園・保育所で、認定こども園への移行希望がある場合、市町村におけるニーズを確認したうえで、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定を行うこととします。

② 認定こども園の目標設置数及び設置時期

「(6)ウ② 都道府県計画で定める数について」のとおり、目標設置数及び設置時期を設定することは困難であり、具体的な数値は設定しないこととします。

イ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、また、この時期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいことから、それぞれの発達段階に応じた質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を安定的に提供し、子どもの健やかな育ちを保障することが必要です。

そこで、県は、実施主体である市町村と連携し、利用者が就労状況など家庭の状況や子どもの状況に応じて、教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業を選択し、利用することができるよう、計画的に環境整備を進めます。

ウ 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策

乳幼児期の発達は連続性を有しているものであるため、質の高い教育・保育の提供のためには、教育・保育を行う施設や事業者間の密接な連携が必要です。

特に、満3歳未満を対象とする小規模保育や家庭的保育など地域型保育事業の利用児童が、満3歳以降も安定して、連携施設である保育所、幼稚園、認定こども園（教育・保育施設）で教育・保育の提供を受けるためには、常に事業者間相互で連携を図り、個別の子どもの発達の連続性を維持していくことが大切です。

県では、事業者間での連携を円滑にし、連携施設の役割である給食の搬入や合同健康診断、さらに地域型保育事業の卒園児（3歳児）の受入れなど、子どもが安定的に質の高い教育・保育の提供が受けられるよう、市町村と連携して取り組んでいきます。

工 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との連携の推進方策

人は、乳幼児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通して、生涯にわたる人格形成を築いていきます。

そのためにも、乳幼児期から学童期への学びと発達の連続性の確保は、個々の子どもの健やかな成長に不可欠です。

県では、幼児期と小学校以降の教育を円滑につなぐため、幼稚園、保育所、認定こども園と就学先の小学校との連携について、事例発表や協議、講演などを含む研修講座の開催や指導資料の作成等や関係機関との連携等により、就学前教育と小学校教育の円滑な接続・連携に取り組んでいきます。

(8) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整について

本県における「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定における広域調整の取扱いは次のとおりとします。

ア 本県における市町村子ども・子育て支援事業計画上の広域調整の基本的考え方

市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する他市町村利用分とは、広域利用の現況を記載するものではなく、確保方策の記載に当たって施設整備等に取り組んでもなお他市町村の施設等の利用が必要な場合に、市町村間の調整・合意のうえで、供給量として見込む数とします。

イ 広域調整の実施方法

自市町村の住民の利用分として他市町村所在の特定教育・保育施設の利用を希望する場合は、利用を希望する市町村へ直接協議を申し出ることとします。

なお、協議が整った場合は、双方の市町村子ども・子育て支援事業の確保方策の欄に記載します。特に、他市町村の利用者を受け入れる市町村は、2号・3号について広域調整分（相手方他市町村の利用分）を含めて整備計画を行うとともに、相手方の他市町村の利用枠を担保することになることに留意します。

協議が整った場合、又は整わなかった場合についても、県へ進捗状況を報告することとし、協議が整わなかった場合については、県は広域的な見地から地域の実情に応じ、利用調整等を行うこととします。

2 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数

県では、下記の幼稚園教諭・保育士等の必要見込み数の設定の考え方に基づく算定方法により、県計画値の供給量（確保の内容）の利用定員数に対応する必要見込み数を算出し、計画的な人材確保の取組みを進めていきます。

◆ 幼稚園教諭・保育士等の必要見込み数の設定の考え方

- まず、県計画の「供給量（確保の内容）」における施設・事業の区分、認定区分（年齢）ごとの「利用定員数」を基に、各施設・事業、年齢、職種ごとの「配置基準（最低基準）」を用いて、「年度・職種」ごとの「配置基準上の必要数」を算定します。
- この「配置基準上の必要数」に、これまでの職員配置の現状に基づき算出した職種（必要に応じ施設・事業区分）ごとの「加配率」（配置基準を超えて配置されている職員数の割合）を乗じて、より実態に即した「必要見込み数」を設定します。

幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数（各年度4月1日時点）

（単位：人）

職種	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園教諭	8,061	7,726	7,354	7,047	6,788
保育士	37,239	38,531	39,607	40,644	41,666
保育教諭	2,955	3,126	3,353	3,425	3,498
保育従事者（※1）	68	76	82	92	101
家庭的保育者（※2）	195	210	219	240	251
家庭的保育補助者（※3）	173	187	195	206	215

※1 小規模保育事業（B型）及び事業所内保育事業（小規模B型基準）における保育従事者

※2 小規模保育事業（C型）、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

※3 小規模保育事業（C型）及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

【参考】施設・事業別、職種別、年齢別 配置基準（最低基準）

区 分		必要となる人材	配置基準	
特定教育・保育施設	幼稚園	幼稚園教諭	4歳以上児 3歳児	30 : 1 20 : 1
	保育所	保育士	4歳以上児 3歳児	30 : 1 20 : 1
	認定こども園	幼稚園教諭 保育士 保育教諭	1～2歳児 0歳児	6 : 1 3 : 1
特定地域型保育事業	小規模保育事業	A型 保育士	1～2歳児 0歳児	6 : 1 3 : 1
		B型 保育士 保育従事者	1～2歳児 0歳児 ※1 / 2以上は保育士	6 : 1 3 : 1
		C型 家庭的保育者	0～2歳児	3 : 1
	家庭的保育事業	家庭的保育補助者	※補助者を置く場合は5 : 2	
	居宅訪問型保育事業	家庭的保育者	0～2歳児	1 : 1
	事業所内保育事業	保育士 保育従事者	定員20名以上 定員19名以下	保育所と同様 小規模保育と同様
その他	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	幼稚園教諭 保育士	4歳以上児 3歳児	30 : 1 20 : 1
	企業主導型保育事業 (地域枠)	保育士 保育従事者	4歳以上児 3歳児 1～2歳児 0歳児 ※1 / 2以上は保育士	30 : 1 20 : 1 6 : 1 3 : 1
	幼稚園接続保育	幼稚園教諭 保育士	1～2歳児	6 : 1

VI 計画の点検・評価及び推進体制

ここでは、計画の達成状況の点検・評価及び推進体制について記載します。

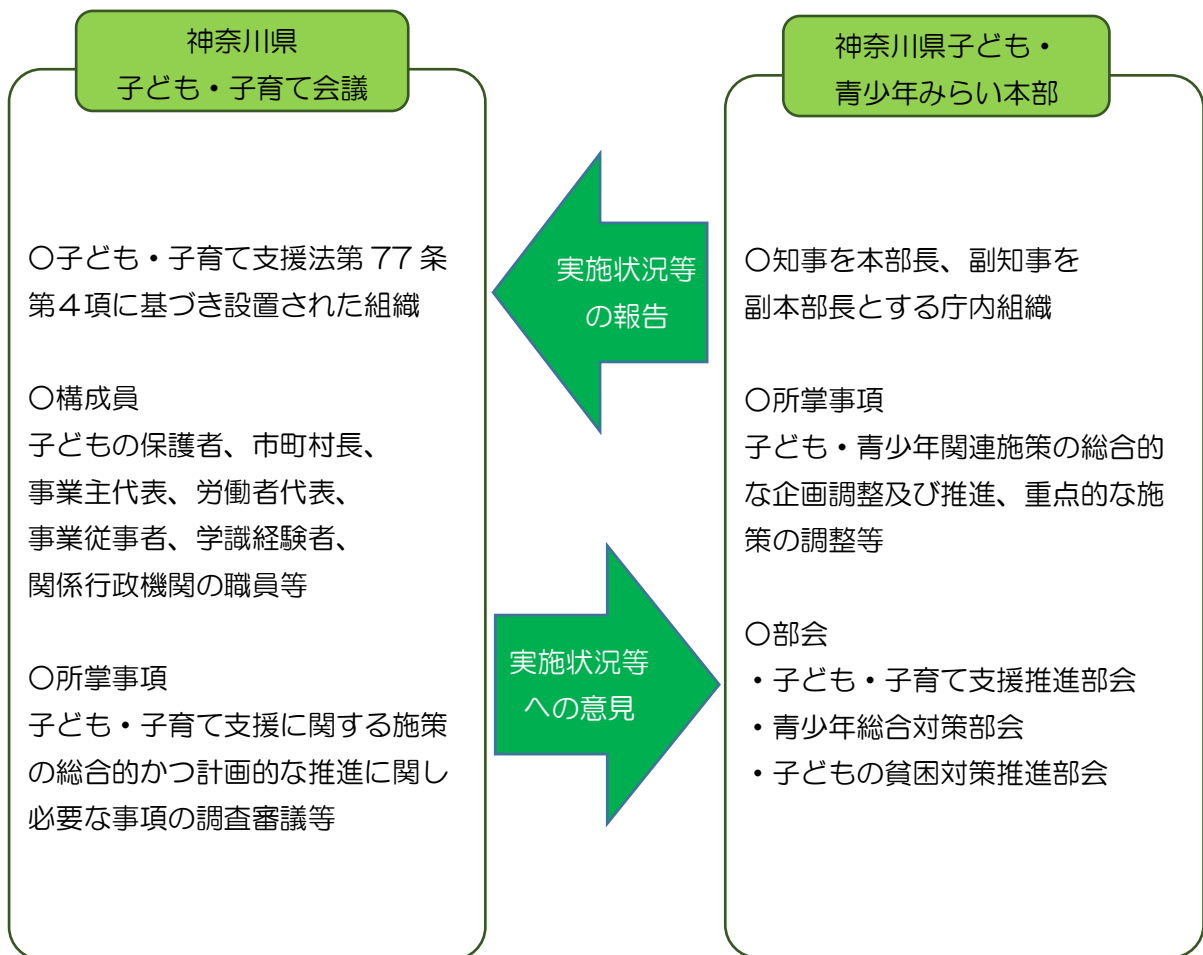
1 計画の達成状況の点検・評価

毎年度、計画に基づく施策の実施状況等について、点検・評価し、神奈川県子ども・子育て会議で審議するとともに、その結果を公表します。

また、点検・評価結果や社会情勢の変化、国の施策の動向、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画期間の中間年を目安に計画の見直しを行います。

2 計画の推進体制

神奈川県子ども・子育て会議及び神奈川県子ども・青少年みらい本部において、子ども・子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進していきます。



3 各施策の数値目標

基本的視点1 「子どもが生きる力」を伸ばすために

目標設定項目	現状値	目標値				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
「いのちの大切さを学ぶ教室」の実施回数* ¹	回 56 (H30年度末)	回 80	回 80	回 80	回 80	回 80
いのちの授業作文コンクール応募件数 (幼・小・中・高・特別支援合計)* ¹	件 8,208 (R1年9月)	件 8,500	件 9,000	件 9,500	件 10,000	件 10,500
体力テスト総合評価5段階のうちD、Eの児童の割合* ²	% 31.9 (H30年度末)	% 29.5	% 28.5	% 27.5	% 26.5	% 25.5
親子ふれあい体操教室実施市町村数(累計)* ¹	市町村 10 (H30年度末)	市町村 11	市町村 12	市町村 13	市町村 14	市町村 15
放課後子ども教室の実施箇所数(政令・中核市を除く)* ¹	箇所 146 (H30年度末)	箇所 181	箇所 206	箇所 231	箇所 256	箇所 全小学校区数 (R元年度現在: 283校区)
思春期から妊娠適齢期の男女を対象とした健康などに関する健康教育等参加者数(累計)* ¹	人 30,059 (H30年度末)	人 45,000	人 52,500	人 60,000	人 67,500	人 75,000
青少年エイズ・性感染症予防講演会の受講者数* ¹	人 11,793 (R1年9月)	人 12,000	人 12,000	人 12,000	人 12,000	人 12,000
県内の全小学校6年生への児童向け喫煙防止啓発リーフレット配布数* ¹	県内全小学校6年生全員に配布 (H30年度末)	県内全小学校6年生全員に配布	県内全小学校6年生全員に配布	県内全小学校6年生全員に配布	県内全小学校6年生全員に配布	県内全小学校6年生全員に配布
県立高校等での喫煙防止教育の実施校数* ¹	校 28 (H30年度末)	校 35	校 35	校 35	校 35	校 35
神奈川県青少年保護育成条例の内容を知っている保護者の割合* ¹	% 63.2 (H30年度末)	% 66.0	% 68.0	% 70.0	% 71.0	% 72.0

目標設定項目	現状値	目標値				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
里親等委託率* ¹	% 16.5 (H30年度末)	% 19.2	% 20.6	% 21.6	% 22.9	% 24.0
母子・父子自立支援員による相談件数* ¹	件 16,690 (H30年度末)	件 17,000	件 17,000	件 17,000	件 17,000	件 17,000
保育エキスパート等研修に係る障がい児保育に関する研修の修了者数（累計）* ¹	人 2,517 (H30年度末)	人 5,040	人 6,436	人 7,832	人 9,228	人 10,624
医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数（累計）* ¹	人 11 (H30年度末)	人 30	人 40	人 50	人 60	人 70
いじめ認知件数のうち、「解消」した割合* ³	% 78.5 (H29年度末)	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100

基本的視点2 「保護者が育てる力」を発揮するために

目標設定項目	現状値	目標値				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保育所等利用待機児童数* ⁴	人 750 (H31年4月)	人 230	人 0	人 0	人 0	人 0
放課後児童クラブの施設数* ¹	施設 1,243 (H31年5月)	施設 1,503	施設 1,552	施設 1,591	施設 1,634	施設 1,681
幼稚園教諭研修の受講者数（累計）* ¹	人 4,649 (H30年度末)	人 4,700	人 9,300	人 13,900	人 18,500	人 23,100
保育エキスパート等研修の修了者数（累計）* ¹	人 16,293 (H30年度末)	人 43,825	人 55,965	人 68,105	人 80,245	人 92,385
放課後児童支援員及び放課後子ども教室指導者等の資質向上のための研修等の実施回数* ¹	年20回 (H30年度末)	年20回	年20回	年20回	年20回	年20回
妊娠出産について満足している者の割合* ⁵	% 82.20 (H30年度)	% 83.00	% 83.50	% 84.00	% 84.50	% 85.00
風しん予防接種者報告数（累計）* ¹	件 96,287 (H30年度末)	件 209,000	件 272,000	件 283,000	件 292,000	件 299,000

目標設定項目	現状値	目標値				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
県立学校の児童・生徒によるDIG（災害図上訓練）の実施率* ¹	% 89.0 (H30年度末)	% 92.9	% 94.7	% 96.4	% 98.2	% 100

基本的視点3 「社会全体が支える力」を大きくするために

目標設定項目	現状値	目標値				
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
かながわ子育て応援パスポートの協力施設数* ¹	施設 3,541 (R1年10月)	施設 3,640	施設 3,715	施設 3,790	施設 3,865	施設 3,940
病児・病後児保育事業の実施市町村数（累計）* ¹	市町村 23 (H31年4月)	市町村 24	市町村 25	市町村 26	市町村 28	市町村 33
25～44歳の女性の就業率（暦年）* ⁶	% 74.5 (H30年度)	% 76.5	% 77.5	% 78.5	% 79.5	% 80.5
事業所における育児休業利用者に占める男性の割合* ⁷	% 10.1 (H30年10月)	% 11.7	% 12.5	% 13.3	% 14.1	% 14.9

<出典>

- 1 県独自集計
- 2 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）
- 3 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査
- 4 保育所等利用待機児童数調査（厚生労働省）
- 5 健やか親子21（第2次）（厚生労働省）
- 6 労働力調査（総務省）
- 7 神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出

VII 参考資料

1 計画改定の経過

年月日	経過
平成30年 3月20日	第9回県子ども・子育て会議
平成30年 11月27日	第10回県子ども・子育て会議
平成31年 3月28日	第11回県子ども・子育て会議
令和元年 6月	県議会令和元年第2回定例会に計画改定について報告
令和元年 7月22日	令和元年度第1回神奈川県子ども・青少年みらい本部 子ども・子育て支援推進部会
令和元年 8月 6日	第12回県子ども・子育て会議
令和元年 10月17日	第9回県子ども・子育て会議 計画フレーム専門部会
令和元年 10月21日	第10回県子ども・子育て会議 子育て支援人材・情報専門 部会
令和元年 10月28日	令和元年度第2回神奈川県子ども・青少年みらい本部 子ども・子育て支援推進部会
令和元年 11月13日	第13回県子ども・子育て会議
令和元年 12月	県議会令和元年第3回定例会に改定素案を報告
令和元年 12月18日 ～令和2年1月17日	改定素案の県民意見募集（パブリック・コメント） を実施
令和2年 3月	県議会令和2年第1回定例会に改定案を報告
令和2年 3月24日	第14回県子ども・子育て会議

2 関連条例

■ 神奈川県子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第5項において準用する同条第3項の規定に基づき、神奈川県子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 神奈川県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の委員（以下「委員」という。）は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(専門委員)

第4条 子ども・子育て会議に、専門の事項について調査審議させる必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、その分掌する事項は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

部会	分掌する事項
計画フレーム専門部会	子ども・子育て支援法第62条第2項第1号及び第2号並びに同条第3項第1号に掲げる事項
子育て支援人材・情報専門部会	子ども・子育て支援法第62条第2項第3号及び同条第3項第2号に掲げる事項
幼保連携型認定こども園認可専門部会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可、同法第21条第1項の規定による事業の停止及び施設の閉鎖並びに同法第22条第1項の規定による認可の取消し並びに幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）第3条第1項の規定による勧告に関する事項

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 6 部会長は、部会で議決した事項について、子ども・子育て会議に報告し、次条の規定により部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とした場合を除き、その承認を得なければならない。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会の委員」と読み替えるものとする。

（子ども・子育て会議と部会との関係）

第7条 子ども・子育て会議は、前条第1項の表幼保連携型認定こども園認可専門部会の項分掌する事項の欄に定める事項について、幼保連携型認定こども園認可専門部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

（委員でない者の出席）

第8条 子ども・子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験のある者、関係行政機関の職員その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（会長への委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月21日条例第61号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から同日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日〔平成27年3月規則第25号で、同27年3月31日〕までの間における改正後

の第6条第1項の表幼保連携型認定こども園認可専門部会の項分掌する事項の欄の適用については、同欄中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」と、「認可、同法第21条第1項の規定による事業の停止及び施設の閉鎖並びに同法第22条第1項の規定による認可の取消し並びに幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）第3条第1項の規定による勧告」とあるのは「認可」とする。

■ 附属機関の設置に関する条例（抜粋）

別表（第2条関係）

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
知事	(略)	(略)	(略)
	神奈川県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定に基づき、子ども・子育て支援事業支援計画、子ども・子育て支援に関する施策の総合かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議し、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）第3条第1項に規定する設備及び運営の向上につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
	(略)	(略)	(略)

■ 神奈川県子ども・子育て支援推進条例

(目的)

第1条 この条例は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、子ども・子育て支援について、基本理念を定め、並びに県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民の責務を明らかにするとともに、子ども・子育て支援を推進するための基本となる事項を定めることにより、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもが健やかに生まれ、かつ、育つことができ、及び県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備を図り、もって県民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども・子育て支援 子どもの人権が尊重されるための措置、子ども及び子どもを生み、育てる家庭に対する支援、県民の職業生活と子どもを生み、育てるための家庭生活との両立が図られるようにするための取組その他子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもが健やかに生まれ、かつ、育つことができるようにするための取組をいう。
- (2) 子ども・子育て支援機関等 子ども・子育て支援を行う児童福祉施設、教育機関その他の関係機関及び民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 子ども・子育て支援は、子どもの国籍、性別、障害の有無等を問わず、その人権を尊重するとともに、子どもが権利の主体として、自他を敬愛し、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、自主及び自立の精神を養い、並びに学習、体験等を通じて人格を形成することを旨として推進されなければならない。

- 2 子ども・子育て支援は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重して推進されなければならない。
- 3 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、家庭その他の場における生活を尊重して推進されなければならない。
- 4 子ども・子育て支援は、次代の社会を担う子どもを生み、育てることに真に誇りと喜びを感じることができる社会の実現が重要な意義を有することにかんがみ、県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村が行う子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し、必要な支援及び広域的な見地からの調整を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民の自主的かつ積極的な子ども・子育て支援を推進するため、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行うよう努

めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援についての理解を深め、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう従業員を対象とする子ども・子育て支援を推進するとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(子ども・子育て支援機関等の責務)

第6条 子ども・子育て支援機関等は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、子ども・子育て支援を推進するとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援の重要性についての関心と理解を深めるとともに、県が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 県は、市町村、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民と連携し、及び協働して、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ広域的な推進を図るための体制を整備するものとする。

(生命の尊厳等についての教育の充実)

第9条 県は、生命の尊厳、子どもの人権尊重の重要性及び子育ての意義について、子どもの関心と理解を深めるよう教育の充実に取り組むものとする。

(子どもの安全な生活等の確保のための支援)

第10条 県は、子ども自身が安全な生活及び心身の健康を確保していくための教育を充実し、及び子ども、父母その他の保護者等に対し学習の機会の提供その他必要な支援を行うものとする。

(子どもの人権侵害に対する措置)

第11条 県は、いじめ、虐待等の子どもの人権侵害の予防、子どもの人権侵害に関する相談体制の整備、子どもの人権侵害状況の改善のための助言、指導及び調査その他必要な措置を講ずるものとする。

(養護を必要とする子どもの福祉の充実等)

第12条 県は、養護を必要とする子どもの福祉の充実と自立を支援するために、児童養護施設、里親その他の家庭に代わって子どもを養育するものの役割に対する理解の促進、専門的な人材育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(貧困の状況にある子ども等に対する支援)

第13条 県は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援その他必要な支援及び社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくりを行うものとする。

(子育て家庭に対する支援)

第14条 県は、子どもを生み、育てる家庭に対して、子育ての負担の軽減を図るため、

必要な知識の普及、情報の提供、専門的な相談の実施その他必要な支援を行うものとする。

(職業生活と家庭生活の両立のための措置)

第15条 県は、県民の職業生活と子どもを生み、育てるための家庭生活との両立が図られるようにするため、子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の普及、保育等に係る体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(基準に適合する事業者の認証等)

第16条 知事は、事業者からの申請に基づき、規則で定めるところにより、当該事業者について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業に関する事項について就業規則その他これに準ずるものに規定していること、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項若しくは第4項の規定により同条第1項に規定する一般事業主行動計画の届出をして同条第3項若しくは第5項の規定による公表を行っていること又は同法第15条の2の規定による認定を受けていることその他の規則で定める基準に適合するものである旨の認証を行うことができる。

2 知事は、前項の認証をしたときは、当該認証の申請をした事業者に対し、認証証明書を交付するとともに、規則で定めるところにより、当該事業者が行う子ども・子育て支援に関する事項で規則で定めるもの（以下「登録事項」という。）を規則で定める登録簿に登録するものとする。

3 知事は、前項の登録簿を一般の縦覧に供さなければならない。

(変更の届出等)

第17条 前条第1項の規定による認証を受けた事業者（次条において「認証事業者」という。）は、登録事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、前条第2項の登録簿につき、当該届出に係る登録事項を変更しなければならない。

(認証の取消し等)

第18条 知事は、認証事業者が第16条第1項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認証を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、第16条第2項の登録簿につき、当該取消しを受けた事業者の登録事項を抹消しなければならない。

(子ども・子育て支援を行っている事業者への配慮)

第19条 県は、従業員のための子ども・子育て支援を行っていると認められる事業者に対して、県の事業の実施に当たっては、優先的な取扱い等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者及び子ども・子育て支援機関等に対する支援)

第20条 県は、事業者及び子ども・子育て支援機関等が、適切かつ効果的に子ども・子育て支援を推進できるよう、情報の提供、助言、研修の機会の提供その他必要な支援を行うものとする。

(表彰)

第21条 県は、子ども・子育て支援の推進に寄与したものの表彰に努めるものとする。

(かながわ子ども・子育て支援月間)

第22条 県は、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民による子ども・子育て支援を推進するため、かながわ子ども・子育て支援月間を設ける。

2 かながわ子ども・子育て支援月間は、8月とする。

3 県は、かながわ子ども・子育て支援月間には、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

(報告書の作成及び公表)

第23条 知事は、毎年、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、及び公表するものとする。

(県民の意見の反映)

第24条 県は、県の子ども・子育て支援に関する施策に、県民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成20年7月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日条例第34号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第15条第1項の改正規定は、同年7月1日から施行する。



神奈川県

福祉子どもみらい局 子どもみらい部 次世代育成課
横浜市中区日本大通1 〒231-8588 TEL 045-210-4666(直通)